



**生活困窮者自立支援事業の充実を目指すための
自治体支援等に関する調査・研究事業
《報告書》**

目次

I. 研究の概要	1
II. 研究の目的	1
III. 事業実施の概要	2
IV. 事業結果	
1. 生活困窮者自立支援事業の充実に向けた課題整理アンケート	
1-1 目的	9
1-2 アンケート調査実施概要	9
1-3 アンケート調査結果の考察	11
1-4 自治体の自由記入欄の考察	27
1-5 アンケート集計結果	33
生活困窮者自立支援事業の充実に向けた課題整理のアンケート	49
2. 自治体コンサルタントサービス事業	
2-1 目的	55
2-2 概要	55
2-3 自立相談支援事業のコンサルタントサービス	59
(1) 小田原市(神奈川県)	
2-4 就労準備支援事業のコンサルタントサービス	67
(1) 旭川市(北海道)	
(2) 須賀川市(福島県)	
(3) 奈良県	
(4) 利用自治体からの報告	
2-5 家計相談支援事業のコンサルタントサービス	81
(1) 実施自治体の概況	
(2) コンサルタント応募自治体の課題	
(3) まとめ	
(4) 利用自治体からの評価・感想	
(5) 高知市	
(6) 山形市	
(7) 三条市(新潟県)	
(8) 高槻市(大阪府)	
(9) 豊見城市(沖縄県)	
(10) 多久市(佐賀県)	

I. 研究の概要

自治体の実情（社会資源・財政・人材など）を調査する自治体アンケートの集約・分析及び、自治体の実情に合わせた自立相談支援事業、就労準備支援・家計相談支援等の任意事業の立ち上げや強化のためのコンサルタントの進め方に関する調査・研究事業である。

II. 研究の目的

生活困窮者自立支援法の施行から2年が経過し、厚生労働省の生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のまとめによると、新規相談者は約45万人、プラン作成により継続的に支援した人は約12万人、就労や増収などの段階を経て自立に向かっている人も約6万人となり、生活困窮の深刻化を予防する法の支援効果が、着実に現れてきている。しかし支援の拡がりの一方で課題も残っており、生活困窮者の自立を支える就労準備支援や家計相談支援等の任意事業を実施していない自治体が多く、十分な支援が行えていない可能性があることが明らかとなった。今後任意事業の強化がテーマになっていくと思われるが、平成28年度の実施率は、就労準備支援事業：39%、一時生活支援事業：26%、家計相談支援事業：34%、子どもの学習支援事業：47%とあまり進んでいないのが実態である。

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」は、この制度における重要且つ不変のテーマである。この2つは、社会的孤立や生きづらさも含めすべての相談を断らず包括的に支援することを通じて、地域でもう一度主体的な自立生活を目指すに当たり、欠くことのできないものであるが、生活困窮者自立支援の地域との関係づくりにおいては、まだ試行錯誤している自治体が多い。包括的な自立支援を的確に行うための支援体系の構築は地域ごとにばらつきがあり、それが支援実績にも投影され、先進的に取り組む自治体と取り組みが脆弱な自治体の差が開きつつある。そのため、自治体に対し、①一人ひとりを大事にする個別支援強化のための支援、②任意事業実施の支援、③庁内連携・地域連携に向けた支援、が必要と考えられる。

上述を踏まえて、以下の3点を目的にして、本事業を行う。

- 1点目は、全国の全ての自治体に困窮者支援事業の充実に向けてはどのような課題があり、どのようなコンサルタントサービスが必要かについて、自治体アンケートを実施する。
- 2点目は、今年度実験的にコンサルタントサービスの利用希望自治体に対して、コンサルタントサービスを実施する。
- 3点目は、コンサルタントサービスの継続実施や相談支援員の研修に生かすためのニーズを把握する。

Ⅲ. 事業実施の概要

本調査・研究事業では、上述の目的を達するため、以下の調査・研究を行った。

(1) 全国の自治体を対象にしたアンケート調査の実施

- 1) 困窮者支援事業の充実にに向けた自治体支援のニーズを把握するために、以下の4つの内容について、自治体へアンケートを実施した。
 - ①個別相談の支援課題(支援困難事例への対応方法、任意事業に取り組むでの疑問等)
 - ②任意事業実施のための支援課題(社会資源の活用方法、立ち上げ支援等)
 - ③庁内連携、地域連携に向けた支援課題(組織運営、ガバナンスのあり方等)
 - ④上記以外の自治体が希望する支援課題
- 2) アンケートの集約と分析を行った。

(2) 応募自治体へのアドバイスや実験的なコンサルタントサービスの実施

- 1) 利用申込みがあった19自治体から、コンサルタントサービスを実施する10自治体を選定した。
- 2) 「個別相談強化のための支援」や「任意事業実施の支援」「庁内連携、地域連携に向けた支援」に関しては、自立相談支援、家計相談支援、就労準備支援のパイオニアである委員などが現地に出向いてアドバイスやコンサルタントを実施した。1自治体は自立相談支援を主なテーマとし、6自治体は家計相談支援を主なテーマとし、3自治体は就労準備支援を主なテーマとして、事前調査、小委員会、必要に応じてアドバイスやコンサルタント、研修会などを実施した。

(3) 以上を推進するための検討委員会や小委員会を開催した。

《委員長》

奥田 知志 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事
(認定NPO抱樸理事長)

《委員》

五石 敬路 大阪市立大学准教授

新保 美香 明治学院大学教授

櫛部 武俊 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事
(一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会副代表)

西岡 正次 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事
(Aワーク創造館就労支援室長)

谷口 仁史 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク研修委員
(NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表)

行岡 みち子 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長
(生活協同組合連合会グリーンコープ連合常務理事・生活再生事業推進室長)

(4) 事業実施期間

平成29年7月～平成30年3月31日

(5) 調査研究の過程

1) 活動経緯

平成29年

- 9月 1日 コンサルティングモデル事業希望自治体の募集案内発送
- 9月20日 コンサルティングモデル事業希望自治体の応募締切
- 9月21日 第1回検討委員会
- 9月27日 家計相談支援事業自治体コンサルティングのための事前調査（沖縄県豊見城市）
- 10月 2日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（奈良県）
- 10月 9日 自立相談支援事業自治体コンサルティング小委員会（神奈川県小田原市）
- 10月11日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（福島県須賀川市）
- 10月12日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（北海道旭川市）
- 10月16日 家計相談支援事業自治体コンサルティングのための事前調査（大阪府高槻市）
- 10月19日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（奈良県）
家計相談支援事業自治体コンサルティングのための事前調査（山形県山形市）
- 10月20日 家計相談支援事業自治体コンサルティングのための事前調査（新潟県三条市）
- 11月 6日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（福島県須賀川市）
- 11月14日 家計相談支援事業自治体コンサルティングとしての兵庫県神戸市の家計相談支援事業視察（大阪府高槻市）
- 11月15～16日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（北海道旭川市）
- 11月15～17日 自立相談支援事業自治体コンサルティングヒアリング調査（神奈川県小田原市）
- 12月 5日 生活困窮者自立支援事業の充実に向けた課題整理アンケート依頼自治体へ発送
- 12月 8日 家計相談支援事業自治体コンサルティングのための事前調査（大阪府豊中市）
- 12月15～16日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（福島県須賀川市）
- 12月20日 自立相談支援事業自治体コンサルティング小委員会（神奈川県小田原市）
- 12月22日 就労準備支援事業自治体コンサルティング小委員会
就労準備支援事業自治体コンサルティング（奈良県）
- 12月25日 就労準備支援事業自治体コンサルティング（北海道旭川市）
家計相談支援事業自治体コンサルティング小委員会（大阪府高槻市）

- 1 2月26日 家計相談支援事業自治体コンサルティング事前調査(佐賀県多久市)
- 平成30年
- 1月 9日 家計相談支援事業自治体コンサルティング(高知市)
- 1月10日 就労準備支援自治体コンサルティング(奈良県)
家計相談支援事業自治体コンサルティング小委員会(高知市)
- 1月15日 生活困窮者自立支援事業の充実に向けた課題整理アンケート締切
- 1月18～19日 就労準備支援事業自治体コンサルティング(北海道旭川市)
- 1月20～21日 家計相談支援事業自治体コンサルティング事業としての研修会参加(佐賀県多久市)
- 1月30日 就労準備支援事業自治体コンサルティング(福島県須賀川市)
- 2月 1日 家計相談支援事業自治体コンサルティング小委員会(高知市)
- 2月 3日 自立相談支援事業自治体コンサルティング研修会(神奈川県小田原市)
- 2月 6日 家計相談支援事業自治体コンサルティング事業としての研修会参加(佐賀県多久市)
- 2月 7日 第2回検討委員会
アンケート分析委員会(第1回)
- 2月 8日 就労準備支援事業自治体コンサルティング(福島県須賀川市)
- 2月14日 家計相談支援事業自治体コンサルティング研修会(新潟県三条市)
- 2月19日 家計相談支援事業自治体コンサルティング研修会(高知市)
- 2月22日 就労準備支援事業自治体コンサルティング(奈良県)
家計相談支援事業自治体コンサルティング研修会(山形市)
- 2月26日 家計相談支援事業自治体コンサルティングとしての就労支援研修会(高知市)
- 3月 2日 家計相談支援事業自治体コンサルティング研修会(大阪府高槻市)
- 3月 9日 第3回検討委員会
アンケート分析委員会(第2回)
コンサルタントサービスまとめ委員会(第1回)
- 3月16日 家計相談支援事業自治体コンサルティング研修会(沖縄県豊見城市)
- 3月22～23日 就労準備支援事業自治体コンサルティング(北海道旭川市)
- 3月28日 第4回検討委員会
アンケート分析委員会(第3回)
コンサルタントサービスまとめ委員会(第2回)

1) 委員会開催経緯

- ① 第1回検討委員会 開催
日時：平成29年9月21日
場所：オルター・トレード・ジャパン会議室
- ② 第2回検討委員会 開催
アンケート分析委員会
日時：平成30年2月7日

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ミーティングルーム

③ 第3回検討委員会 開催

アンケート分析委員会

日時：平成30年3月9日 13:00～

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ミーティングルーム

④ 第4回検討委員会 開催

コンサルタント事業のまとめ委員会

日時：平成30年3月9日 16:00～

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ミーティングルーム

⑤ 第5回検討委員会 開催

アンケート及びコンサルタント事業のまとめ委員会

日時：平成30年3月28日

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ミーティングルーム



IV. 事業結果

1. 生活困窮者自立支援事業の充実に向けた課題整理アンケート

1-1 目的

自治体コンサルタント事業を行うにあたって、どのような支援が必要かを探り、支援内容に反映させる。

生活困窮者自立支援制度施行から3年目となり、相談支援の現場の取り組みが深まり広がる中、支援現場ではさまざまな課題も見えてきていることを踏まえ、全国の自治体の困窮者支援の充実に向けて、現在、自治体が困っている生活困窮者自立支援制度の課題を集約し、全国の困窮者支援の状況を把握・分析する。

1-2 アンケート調査実施概要

(1) アンケート配布について

実施対象：生活困窮者自立支援事業を実施している都道府県、指定都市、特別区、中核市、
一般市 861自治体

実施期間：平成29年12月5日発送、平成30年1月15日回収締切

実施方法：郵送配布、郵送回収

(2) アンケート回収、集計について

回収状況：回収数…594自治体（2月14日までの回収分含む）

回収率…69.0%

但し、未記入箇所があった回答用紙についても、記入箇所のみ集計した。

集計方法：質問項目別にエクセルシートに入力してフィルターをかけて集計し、合計・平均・割合などの数値を出した。

結果数値：特に断りのない限り、小数点以下第二位で四捨五入した。

(3) アンケート内容

生活困窮者自立支援事業実施自治体に対して、自治体の事業実績、及び事業評価を数値や選択肢で回答する形式にし、最後に自由記入欄を設けた。

配布したアンケート用紙は、p49～54参照

1-3 アンケート調査結果の考察

執筆者 大阪立大学准教授 五石敬路

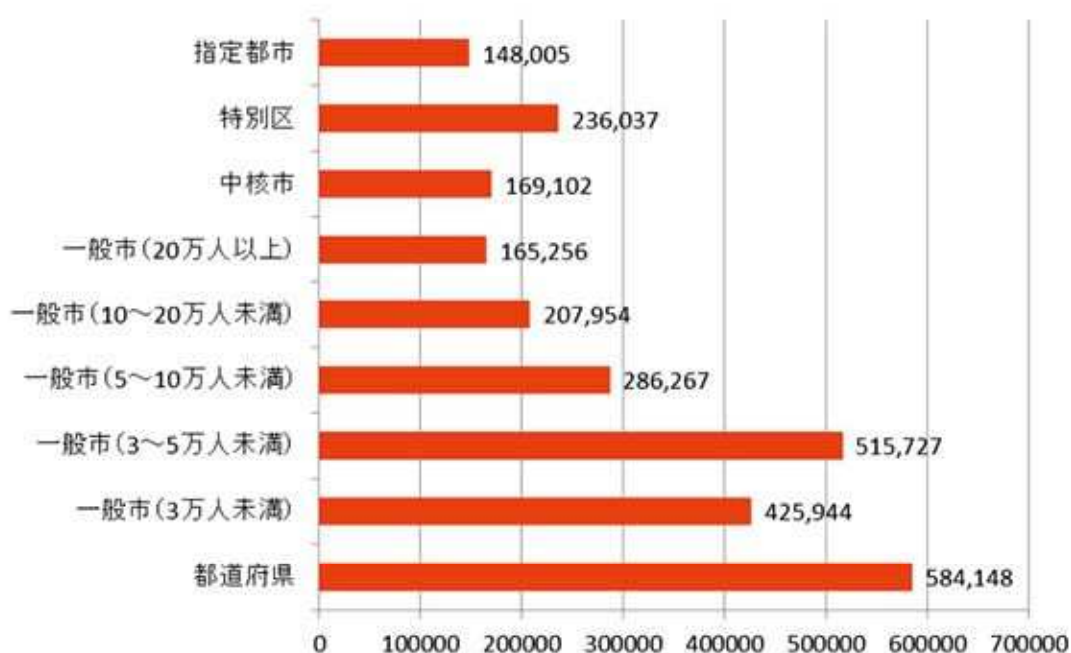
以下では、アンケートの質問内容に沿って、事業体制等（問1）、事業実績（問2）、事業全体としての目標到達度（問3）、事業の考え方（問4）のそれぞれについて、分析を深める。なお、「自治体人口規模」については、特に言及のない限り、小さい順に、都道府県、一般市（3万人未満）、一般市（3～5万人未満）、一般市（5～10万人未満）、一般市（10～20万人未満）、一般市（20万人以上）、中核市、特別区、指定都市として考えている。

（1）事業体制等についての分析

まず、図表1では、平成29年度の予算を新規相談件数で割り、これを新規相談1件あたり予算規模として、その平均額を自治体人口規模別に見た。一見して、人口規模が小さい（大きい）ほど、新規相談1件あたりの予算規模が大きい（小さい）ことが分かる。つまり、人口が小さい自治体ほど、新規相談1件あたりのコストがかかっている。具体的には、指定都市は1件あたり約14万8千円と最も予算規模が小さく、都道府県は1件あたり約58万4千円と最も予算規模が大きい。後者は前者の約4倍となり、人口規模による格差が小さくないことを確認することができる。

図表1 自治体人口規模別に見た新規相談1件あたり予算規模
（平成29年度）

（単位：円）



次の図表2～4では、任意2事業（就労準備支援事業、家計相談支援事業）について、両方とも実施している自治体、どちらかひとつを実施している自治体、両方とも実施していない自治体に分け、実績、目標達成度、現状評価に違いがあるかどうかを見た。また、実績、目標達成度、現状評価等は、自治体人口規模とも相関があることから、自治体規模別

にグラフを作成した。

まず、図表2は、アンケートの「新規相談の経路について」のうち、「② 他の機関・団体からリファーされたケース」の割合の平均値を、任意2事業実施数別、自治体人口規模別に表している。左上にある「全体」を見ると、任意2事業を両方とも実施している場合43.4%、1事業を実施している場合39.9%、両方とも実施していない場合34.1%と、任意2事業を一体的に実施しているほど、他の機関・団体からリファーされたケースの割合が高いことが分かる。

人口規模別では、全体的に、人口規模が大きい（小さい）ほど、他の機関・団体からリファーされたケースの割合は小さい（大きい）。ただ、都道府県、中核市、特別区、指定都市では、上述した関係が明瞭にでていない。特に指定都市は、次の図表3、図表4でも関係が明瞭にでていない、もしくは、他の人口規模の自治体とは逆の傾向がでていいる。これは、指定都市のサンプル数が少ないことに一因があるものと考えられる。

図表3では、アンケートの「現状の評価」について、次のような点数付けをした。

- 「① 想定したイメージ・目標通りに成果を出している」 2点
- 「② 想定したイメージ・目標を上回る成果を出している」 3点
- 「③ 想定したイメージ・目標の成果には至っていない」 1点

図では、任意2事業実施数別、自治体人口規模別にその平均値を表している。左上にある「全体」を見ると、任意2事業を両方とも実施している場合1.76、1事業を実施している場合1.70、両方とも実施していない場合1.54と、任意2事業を一体的に実施しているほど現状の評価が高い。人口規模別では、全体的に、人口規模が大きい（小さい）ほど、現状の評価が高い。しかし、一般市（5～10万人未満）では傾向がはっきりと表れておらず、指定都市では逆に一体的に実施しているほど現状の評価が低い。

図表4では、任意2事業実施数別、自治体人口規模別に、アンケートの「想定した目標の達成度について自己評価」のうち自立相談支援事業の平均値を表している。他の各事業については、統計上の相関が有意に得られなかったため、ここでは掲載していない。左上にある「全体」を見ると、任意2事業を両方とも実施している場合75%、1事業を実施している場合73%、両方とも実施していない場合69%と、任意2事業を一体的に実施しているほど、目標達成度が高い。

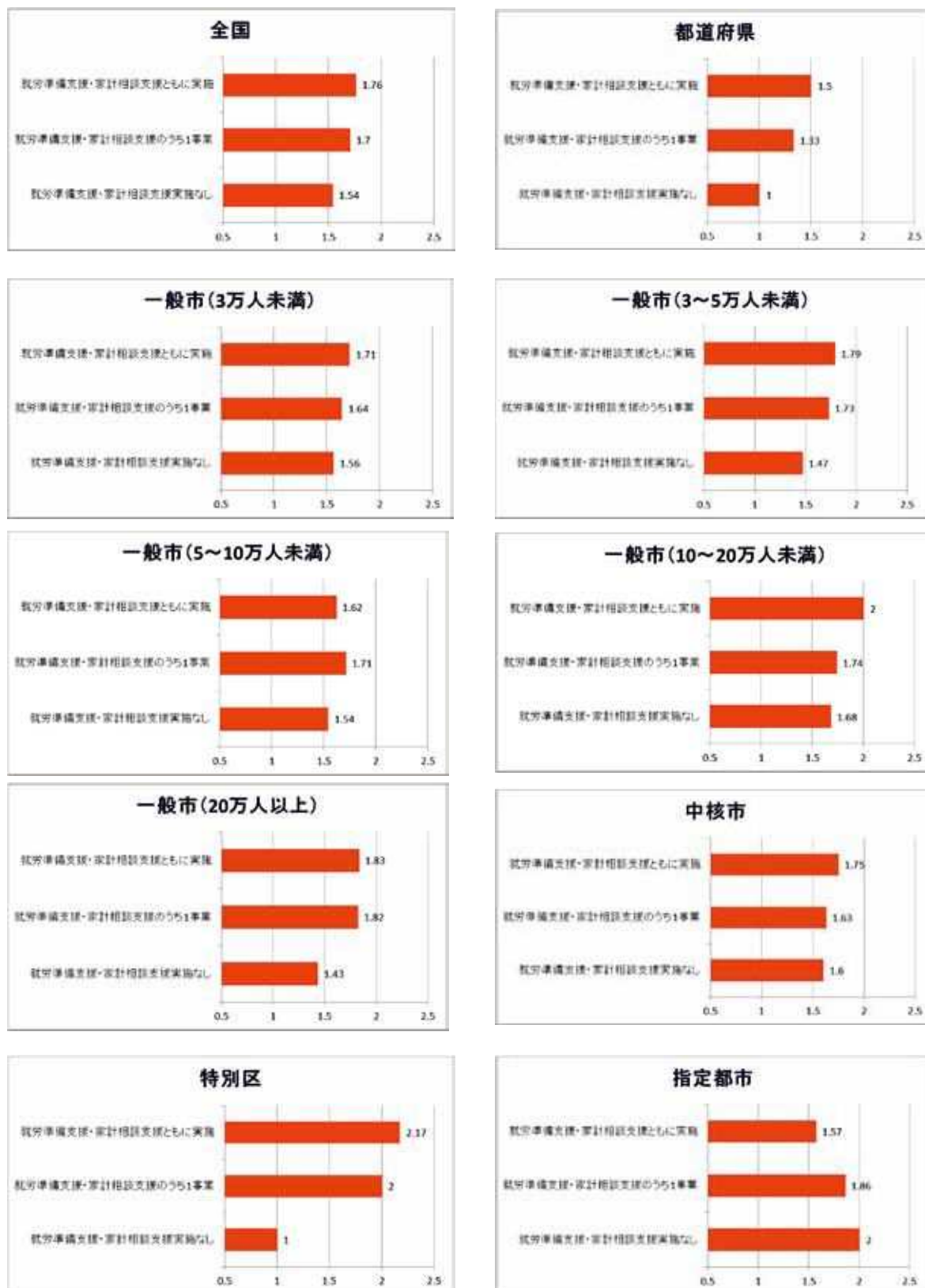
人口規模別では、全体的に、人口規模が大きい（小さい）ほど、目標達成度が高い（低い）。しかし、特別区と指定都市では、これとは逆の関係となっている。

図表2～4を全体的に見た場合、一体的に実施しているほど、実績（他の機関・団体からリファーされたケースの割合）、目標達成度、自立相談支援事業の現状評価が高くなっていると言える。ただ、これらはあくまでも相関関係であって、因果関係を示しているものではない点に注意が必要である。すなわち、因果関係が逆の場合も想定することができるのであって、たとえば、実績があるほど、目標達成度が高いほど、現状評価が高いほど、自治体内においてより事業展開に積極的となり、任意事業の実施数を増やしているということも考えられるのである。

図表2 任意2事業実施数別、自治体人口規模別に見た
他の機関・団体からリファーされたケースの割合（平均値）



図表3 任意2事業実施数別、自治体人口規模別に見た現状の評価（平均値）



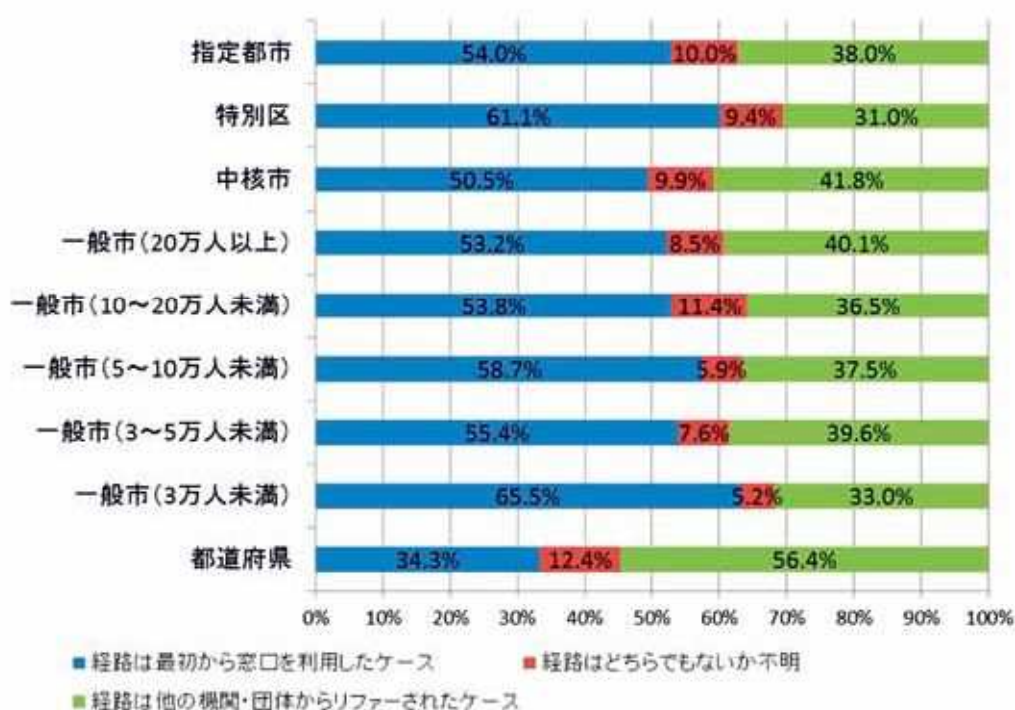
図表4 任意2事業実施数別、自治体人口規模別に見た自立相談支援の目標達成度（平均値）



(2) 事業実績についての分析

図表 5 では、自治体規模別に、アンケートの「新規相談の経路」について、「① 最初から窓口を利用したケース」、「② 他の機関・団体からリファーされたケース」、「③ どちらでもない・不明」のそれぞれについて平均値を求め、それを足し合わせている。足し合わせた数字は必ずしも 100%にはならないが、これを 100%にそろえて図示している。図では自治体規模別の明確な傾向はないように見えるが、回帰分析を行うと、自治体の人口規模が小さい（大きい）ほど、「他の機関・団体からリファーされたケース」の割合が大きい（小さい）という関係が統計的に有意となる。もっとも、これは都道府県における「他の機関・団体からリファーされたケース」の割合が突出して多いためかもしれない。

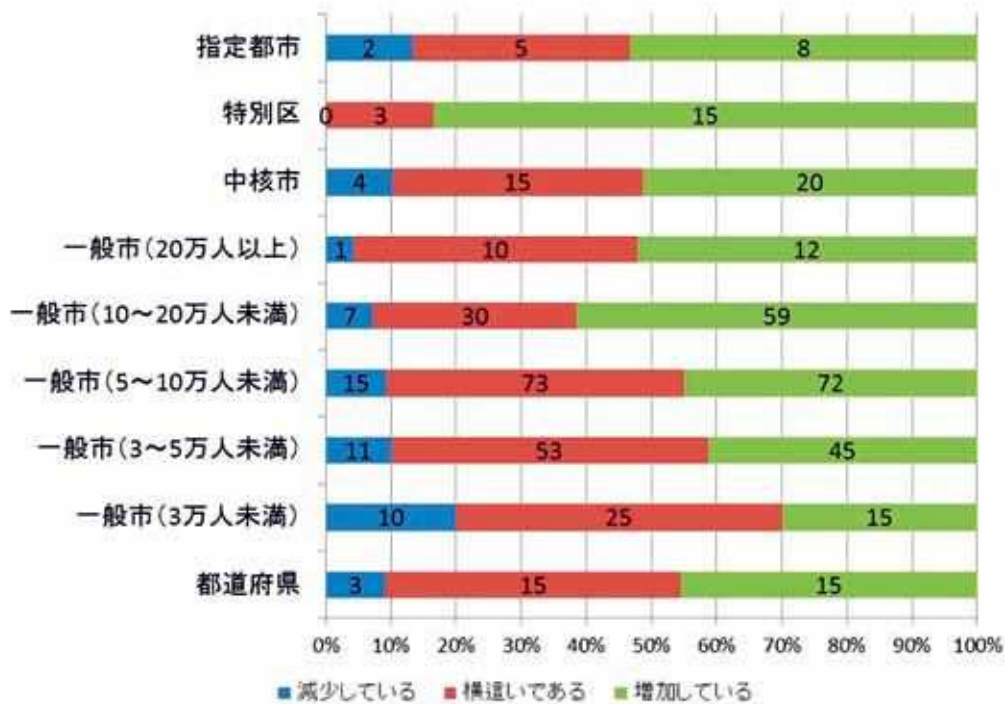
図表 5 自治体人口規模別に見た新規相談の経路



図表 6 では、アンケートの「他の機関・団体等からリファーされる相談件数の増減」について、「減少している」、「横這いである」、「増加している」をそれぞれ答えた割合を自治体の人口規模別に示している。図中の数字は回答件数である。残念ながら、ここでは、はっきりとした傾向を見出すことはできない。回帰分析によっても同様に有意な関係を析出することはできなかった。

全体的には、「減少している」と答えた割合は、各規模別に見ても 2 割以下と低く、ほとんどの場合で、「横這いである」か、「増加している」ことが見て取れる。特に特別区の場合、回答件数 18 件のうち 15 件が「増加している」と答えている一方、「減少している」は 0 件であった。

図表 6 自治体人口規模別に見た他の機関・団体等からリファーされる
相談件数の増減



図表 7 では、アンケートの「相談リファーの件数が多い機関・団体」について上位 5 つまでを選ぶこととなっているところ、機関・団体別に 1 位 5 点、2 位 4 点、3 位 3 点、4 位 2 点、5 位 1 点と点数付けをし、自治体の人口規模別にその合計点を表している。以下で、表中に見られる特徴を列挙した。

- ・ 都道府県を除く全自治体において福祉事務所が 1 位を占めている。都道府県でも福祉事務所は 2 位である。
- ・ 社会福祉協議会も全自治体で上位を占めており、都道府県が 1 位、一般市（3 万人未満）が 3 位であり、そのほかの自治体では 2 位となっている。
- ・ 地域包括支援センターは、福祉事務所、社会福祉協議会に次いで、全自治体のランキングのなかにはいっている。すなわち、3 万人以上の一般市では 3 位であり、そのほかの自治体では 4 位となっている。
- ・ 自治体の人口規模別の違いでは、人口規模の小さい自治体に民生・児童委員が入っている。すなわち、一般市（3 万人未満）2 位、一般市（3～5 万人未満）4 位、一般市（5～10 万人）5 位である。逆に、人口規模の大きい自治体にはハローワークが入っている。すなわち、一般市（10～20 万人未満）5 位、一般市（20 万人以上）4 位、中核市、特別区、指定都市ではそれぞれ 3 位を占めている。
- ・ このほか、子育て支援関係窓口も、人口 3 万人以上の一般市でそれぞれランキング入りしている。

図表 7 自治体人口規模別に見た相談リファラーの件数が多い機関・団体：
1位から5位までの点数化による順位表

	1位	2位	3位	4位	5位
都道府県	社会福祉協 議会 (113点)	福祉事務所 (80点)	その他 (77点)	地域包括支 援センター (69点)	障害福祉関 係窓口 (32点)
一般市(3 万人未満)	福祉事務所 (143点)	民生・児童委 員 (106点)	社会福祉協 議会 (96点)	地域包括支 援センター (74点)	税務課 (71点)
一般市(3 ~5万人未 満)	福祉事務所 (383点)	社会福祉協 議会 (232点)	地域包括支 援センター (212点)	民生・児童委 員 (183点)	子育て支援 関係窓口 (107点)
一般市(5 ~10万人未 満)	福祉事務所 (553点)	社会福祉協 議会 (372点)	地域包括支 援センター (329点)	子育て支援 関係窓口 (229点)	民生・児童委 員 (162点)
一般市(10 ~20万人未 満)	福祉事務所 (315点)	社会福祉協 議会 (231点)	地域包括支 援センター (173点)	子育て支援 関係窓口 (140点)	ハローワー ク (107点)
一般市(20 万人以上)	福祉事務所 (86点)	社会福祉協 議会 (67点)	地域包括支 援センター (39点)	ハローワー ク (31点)	子育て支援 関係窓口 (28点)
中核市	福祉事務所 (151点)	社会福祉協 議会 (107点)	ハローワー ク (60点)	地域包括支 援センター (58点)	その他 (44点)
特別区	福祉事務所 (87点)	社会福祉協 議会 (49点)	ハローワー ク(27件)	地域包括支 援センター (26点)	その他 (15点)
指定都市	福祉事務所 (69点)	社会福祉協 議会 (53点)	ハローワー ク (34件)	地域包括支 援センター (21点)	子育て支援 関係窓口 (11点)

(注1) 1位5点、2位4点、3位3点、4位2点、5位1点

(注2) 表中、「その他」の内容は以下のとおり。

都道府県：町村役場各部署

中核市：市役所各部署、市議・県議

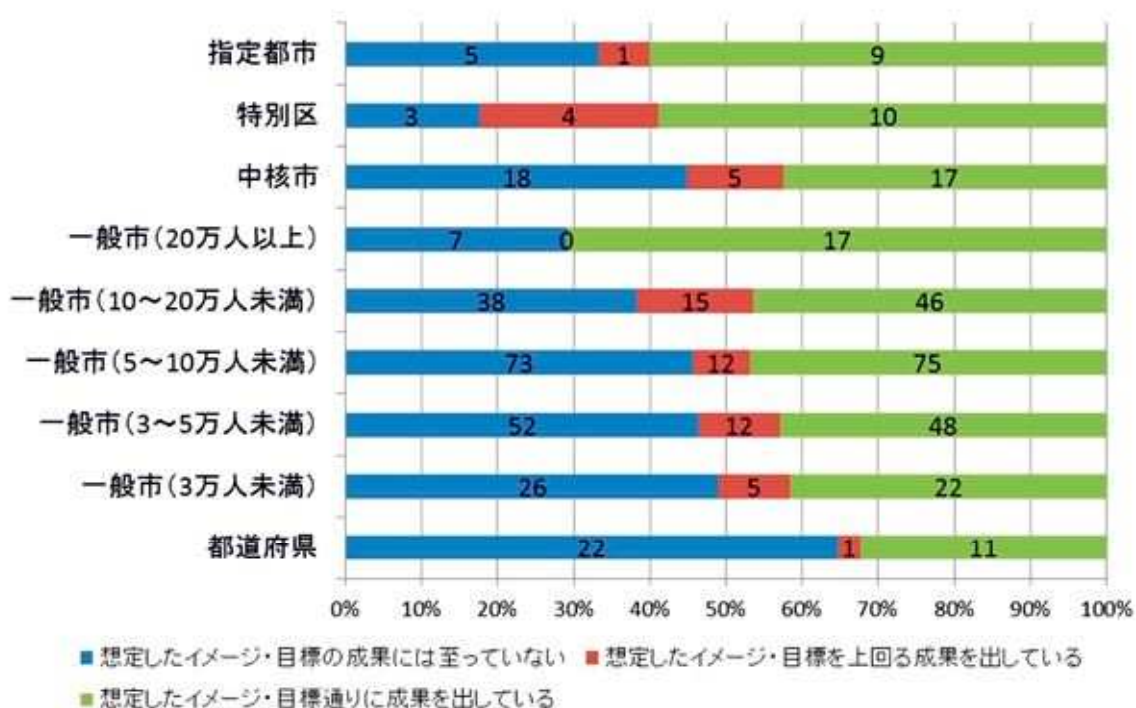
特別区：区役所各部署、TOKYO チャレンジネット、ホームレス支援団体、区議会議員

(3) 事業全体としての目標到達度についての分析

図表8では、アンケートの「現状の評価」について、「①想定したイメージ・目標通りに成果を出している」、「②想定したイメージ・目標を上回る成果を出している」、「③想定したイメージ・目標の成果には至っていない」の回答分布を自治体の人口規模別に表している。図中の数字は回答件数である。

自治体の人口規模別にみると、人口規模が小さい（大きい）ほど、「目標の成果には至っていない」の割合が大きい（小さい）。たとえば、都道府県では6割以上が「目標の成果には至っていない」と答えている一方、指定都市でのその割合は3割台にとどまっている。

図表8 自治体人口規模別に見た現状の評価



次の図表9と図表10では、アンケートの「平成27年度の事業スタート当初に比べ、事業の考え方・進め方に修正・変更等ありましたか」の設問に対する回答の分布（変更はない、途中で修正あるいは変更している、どちらともいえない、わからない）を表している。

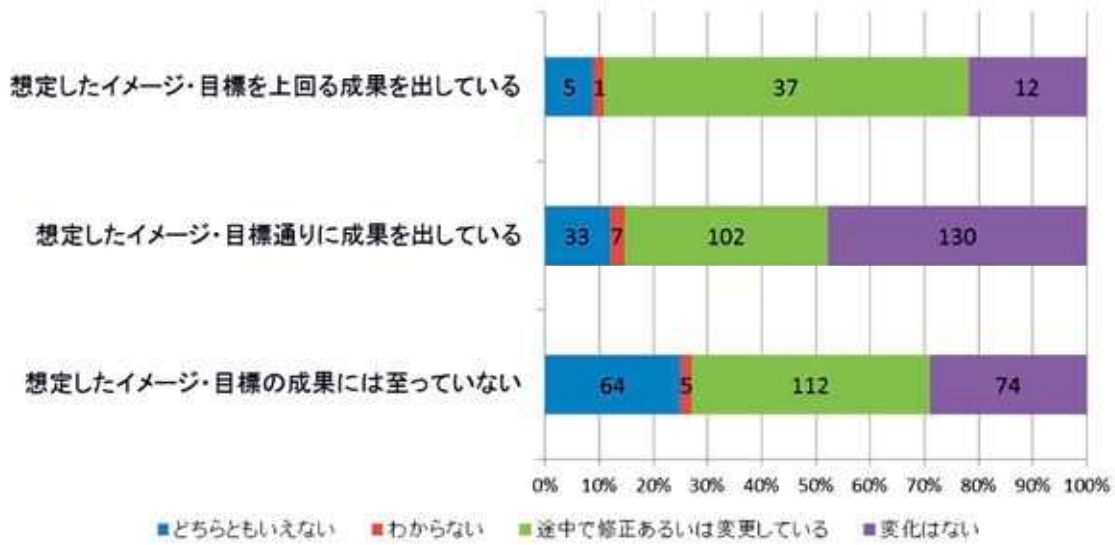
まず図表9では、アンケートの「現状の評価」に対する回答別に分布を示した。残念ながら、全体的な傾向という意味では有意なものを見出すことはできないものの、現状評価が「目標を上回る成果を出している」と答えた自治体の場合、「途中で修正あるいは変更としている」を答えた割合が全55件のうち37件（約67%）と比較的高い。

図表10は自治体の人口規模別の分布をみている。ただし、ここでは自治体のPDCAサイクルを実施する能力を考慮して、都道府県を指定都市より上位に位置させた。すると、「途中で修正あるいは変更としている」を答えた割合は一般市（3万人未満）が最も低く、

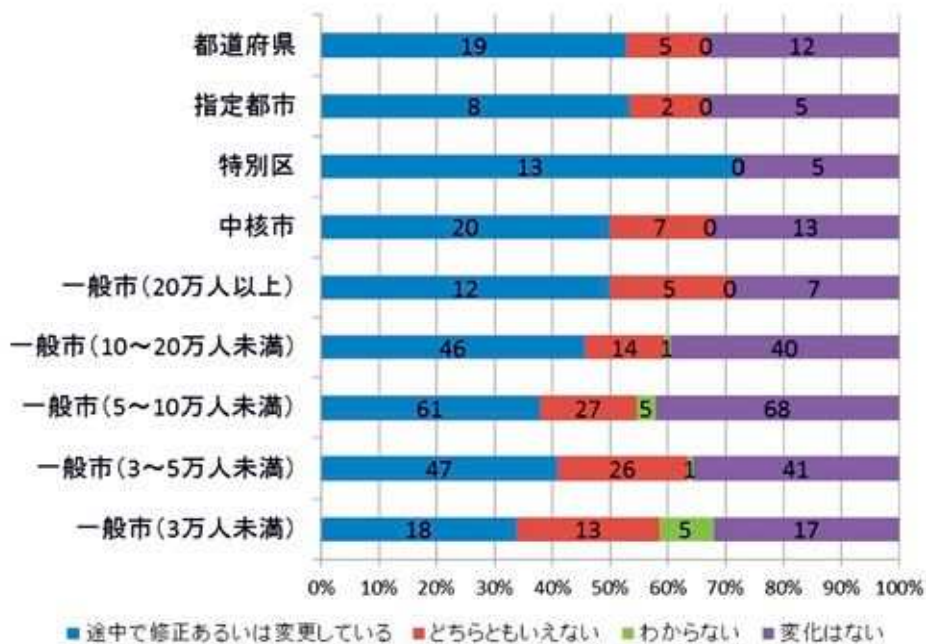
都道府県、指定都市、特別区が高い。事業の考え方・進め方を不断に見直ししている自治体ほど現状評価が高いという傾向を推察できる。

図表 11 は、アンケートの「各事業について、想定した目標の達成度について自己評価」をしたそれぞれの平均値を表している。「就労訓練事業の推進」が 38.0%と突出して低い点が目につく。

図表 9 現状の評価別に見た、
事業スタート当初に比べた事業の考え方・進め方の修正・変更



図表 10 自治体規模別に見た、
事業スタート当初に比べた事業の考え方・進め方の修正・変更



図表 11 各事業別に見た、想定した目標の達成度についての自己評価



(4) 事業の考え方についての分析

図表 12～16 は、アンケート問 4 の「各事業を展開するにあたって、重視している事項」を、目標の達成度が 60%以上と 60%未満に分けて、総回答数に対する各事項の回答数の割合の違いを図示している。このうち、図表 12 は自立相談支援事業、図表 13 および図表 14 は就労支援、図表 15 および図表 16 は家計相談支援事業についての分布である。

まず図表 12 は、自立相談支援事業の目標達成度別に見た、自立相談支援事業の展開で重視している事項の回答分布を表している。違いが見られるのは「就労や家計などに対応した支援プラン作成」であり、目標達成度 60%以上が 7.4%であるのに対し、目標達成度 60%未満が 9.4%と高い。同様に、「各事業従事者（団体）との連携や交流」についても、目標達成度 60%以上が 5.1%であるのに対し、目標達成度 60%未満が 7.1%と高い。

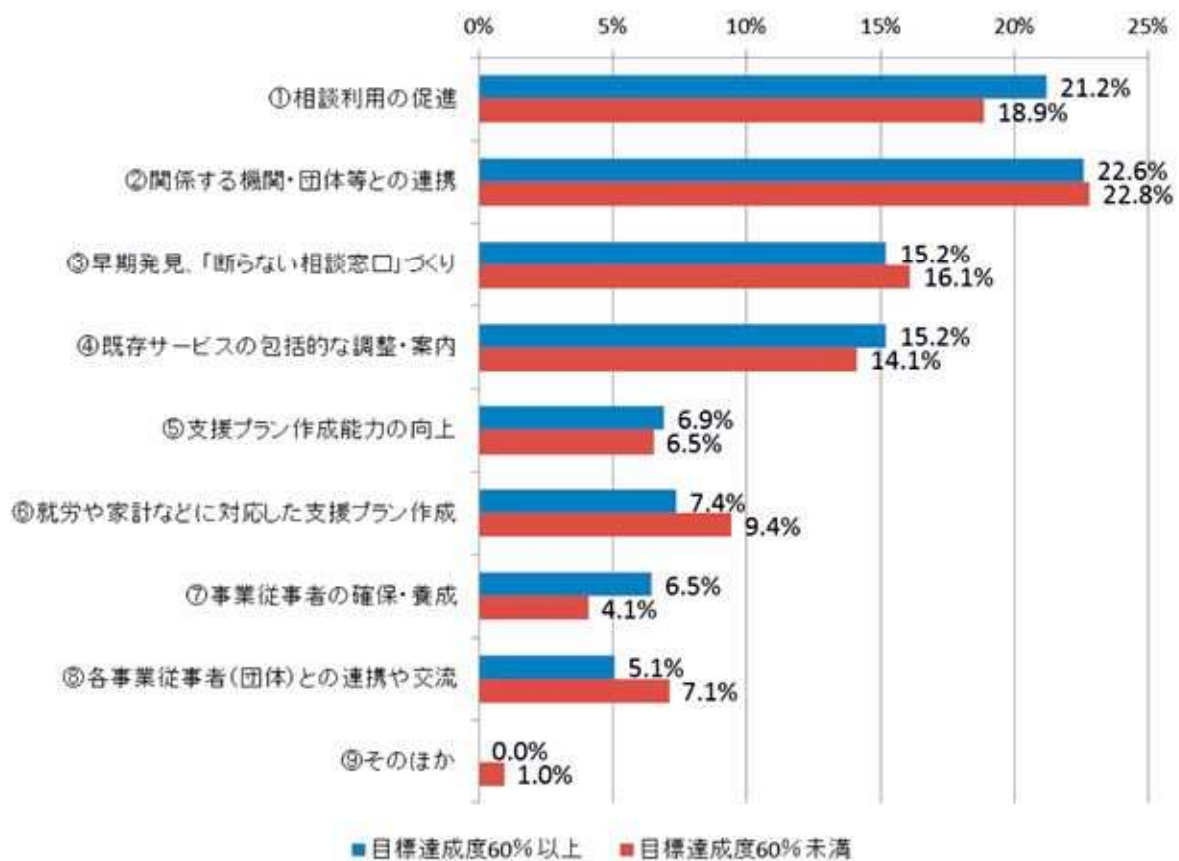
図表 13 は、自立相談支援事業の目標達成度別に見た、就労支援の展開で重視している事項の回答分布、図表 14 は、就労準備支援事業の目標達成度別に見た、就労支援の展開で重視している事項の回答分布をそれぞれ表している。目標達成度別の違いとして目立つのは、図表 13、図表 14 とも、目標達成度 60%未満の「就労準備支援事業の推進」が高い点である。

図表 15 は、自立相談支援事業の目標達成度別に見た、家計相談支援事業の展開で重視している事項の回答分布、図表 16 は、家計相談支援事業の目標達成度別に見た、家計相談支援事業の展開で重視している事項の回答分布をそれぞれ表している。違いとして目立つのは、図表 15、図表 16 とも、目標達成度 60%未満の「キャッシュフローなどの家計診断を踏まえて将来的な支援プランを作成する」が高い点である。

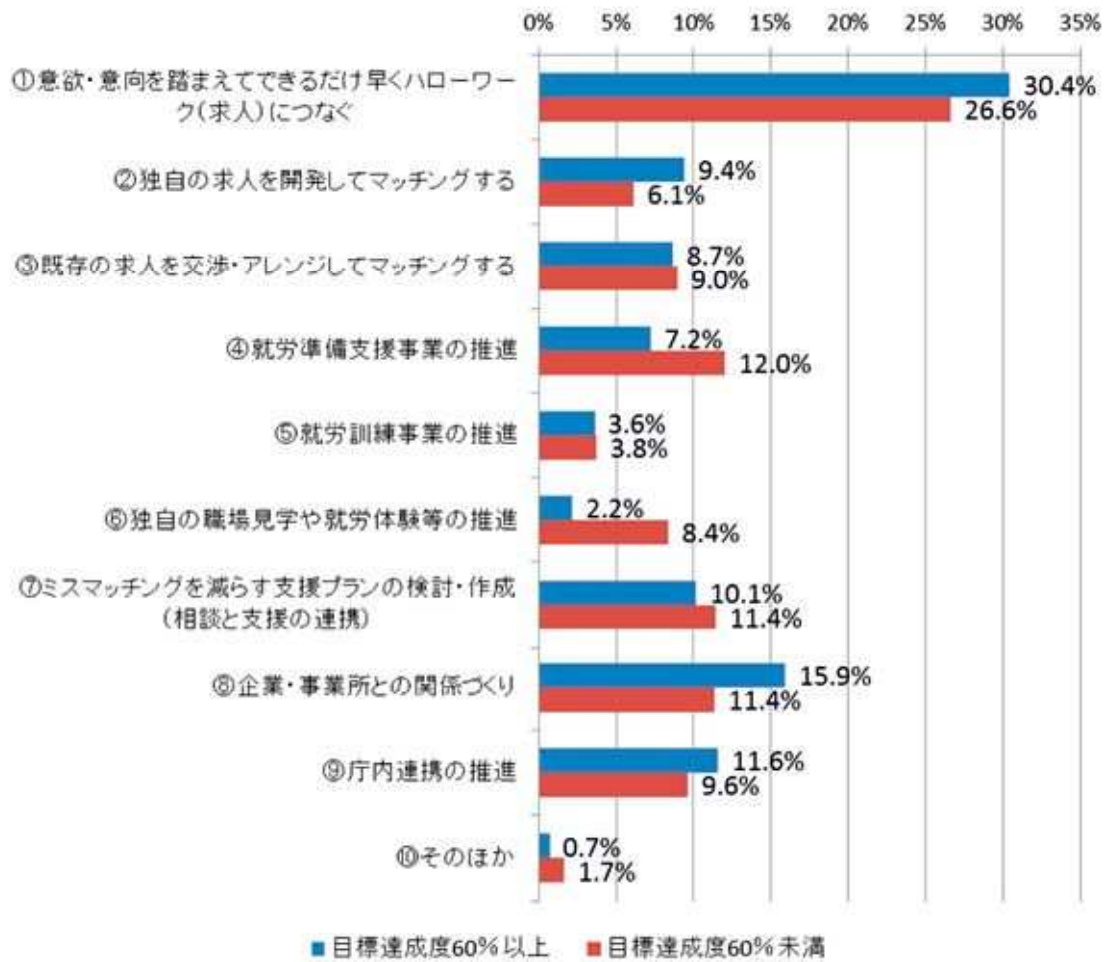
全体として、目標達成度別に回答分布の大きな違いがあるようには見えない。そのなかで、若干ではあるが、目標達成度が低い回答者は、支援プラン作成や就労準備支援事業の推進といった大きな、漠然とした問題意識を持つ傾向があるように思われる。

また、特に就労支援については、図表 13、図表 14 とともに、目標達成度が高い団体ほど「できるだけハローワーク（求人）につなぐ」手法が重視されている一方、「独自の求人を開発」、「既存の求人を交渉・アレンジ」、「独自の職場見学や就労体験」といった中間的な支援に関心が低い。総じて、就労支援の現状は「ハローワーク（求人）につなぐ」という従来からの手法が中心となっており、就準備支援等の中間的な支援手法は理念として理解されつつも、ハローワークの求人（情報）に代わるわかりやすく利用しやすい支援手法として認識されていないように見える。

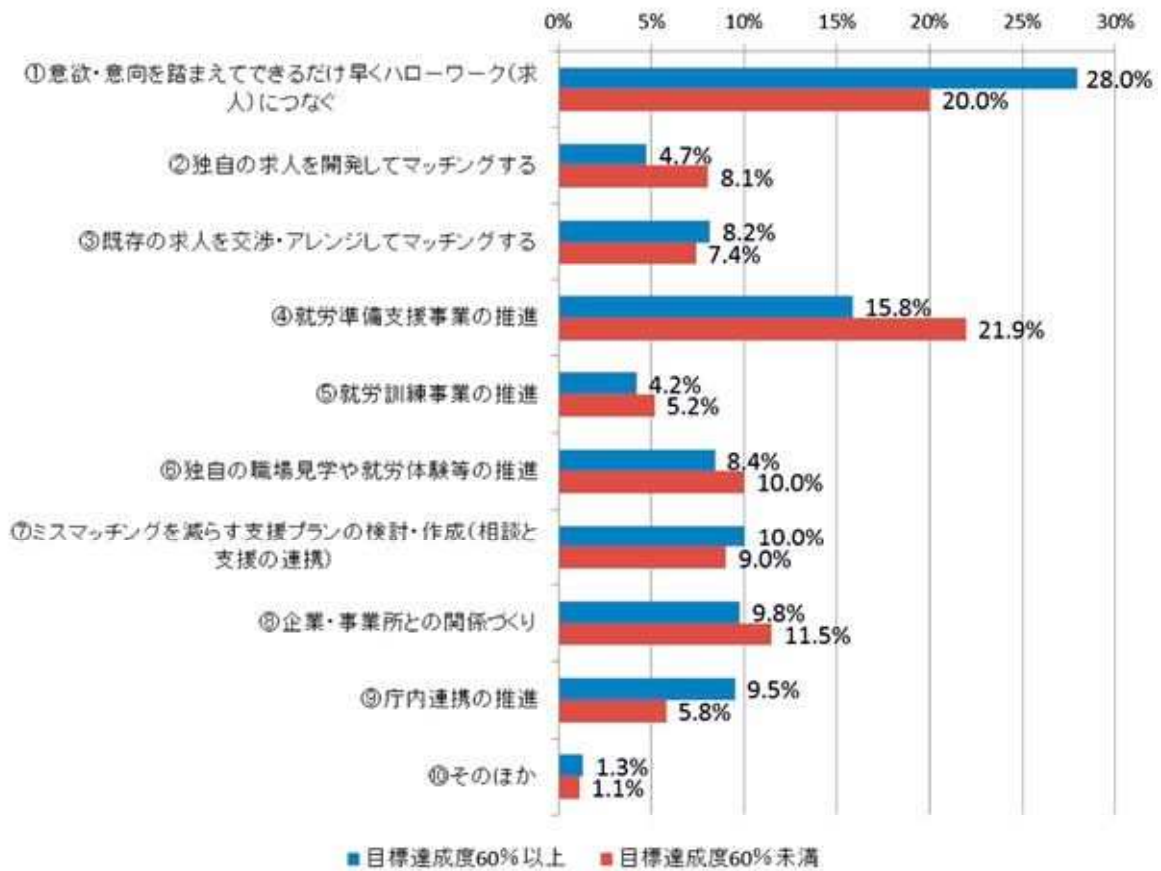
図表 12 自立相談支援事業の目標達成度別に見た、自立相談支援事業を展開するにあたって重視している事項



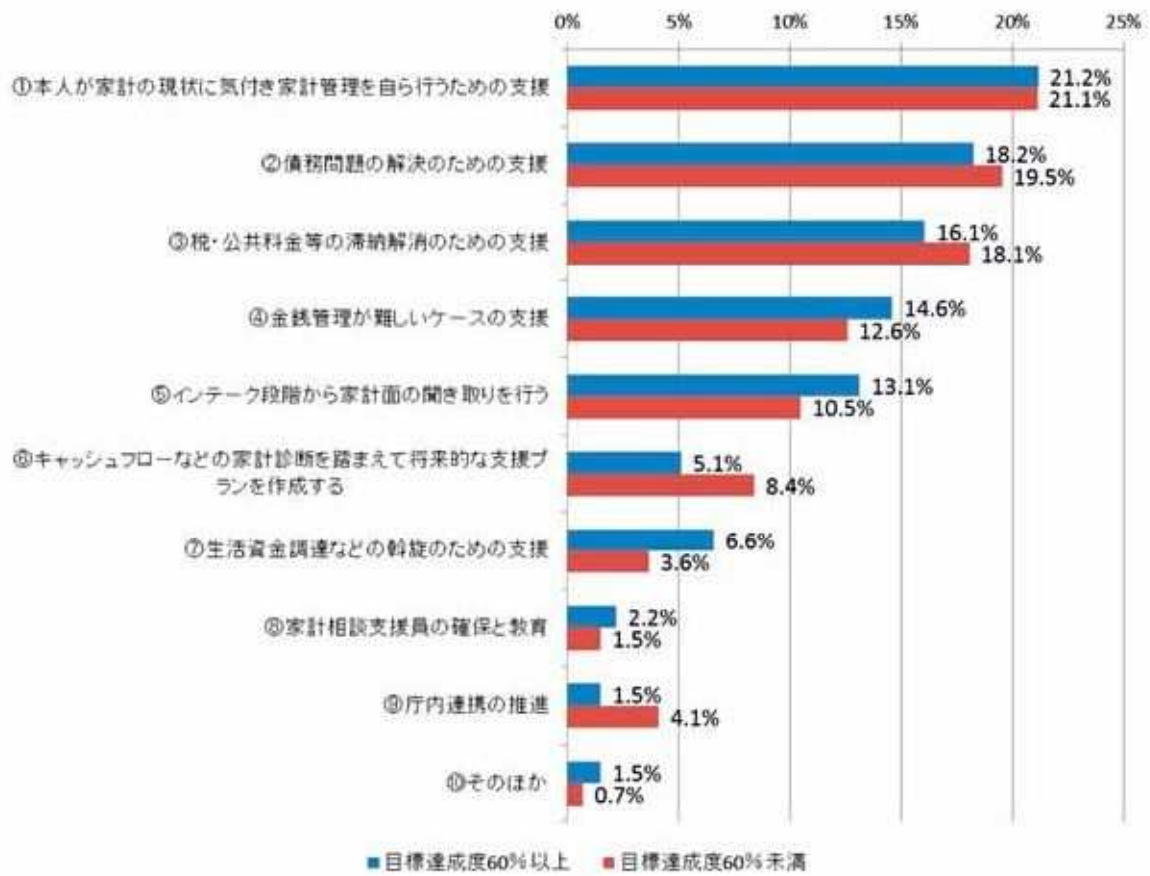
図表 13 自立相談支援事業の目標達成度別に見た、
就労支援事業を展開するにあたって重視している事項



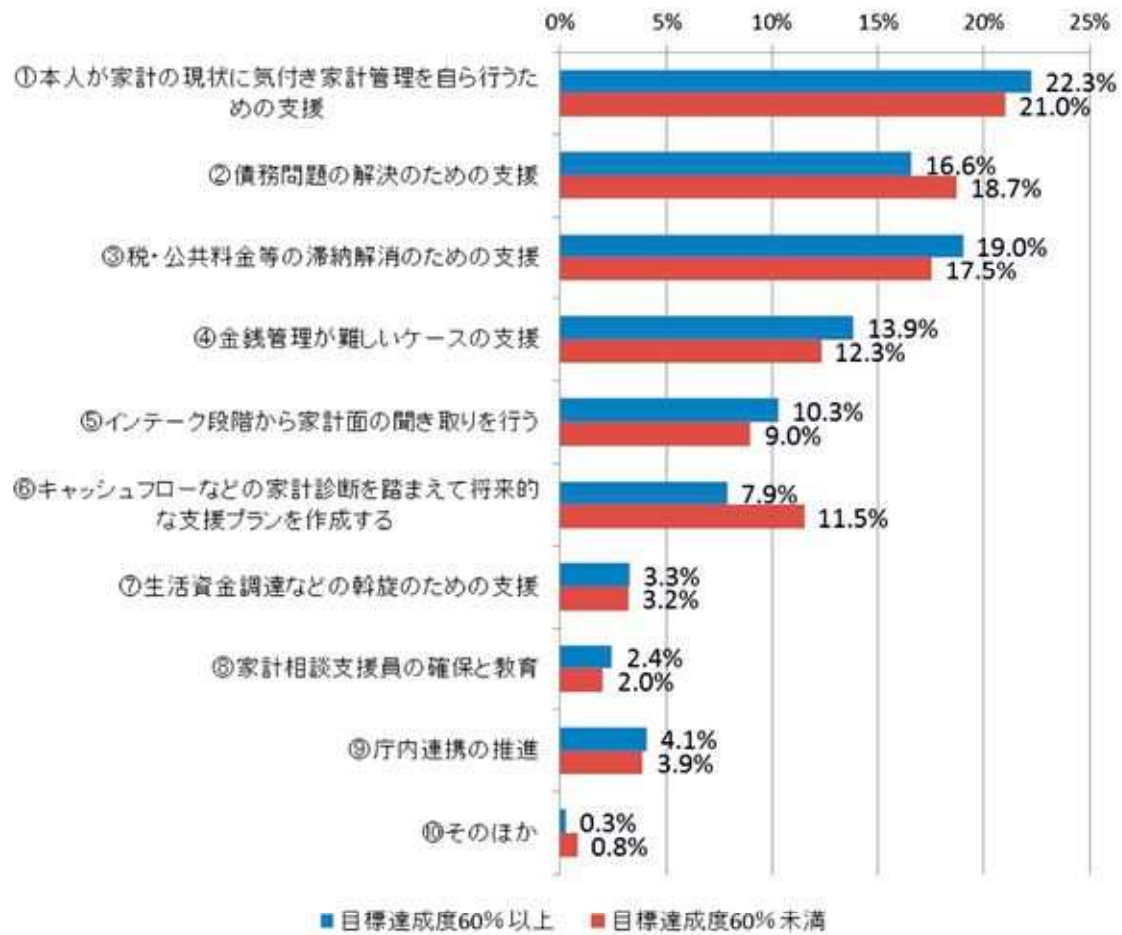
図表 14 就労準備支援事業の目標達成度別に見た、
就労支援事業を展開するにあたって重視している事項



図表 15 自立相談支援事業の目標達成度別に見た、
家計相談支援事業を展開するにあたって重視している事項



図表 16 家計相談支援事業の目標達成度別に見た、
家計相談支援事業を展開するにあたって重視している事項



以下、事業別に自由記入欄の内容を概観し、若干の考察を行うこととしたい。

(1) 自立相談支援事業

- ①自立相談支援事業に関する自由記入欄に回答（記述）したのは142自治体である。
- ②自立相談支援事業の目的達成度の自己評価については、60%～100%（高評価群）が130自治体、0%～59%（低評価群）が10自治体、未記入が2自治体であり、自己評価の高い自治体が多い。
- ③主な記述内容は、以下のとおりである。
 - 1) 連携・協働について（庁内、関係機関、地域との連携・協働の重要性と、連携・協働ができていないことへの指摘）
 - 2) 事業の体制整備について（支援体制の強化、充実の必要性）
 - 3) 財源について（国庫負担、補助率の増加等）
 - 4) 人材養成、研修の充実について（国研修の継続、都道府県への支援）
 - 5) 事業の周知、PRについて（広報の充実、全国規模での広報：愛称の公募等）
 - 6) 生活福祉資金等貸付制度の充実・整備（要件の緩和、貸付までの時間短縮等）
- ④国への要望の主なものは、「国庫負担、補助率の増加」「体制整備（人材育成を含む）に向けたガイドライン策定と自治体への支援」「弁護士等専門家の協力が得られるような支援」「システムの使いやすさの向上」「事業の必須化」であった。
- ⑤全体に、課題を認識しながらも、意欲をもって取り組みをすすめている自治体の積極的な姿勢が把握できた。財源の確保に増して、連携・協働の必要性、重要性について指摘する記述が多かったことが印象に残る。事業が委託で行われているため、支援員が常勤として採用できず体制が十分でないことや、支援員を支援する体制づくりの必要性に関する指摘も多く見られた。
- ⑥いわゆる「8050」など中高年のひきこもり世帯へのアプローチ、高齢世帯への就労支援など、これまでの制度では対応が十分でなかった対象者像についても、述べられていた。ただちに一般就労が困難な対象者への対応として、HW等との連携の強化、地域で協力してもらえる企業や事業所等の開拓が必要であることも指摘されていた。地域づくりとの関連で、今後取り組むべき重要な課題の一つといえる。
- ⑦全体に自己評価は高いが、制度の理念や目的に即した支援をいかに実現していくかという視点を持つことが、現状に止まらず、本事業をよりよいものにしていくために必要であろう。

(2) 住居確保給付金

- ①住居確保給付金に関する自由記入欄に回答（記述）したのは7自治体である。
- ②住居確保給付金の目標達成度の自己評価については、60%～100%（高評価群）が5自治体、0%～59%（低評価群）が2自治体であり、自己評価の高い自治体が多い。
- ③主な記述内容は、以下のとおりである。
 - 1) 要件の緩和、見直し（支給額、支給期限、離職後の期間、年齢、提出物の見直し、離職者以外への対象拡大等）
 - 2) 他部署からの情報提供のないこと（個人情報保護の観点から情報提供がない）
- ④住居確保給付金の要件の緩和、見直しが今後の課題となっていることが把握された。

(3) 一時生活支援事業

- ①一時生活支援事業に関する自由記入欄に回答（記述）したのは9自治体である。
- ②一時生活支援事業の目標達成度の自己評価については、60%～100%（高評価群）が2自治体、0%～59%（低評価群）が2自治体、未記入が5自治体であり、未記入の自治体が多い。
- ③主な記述内容は、以下のとおりである。
 - 1) 一時生活支援事業の実施について（宿泊施設借上げの困難、事業を実施している自治体の少なさ、広域自治体の主導による広域実施の必要性等）
 - 2) 現金支給、身元保証人・引受人の必要性について
- ④事業を実施している自治体も、未実施の自治体も、広域自治体が主導するなどして、体制整備していくことを望む声が複数みられた。今後どのように、各地で事業を実施していくか、更なる検討が求められる。

(4) 就労準備支援事業

- ①就労準備支援事業に関する自由記入欄に回答（記述）したのは74自治体である。
- ②就労準備支援事業の目標達成度の自己評価については、60%～100%（高評価群）が19自治体、0%～59%（低評価群）が18自治体、未記入が37自治体であり、未記入の自治体が多数あるとともに、比較的自己評価が低い自治体が多い。

③主な記述内容は、以下のとおりである。

- 1) 事業所の開拓、確保について（事業における体験先となる事業所、企業等の開拓、確保の必要性）
 - 2) 支援対象者への対応について（ひきこもり、高齢者、長期未就労者への対応の必要性、支援の充実等）
 - 3) 支援方策について（居場所の確保、具体的な支援方法等）
 - 4) 制度の改善について（財源の確保、収入要件や支援期間の見直し、交通費等の支給、事業の必須化等）
 - 5) 国、広域自治体への期待（国、広域自治体の主導による体制整備等）
- ④いわゆる「出口づくり」に向けた取り組みの充実、そのための連携・協働体制の推進や、国・広域自治体からの支援の充実の必要性が多く述べられていた。今後は、事業の具体的な実施方法（プログラム等）の幅を広げていくことが期待される。

（５）就労訓練事業

①就労訓練事業に関する自由記入欄に回答（記述）したのは 20 自治体である。

②就労訓練事業の目標達成度については、60%～100%（高評価群）が 1 自治体、0%～59%（低評価群）が 12 自治体、未記入が 7 自治体であり、自己評価が低い自治体が多い。

③主な記述内容は、以下のとおりである。

- 1) 事業所の開拓、確保について（管内の事業所の少なさ、開拓の必要性等）
 - 2) 制度の改善について（財源の確保、認定事業所に対するメリットの充実、手続きの簡略化、交通費等の支給等）
- ④就労準備支援事業に対する回答と重なる部分も多くみられた。自己評価が低い自治体が多く、事業の実施、特に事業所の開拓、確保に困難を感じている状況が把握された。一方で、ボランティア活動の活用、居場所づくりなどの工夫に関する記述もみられた。今後、いっそうの充実が求められる事業であるといえるだろう。

（６）家計相談支援事業

①家計相談支援事業に関する自由記入欄に回答（記述）したのは 36 自治体である。

②家計相談支援事業の目標達成度の自己評価については、60%～100%（高評価群）が 10 自治体、0%～59%（低評価群）が 7 自治体、未記入が 19 自治体であり、未記入の自治体が多い。

③主な記述内容は、以下のとおりである。

- 1) 事業のあり方について（事業の必須化、補助率の拡大、人材の確保等）

- 2) 他事業等との連携について（自立相談支援事業、生活保護、他機関との連携）
- ④自己評価の高い自治体は、今後事業を強化・拡大するにはどうするかという、前向きな問題意識をもっていることが把握された。自己評価が低めの自治体も、家計相談支援の基本的な考え方を理解したうえで、更に取り組みを推進していこうとする意欲がうかがえた。
 - ⑤自己評価を記載していない自治体は、今後、事業を始めようと考えているが、様々な不安を持っていることが理解できる。悩みや不安を解消していくための国の支援を求める声も多く見られたが、国や広域自治体の支援にとどまらず、アドバイスやコンサルタントサービスの必要性が認められる。

（7）学習支援事業

- ①学習支援事業に関する自由記入欄に回答（記述）したのは 61 自治体である。
- ②学習支援事業の目的達成度の自己評価については、60%～100%（高評価群）が 30 自治体、0%～59%（低評価群）が 7 自治体、未記入が 24 自治体であり、比較的高評価の自治体が多い。
- ②主な記述内容は、以下のとおりである。
 - 1) 予算の確保について（補助率の拡大、事業の必須化、交通費や食材の予算化等）
 - 2) 担い手の確保について（担い手の不足、確保・養成の必要性）
 - 3) 他機関、地域との連携・協働（学校、教育委員会等との連携・協働）
- ③全体に、事業の必要性を認識し、拡充していくことを望む声が多くみられた。そのための予算の確保、担い手の確保が、事業をよりよく、安定的に実施していくための課題となっていた。関連分野と連携した人材確保、大学・教育委員会・NPO 法人等との連携による戦略的な人材育成・確保などの対策が不可欠である。

（8）その他

- ①その他について自由記述欄に回答（記述）したのは 20 自治体である。
- ②主な記述内容は、以下のとおりである。
 - 「フードバンク事業による食料支援の必要性」「学校との連携強化」「国による従事者養成研修の支援」「都道府県の役割の重要性・都道府県担当者間の情報共有」「居場所の必要性・先進事例の紹介」「事業内容の簡素化」「郡部における家計相談支援のあり方」「必須事業と任意事業の一体的実施」「支援中の生活困窮者に対する経済支援、身元保証、受け入れ企業に対する支援」「学習支援事業における教育部門との連携」「支援員増のための国庫負担の増額」「全事業における収入、資産要件の緩和」「取りこぼしのない相談体制の確立」「ニート・ひきこもり支援の必要性」「生活困窮のネーミングの変更」「プ

- ラン数のみならず具体的な支援内容に対する評価」「サロンや居場所の必要性」
- ③いずれも個別の事業実施の範囲にとどまらず、生活困窮者自立支援制度の実施にあたり、重要な課題を提起しているものと受けとめられた。

1-5 アンケート集計結果

以下、アンケートに回答した594自治体の事業実績及び評価を、アンケートの設問項目に沿って集計した結果である。

- 自治体区分、一般市の人口規模区分
自治体区分未記入は1自治体、一般市482市のうち27市が人口規模区分未記入であった。

自治体区分	1	都道府県	38
	2	指定都市	15
	3	特別区	18
	4	中核市	40
	5	一般市	482
		空白	1
		合計	594
一般市の人口	1	3万人未満	54
	2	3～5万人未満	115
	3	5～10万人未満	161
	4	10～20万人未満	101
	5	20万人以上	24
		空白	27
		合計	482

- アンケート回答者の所属
アンケートの回答者が自治体所属なのか、委託先なのかを問う設問であった。自治体と委託先の両方で回答している場合、複数の委託先が共同で受託して回答している場合については、回答が重複している。委託していても自治体で回答している場合もある。

所属	1	自治体部署	496
	2	事業委託先	135
		合計	631
※所属両方記入あり			
事業委託先名	1	社協	108
	2	社福	10
	3	NPO	10
	4	株式会社	7
	5	生協	0
	6	その他	10
		合計	145

※委託先複数記入あり

(1) 事業体制等について

・事業予算

自治体区分別の平成27、28、29年度の事業予算の平均額、前年比を表にした。

	平成27年度 予算平均額	平成28年度 予算平均額	前年比	平成29年度 予算平均額	前年比
指定都市	170,769千円	168,868千円	99%	168,383千円	100%
特別区	58,964千円	67,328千円	114%	74,597千円	111%
中核市	45,492千円	49,429千円	109%	51,991千円	105%
一般市	13,292千円	14,505千円	109%	15,482千円	107%
・一般市20万人以上	6,287千円	6,816千円	108%	6,921千円	102%
・一般市10～20万人	9,483千円	10,415千円	110%	11,615千円	112%
・一般市5～10万人	13,060千円	14,202千円	109%	14,826千円	104%
・一般市3～5万人	71,871千円	82,374千円	115%	89,318千円	108%
・一般市3万人未満	24,970千円	25,172千円	101%	27,283千円	108%
・一般市未記入	11,683千円	13,037千円	112%	13,399千円	103%
都道府県	77,633千円	83,320千円	107%	91,961千円	110%

都道府県(町村部)の人口一覧(単位：人) ※2017年10月1日現在

都道府県名	町村人口計	都道府県名	町村人口計	都道府県名	町村人口計
北海道	958,606	栃木県	239,049	佐賀県	141,270
福岡県	651,154	静岡県	226,996	京都府	128,651
埼玉県	499,243	三重県	223,166	高知県	127,714
長野県	415,558	岩手県	219,458	愛媛県	126,062
愛知県	401,657	山形県	219,192	山梨県	120,423
宮城県	354,441	千葉県	204,932	岡山県	112,911
熊本県	337,688	和歌山県	204,624	福井県	96,281
沖縄県	327,153	徳島県	187,097	秋田県	93,410
福島県	324,930	鹿児島県	182,576	富山県	85,923
岐阜県	307,239	大阪府	178,650	東京都	83,501
神奈川県	290,949	宮崎県	177,633	新潟県	77,425
群馬県	290,270	広島県	173,642	滋賀県	75,943
青森県	285,818	香川県	151,034	島根県	69,734
奈良県	277,820	石川県	144,820	山口県	56,016
茨城県	264,740	長崎県	143,766	大分県	54,502
兵庫県	254,567	鳥取県	143,501		

(出典：都道府県市郡比率・郡部人口・郡部面積・郡数 Copyright (C) 2018 M.Higashide)

・任意事業の実施状況

全体と自治体区分別の平成27、28、29年度の任意事業を実施している自治体数、前年比を表にした。

① 全体（合計数）

全体	平成27年度 実施自治体数	平成28年度 実施自治体数	前年比	平成29年度 実施自治体数	前年比
就労準備支援事業	191	249	130.4%	277	111.2%
家計相談支援事業	144	207	143.8%	244	117.9%
一時生活支援事業	143	167	116.8%	182	109.0%
その他支援事業	163	234	143.6%	286	122.2%
就労訓練事業の推進	51	62	121.6%	66	106.5%

② 自治体区分別（合計数）

指定都市	平成27年度 実施自治体数	平成28年度 実施自治体数	前年比	平成29年度 実施自治体数	前年比
就労準備支援事業	14	14	100.0%	14	100.0%
家計相談支援事業	5	7	140.0%	7	100.0%
一時生活支援事業	12	13	108.3%	13	100.0%
その他支援事業	11	11	100.0%	11	100.0%
就労訓練事業の推進	8	9	112.5%	9	100.0%
特別区	平成27年度 実施自治体数	平成28年度 実施自治体数	前年比	平成29年度 実施自治体数	前年比
就労準備支援事業	11	15	136.4%	17	113.3%
家計相談支援事業	9	13	144.4%	13	100.0%
一時生活支援事業	16	17	106.3%	17	100.0%
その他支援事業	7	9	128.6%	9	100.0%
就労訓練事業の推進	2	2	100.0%	2	100.0%
中核都市	平成27年度 実施自治体数	平成28年度 実施自治体数	前年比	平成29年度 実施自治体数	前年比
就労準備支援事業	22	29	131.8%	31	106.9%
家計相談支援事業	13	17	130.8%	20	117.6%
一時生活支援事業	14	16	114.3%	17	106.3%
その他支援事業	22	29	131.8%	30	103.4%
就労訓練事業の推進	15	17	113.3%	18	105.9%
一般市	平成27年度 実施自治体数	平成28年度 実施自治体数	前年比	平成29年度 実施自治体数	前年比
就労準備支援事業	120	163	135.8%	187	114.7%
家計相談支援事業	104	151	145.2%	183	121.2%
一時生活支援事業	88	107	121.6%	116	108.4%
その他支援事業	100	156	156.0%	207	132.7%
就労訓練事業の推進	9	12	133.3%	16	133.3%
都道府県	平成27年度 実施自治体数	平成28年度 実施自治体数	前年比	平成29年度 実施自治体数	前年比
就労準備支援事業	24	28	116.7%	28	100.0%
家計相談支援事業	13	19	146.2%	21	110.5%
一時生活支援事業	13	14	107.7%	19	135.7%
その他支援事業	23	29	126.1%	29	100.0%
就労訓練事業の推進	17	22	129.4%	21	95.5%

・従事する人員（進行管理等の担当部署・各事業に従事する人員）

平成27、28、29年度の従事する人員について、全体の平均人数、自治体区分別の平均人数、それぞれの前年比を表にした。

① 全体（平均数）

全体	平成27年度 平均人数	平成28年度 平均人数	前年比	平成29年度 平均人数	前年比
進行管理等担当部署	2.7	2.7	100.1%	2.7	102.2%
内 専従人数	0.9	0.9	103.4%	0.9	101.1%
直営	3.5	3.7	103.8%	3.8	104.1%
内 専従人員	2.4	2.5	103.8%	2.6	103.7%
委託	5.3	6.2	117.6%	6.7	107.9%
内 専従人員	3.7	4.0	108.2%	4.2	104.2%

② 自治体区分別（平均数）

指定都市	平成27年度 平均人数	平成28年度 平均人数	前年比	平成29年度 平均人数	前年比
進行管理等担当部署	4.7	4.7	100.0%	4.7	100.0%
内 専従人数	1.5	1.9	123.8%	2.0	107.7%
直営	15.7	16.5	104.6%	16.5	100.6%
内 専従人員	10.1	10.2	101.0%	10.3	101.0%
委託	22.7	24.4	107.5%	28.8	117.8%
内 専従人員	12.7	13.5	106.2%	14.1	104.8%
特別区	平成27年度 平均人数	平成28年度 平均人数	前年比	平成29年度 平均人数	前年比
進行管理等担当部署	2.9	2.9	100.0%	2.7	93.5%
内 専従人数	2.1	2.1	100.0%	1.9	93.5%
直営	4.7	5.0	107.1%	5.5	110.0%
内 専従人員	3.4	4.1	121.9%	4.5	110.9%
委託	10.0	16.2	161.1%	16.8	104.1%
内 専従人員	7.0	8.3	118.3%	8.3	100.0%
中核都市	平成27年度 平均人数	平成28年度 平均人数	前年比	平成29年度 平均人数	前年比
進行管理等担当部署	4.2	4.0	95.2%	3.9	96.3%
内 専従人数	2.1	1.9	90.0%	1.8	96.9%
直営	5.5	5.4	98.4%	5.6	103.6%
内 専従人員	3.5	3.3	95.0%	3.5	104.7%
委託	11.4	14.9	130.7%	17.1	114.9%
内 専従人員	7.3	7.9	107.3%	8.3	104.8%
一般市	平成27年度 平均人数	平成28年度 平均人数	前年比	平成29年度 平均人数	前年比
進行管理等担当部署	2.4	2.4	101.2%	2.5	103.2%
内 専従人数	0.7	0.7	105.5%	0.7	101.9%
直営	2.6	2.7	104.7%	2.8	104.3%
内 専従人員	1.8	1.9	105.8%	2.0	102.8%
委託	2.9	3.3	111.5%	3.4	105.5%
内 専従人員	2.2	2.5	109.3%	2.5	102.1%
都道府県	平成27年度 平均人数	平成28年度 平均人数	前年比	平成29年度 平均人数	前年比
進行管理等担当部署	2.8	2.8	100.2%	2.9	105.3%
内 専従人数	0.5	0.6	124.0%	0.6	100.0%
直営	6.7	6.6	99.3%	6.7	101.1%
内 専従人員	3.1	3.1	99.7%	3.2	102.3%
委託	12.7	14.1	111.0%	15.0	106.1%
内 専従人員	8.9	9.7	108.5%	11.4	117.5%

(2) 事業実績について

- ・新規相談件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、家計相談支援利用者数
平成27、28、29年度の新規相談件数、プラン作成数、就労支援の対象者数、家計相談支援利用者数について、全体の平均実績、自治体区分別の平均実績、それぞれの前年比を表にした。

① 全体（平均数）

全体	平成27年度 平均実績	平成28年度 平均実績	前年比	平成29年度 平均実績(9月末)	平成29年度 平均実績(推測)	前年比
新規相談件数	257.0	254.1	98.9%	135.2	270.3	106.4%
プラン作成数	52.8	65.5	124.0%	36.4	72.7	111.0%
就労支援対象者数	37.5	43.1	114.7%	24.2	48.4	112.5%
家計相談支援利用者数	10.0	14.5	145.1%	8.5	17.1	117.5%

② 自治体区分別（平均数）

指定都市	平成27年度 平均実績	平成28年度 平均実績	前年比	平成29年度 平均実績(9月末)	平成29年度 平均実績(推測)	前年比
新規相談件数	1961.2	2153.0	109.8%	1200.7	2401.5	111.5%
プラン作成数	392.6	539.9	137.5%	345.6	691.2	128.0%
就労支援対象者数	356.9	409.4	114.7%	283.6	567.2	138.5%
家計相談支援利用者数	36.9	72.2	195.9%	48.7	97.3	134.8%
特別区	平成27年度 平均実績	平成28年度 平均実績	前年比	平成29年度 平均実績(9月末)	平成29年度 平均実績(推測)	前年比
新規相談件数	738.1	674.2	91.4%	339.3	678.6	100.6%
プラン作成数	192.1	210.3	109.5%	117.0	234.0	111.3%
就労支援対象者数	139.9	153.6	109.8%	85.6	171.1	111.4%
家計相談支援利用者数	27.6	34.6	125.6%	17.9	35.9	103.6%
中核都市	平成27年度 平均実績	平成28年度 平均実績	前年比	平成29年度 平均実績(9月末)	平成29年度 平均実績(推測)	前年比
新規相談件数	590.2	620.8	105.2%	327.8	655.6	105.6%
プラン作成数	136.2	163.1	119.7%	79.3	158.6	97.3%
就労支援対象者数	78.6	93.6	119.0%	44.2	88.5	94.5%
家計相談支援利用者数	37.8	55.6	147.3%	27.2	54.3	97.7%
一般市	平成27年度 平均実績	平成28年度 平均実績	前年比	平成29年度 平均実績(9月末)	平成29年度 平均実績(推測)	前年比
新規相談件数	150.9	140.4	93.0%	73.9	147.8	105.3%
プラン作成数	27.2	32.7	120.0%	17.9	35.8	109.7%
就労支援対象者数	18.7	21.2	113.4%	11.5	23.1	108.9%
家計相談支援利用者数	5.4	7.0	129.0%	4.8	9.6	137.8%
都道府県	平成27年度 平均実績	平成28年度 平均実績	前年比	平成29年度 平均実績(9月末)	平成29年度 平均実績(推測)	前年比
新規相談件数	339.4	355.6	104.8%	183.2	366.4	103.1%
プラン作成数	84.2	121.3	144.0%	62.3	124.7	102.8%
就労支援対象者数	45.9	58.0	126.2%	24.0	48.1	82.9%
家計相談支援利用者数	20.2	37.5	185.6%	18.3	36.6	97.4%

・新規相談の経路

事業開始から2年半（平成27年4月1日～平成29年9月30日）の、相談の経路「最初から窓口利用であったケース」、「他の機関や団体等からリファーされたケース」、「どちらでもない・不明」の3つの選択肢について、自治体区分別の回答比率の平均、回答自治体数を表にした。

	最初から窓口を利用したケース		他の機関・団体からリファーされたケース		どちらでもない・不明	
	平均	回答件数	平均	回答件数	平均	回答件数
指定都市	54%	14	38%	14	10%	11
特別区	61%	18	31%	18	9%	15
中核市	50%	36	42%	36	10%	30
一般市	58%	448	37%	442	7%	337
・一般市20万人以上	53%	19	40%	19	9%	15
・一般市10～20万人	54%	91	36%	91	11%	73
・一般市5～10万人	59%	158	37%	157	6%	121
・一般市3～5万人	55%	108	40%	106	8%	79
・一般市3万人未満	65%	48	33%	45	5%	33
・一般市未記入		24		24		116
都道府県	34%	33	56%	34	12%	28
合計	54%	997	39%	986	9%	858

・他の機関・団体等からリファーされる相談件数の増減

他の機関・団体等からリファーされる相談件数の増減について、「増加している」「減少している」「横ばいである」と回答した自治体数を、全体と自治体区分別に表にした。

① 全体（合計数）

全体	1 増加している	274
	2 減少している	58
	3 横ばいである	239

②自治体区分別（合計数）

指定都市	1 増加している	8	一般市	1 増加している	215
	2 減少している	2		2 減少している	49
	3 横ばいである	5		3 横ばいである	201
特別区	1 増加している	15	都道府県	1 増加している	15
	2 減少している	0		2 減少している	3
	3 横ばいである	3		3 横ばいである	15
中核都市	1 増加している	20			
	2 減少している	4			
	3 横ばいである	15			

・相談リファラーの件数が多い機関・団体等

選択肢とした19のリファラー先は表Aに示し、その他のリファラー先についての主な回答を表Bに示した。

19の選択肢から相談リファラーの多い上位5位までの回答を得た。その中で、全体の上位3位までについて10以上の回答数があったリファラー先、自治体区分別では、それぞれ3位までの回答数が一番多かったリファラー先を表にした。

表A 相談リファラーの19の選択肢

1. 高齢福祉関係窓口：地域包括支援センター
2. 障がい福祉関係窓口
3. 子育て支援関係窓口
4. 福祉事務所
5. 税務課（滞納）
6. 年金、健康保険担当課
8. 教育委員会・学校
9. ハローワーク
10. 地域若者サポートステーション
11. シルバー人材センター
12. 社会福祉協議会
13. 民生・児童委員
14. CSW
15. 隣保館
16. 地域の各種団体：自治会、公民館等
17. 医療機関：保健所等
18. 病院・診療所
19. 寺院・教会等
20. 他民間企業：金融機関、不動産業者等
21. その他（ ）

表B その他の回答の自治体区分別の主なもの

都道府県	自治体他部署	一般市	自治体他部署
中核市	自治体他部署		地方議員
	地方議員		介護保険事業所等
	消費生活センター		NPO法人など
特別区	自治体他部署		保健師等
	NPO法人など		消費生活センター
	地方議員		隣人、知人他
指定都市	自治体他部署		就労支援機関
	NPO法人など		法律家
			自立相談支援事業所
			中核生活支援センター
			母子生活支援施設
			障害者支援機関
			警察
		チラシ	

① 全体

1位	4	福祉事務所	299
	12	社会福祉協議会	92
	1	高齢福祉関係窓口：地域包括支援センター	50
	9	ハローワーク	24
	21	その他	24
	13	民生・児童委員	22
	3	子育て支援関係窓口	17
	5	税務課(滞納)	15
2位	12	社会福祉協議会	138
	1	高齢福祉関係窓口：地域包括支援センター	74
	4	福祉事務所	66
	3	子育て支援関係窓口	54
	13	民生・児童委員	48
	21	その他	36
	2	障害福祉関係窓口	35
	5	税務課(滞納)	32
	9	ハローワーク	28
	6	年金、健康保険担当課	15
	17	医療機関：保健所等	14
3位	18	病院・診療所	10
	1	高齢福祉関係窓口：地域包括支援センター	102
	12	社会福祉協議会	79
	3	子育て支援関係窓口	60
	9	ハローワーク	55
	13	民生・児童委員	47
	4	福祉事務所	45
	2	障害福祉関係窓口	41
	5	税務課(滞納)	34
	21	その他	28
	6	年金、健康保険担当課	17
17	医療機関：保健所等	15	
18	病院・診療所	10	

② 自治体区分別

指定都市			
1位	4	福祉事務所	
2位	12	社会福祉協議会	
3位	9	ハローワーク	
特別区			
1位	4	福祉事務所	
2位	12	社会福祉協議会	
3位	12	社会福祉協議会	
中核市			
1位	4	福祉事務所	
2位	12	社会福祉協議会	
3位	9	ハローワーク	
一般市			
1位	4	福祉事務所	
2位	12	社会福祉協議会	
3位	13	民生・児童委員	
都道府県			
1位	21	その他	
2位	12	社会福祉協議会	
3位	4	福祉事務所	

(3) 事業全体としての目標達成度について

・現状の評価

事業開始から2年半経過して、当初想定した展開のイメージや目標等を踏まえて、「目標通りに成果を出している」、「目標を上回る成果を出している」、「目標の成果には至っていない」の3つの選択肢での回答について、全体と自治体区分別の合計を表にした。

① 全体（合計数）

全体	1	想定したイメージ・目標通りに成果を出している	272
	2	想定したイメージ・目標を上回る成果を出している	55
	3	想定したイメージ・目標の成果には至っていない	255

②自治体区分別（合計数）

指定都市	1	想定したイメージ・目標通りに成果を出している	9
	2	想定したイメージ・目標を上回る成果を出している	1
	3	想定したイメージ・目標の成果には至っていない	5
特別区	1	想定したイメージ・目標通りに成果を出している	10
	2	想定したイメージ・目標を上回る成果を出している	4
	3	想定したイメージ・目標の成果には至っていない	3
中核都市	1	想定したイメージ・目標通りに成果を出している	17
	2	想定したイメージ・目標を上回る成果を出している	5
	3	想定したイメージ・目標の成果には至っていない	18
一般市	1	想定したイメージ・目標通りに成果を出している	225
	2	想定したイメージ・目標を上回る成果を出している	44
	3	想定したイメージ・目標の成果には至っていない	206
都道府県	1	想定したイメージ・目標通りに成果を出している	11
	2	想定したイメージ・目標を上回る成果を出している	1
	3	想定したイメージ・目標の成果には至っていない	22

・事業の考え方・進め方の修正・変更

平成27年の事業スタート当初に比べ、事業の考え方・進め方に修正・変更等があったかどうかを、「変化はない」、「途中で修正あるいは変更している」、「どちらともいえない」、「わからない」の4つの選択肢に回答した自治体数を、全体と自治体区分別に合計して表にした。

① 全体（合計数）

全体	1	変化はない	220
	2	途中で修正あるいは変更している	255
	3	どちらともいえない	103
	4	わからない	13

②自治体区分別（合計数）

指定都市	1	変化はない	5
	2	途中で修正あるいは変更している	8
	3	どちらともいえない	2
	4	わからない	0
特別区	1	変化はない	5
	2	途中で修正あるいは変更している	13
	3	どちらともいえない	0
	4	わからない	0
中核都市	1	変化はない	13
	2	途中で修正あるいは変更している	20
	3	どちらともいえない	7
	4	わからない	0
一般市	1	変化はない	185
	2	途中で修正あるいは変更している	194
	3	どちらともいえない	89
	4	わからない	13
都道府県	1	変化はない	12
	2	途中で修正あるいは変更している	19
	3	どちらともいえない	5
	4	わからない	0

・目標の達成度

各事業について、想定した目標の達成度を100～20%の間で自己評価した回答を、100～80%、79～60%、59～40%、39～20%の4段階に分けて件数化し、回答数全体に占めるそれぞれの段階の回答件数の構成比を、全自治体と自治体区別に表にした。

① 全体（合計数）

事業別	100%～80%	構成比	79%～60%	構成比	59%～40%	構成比	39%～20%	構成比	合計
1 自立相談支援事業	299	52.5%	218	38.3%	50	8.8%	2	0.4%	569
2 住居確保給付金	169	34.0%	143	28.8%	94	18.9%	91	18.3%	497
3 一時生活支援事業	79	41.1%	52	27.1%	24	12.5%	37	19.3%	192
4 就労準備支援事業	74	26.6%	85	30.6%	69	24.8%	50	18.0%	278
5 就労訓練事業の推進	14	8.6%	29	17.8%	38	23.3%	82	50.3%	163
6 家計相談支援事業	77	29.5%	91	34.9%	49	18.8%	44	16.9%	261
7 学習支援等	173	52.3%	103	31.1%	30	9.1%	25	7.6%	331
8 その他	17	47.2%	11	30.6%	1	2.8%	7	19.4%	36
合計	880	37.8%	727	31.2%	353	15.2%	338	14.5%	2,327

② 事業、自治体区別（合計数）

自立相談支援事業										
自治体区分	100%～80%	構成比	79%～60%	構成比	59%～40%	構成比	39%～20%	構成比	合計	構成比
指定都市	10	76.9%	2	15.4%	1	7.7%	0	0.0%	13	2.3%
特別区	12	75.0%	4	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	16	2.8%
中核都市	19	48.7%	15	38.5%	5	12.8%	0	0.0%	39	6.9%
一般市	249	53.2%	177	37.8%	40	8.5%	2	0.4%	468	82.2%
都道府県	9	28.1%	19	59.4%	4	12.5%	0	0.0%	32	5.6%
空白	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
合計	299	52.5%	217	38.1%	50	8.8%	2	0.4%	569	100.0%

住居確保給付金										
自治体区分	100%～80%	構成比	79%～60%	構成比	59%～40%	構成比	39%～20%	構成比	合計	構成比
指定都市	8	61.5%	2	15.4%	3	23.1%	0	0.0%	13	2.6%
特別区	6	40.0%	4	26.7%	4	26.7%	1	6.7%	15	3.0%
中核都市	13	34.2%	15	39.5%	8	21.1%	2	5.3%	38	7.6%
一般市	136	34.0%	107	26.8%	73	18.3%	84	21.0%	400	80.5%
都道府県	5	16.7%	15	50.0%	6	20.0%	4	13.3%	30	6.0%
空白	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.2%
合計	169	34.0%	143	28.8%	94	18.9%	91	18.3%	497	100.0%

一時生活支援事業										
自治体区分	100%～ 80%	構成比	79%～ 60%	構成比	59%～ 40%	構成比	39%～ 20%	構成比	合計	構成比
指定都市	9	81.8%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%	11	5.7%
特別区	7	50.0%	6	42.9%	1	7.1%	0	0.0%	14	7.3%
中核都市	11	61.1%	3	16.7%	2	11.1%	2	11.1%	18	9.4%
一般市	48	35.6%	34	25.2%	18	13.3%	35	25.9%	135	70.3%
都道府県	4	30.8%	7	53.8%	2	15.4%	0	0.0%	13	6.8%
空白	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	1	0.5%
合計	79	41.1%	52	27.1%	23	12.0%	37	19.3%	192	100.0%

就労準備支援事業										
自治体区分	100%～ 80%	構成比	79%～ 60%	構成比	59%～ 40%	構成比	39%～ 20%	構成比	合計	構成比
指定都市	7	58.3%	4	33.3%	1	8.3%	0	0.0%	12	4.3%
特別区	4	26.7%	7	46.7%	3	20.0%	1	6.7%	15	5.4%
中核都市	9	30.0%	11	36.7%	8	26.7%	2	6.7%	30	10.8%
一般市	52	26.5%	51	26.0%	52	26.5%	41	20.9%	196	70.5%
都道府県	1	4.2%	12	50.0%	5	20.8%	6	25.0%	24	8.6%
空白	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.4%
合計	73	26.3%	85	30.6%	69	24.8%	50	18.0%	278	100.0%

就労訓練事業の推進										
自治体区分	100%～ 80%	構成比	79%～ 60%	構成比	59%～ 40%	構成比	39%～ 20%	構成比	合計	構成比
指定都市	2	28.6%	1	14.3%	3	42.9%	1	14.3%	7	4.3%
特別区	1	9.1%	2	18.2%	3	27.3%	5	45.5%	11	6.7%
中核都市	2	7.4%	9	33.3%	8	29.6%	8	29.6%	27	16.6%
一般市	8	8.6%	10	10.8%	17	18.3%	58	62.4%	93	57.1%
都道府県	0	0.0%	7	29.2%	7	29.2%	10	41.7%	24	14.7%
空白	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
合計	13	8.0%	29	17.8%	38	23.3%	82	50.3%	163	100.0%

家計相談支援事業										
自治体区分	100%～ 80%	構成比	79%～ 60%	構成比	59%～ 40%	構成比	39%～ 20%	構成比	合計	構成比
指定都市	3	37.5%	2	25.0%	2	25.0%	1	12.5%	8	3.1%
特別区	4	36.4%	4	36.4%	2	18.2%	1	9.1%	11	4.2%
中核都市	6	28.6%	4	19.0%	7	33.3%	4	19.0%	21	8.0%
一般市	61	29.8%	71	34.6%	35	17.1%	38	18.5%	205	78.5%
都道府県	3	18.8%	10	62.5%	3	18.8%	0	0.0%	16	6.1%
空白	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	77	29.5%	91	34.9%	49	18.8%	44	16.9%	261	100.0%

学習支援等										
自治体区分	100%～ 80%	構成比	79%～ 60%	構成比	59%～ 40%	構成比	39%～ 20%	構成比	合計	構成比
指定都市	8	66.7%	2	16.7%	2	16.7%	0	0.0%	12	3.6%
特別区	7	53.8%	4	30.8%	1	7.7%	1	7.7%	13	3.9%
中核都市	18	50.0%	17	47.2%	1	2.8%	0	0.0%	36	10.9%
一般市	125	51.4%	71	29.2%	24	9.9%	23	9.5%	243	73.4%
都道府県	14	53.8%	9	34.6%	2	7.7%	1	3.8%	26	7.9%
空白	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%
合計	172	52.0%	103	31.1%	30	9.1%	25	7.6%	331	100.0%

(5) 今後の見通しについて

- ・ 5-1、5-2、5-3 事業規模、自治体予算、重点的に取り組む事業についての今後の見通しを、それぞれの選択肢で回答を得、その件数と割合を全体と自治体区別に表にした。

① 全体

5-1 事業の規模	1	自治体による事業の規模は拡大する	103	17.3%
	2	民間団体、地域団体の活躍と相まって事業は拡大する	106	17.8%
	3	事業の規模が横ばいである	269	45.3%
	4	事業の規模は縮小する	7	1.2%
	5	その他()	24	4.0%
	6	わからない	85	14.3%
		合計	594	100.0%
5-2 自治体の関連予算	1	増加する	150	25.3%
	2	現状維持である	275	46.5%
	3	減少する恐れがある	65	11.0%
	4	その他()	19	3.2%
	5	わからない	83	14.0%
		合計	592	100.0%
5-3 重点的に取り組む 可能性のある事業	1	自立相談支援事業	233	45.0%
	2	居住確保給付金	9	1.7%
	3	一時生活支援事業	10	1.9%
	4	就労準備支援事業	87	16.8%
	5	就労訓練事業の推進	22	4.2%
	6	家計相談支援事業	59	11.4%
	7	学習支援等	76	14.7%
	8	その他()	22	4.2%
		合計	518	100.0%

② 自治体区分別

	今後の見通し	指定都市		特別区		中核都市		一般市		都道府県	
		合計数	構成比	合計数	構成比	合計数	構成比	合計数	構成比	合計数	構成比
5-1 事業の 規模	1 自治体による事業の規模は拡大する	2	13.3%	5	27.8%	7	17.5%	83	17.2%	5	13.5%
	2 民間団体、地域団体の活躍と相まって事業は拡大する	5	33.3%	5	27.8%	10	25.0%	75	15.6%	10	27.0%
	3 事業の規模が横ばいである	6	40.0%	5	27.8%	15	37.5%	228	47.3%	15	40.5%
	4 事業の規模は縮小する	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	6	1.2%	0	0.0%
	5 その他()	0	0.0%	1	5.6%	3	7.5%	17	3.5%	3	8.1%
	6 わからない	2	13.3%	1	5.6%	5	12.5%	13	2.7%	4	10.8%
	小計	15	100.0%	18	100.0%	40	100.0%	482	100.0%	37	100.0%
5-2 自治体 の関連 予算	1 増加する	4	26.7%	6	33.3%	12	30.0%	118	24.6%	10	26.3%
	2 現状維持である	7	46.7%	6	33.3%	18	45.0%	229	47.7%	15	39.5%
	3 減少する恐れがある	3	20.0%	2	11.1%	2	5.0%	53	11.0%	4	10.5%
	4 その他()	0	0.0%	1	5.6%	4	10.0%	10	2.1%	4	10.5%
	5 わからない	1	6.7%	3	16.7%	4	10.0%	70	14.6%	5	13.2%
	小計	15	100.0%	18	100.0%	40	100.0%	480	100.0%	38	100.0%
5-3 重点的 に取り組 む可能 性のある 事業	1 自立相談支援事業	5	50.0%	6	42.9%	18	48.6%	191	45.5%	12	42.9%
	2 居住確保給付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	2.1%	0	0.0%
	3 一時生活支援事業	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	8	1.9%	1	3.6%
	4 就労準備支援事業	0	0.0%	2	14.3%	5	13.5%	75	17.9%	3	10.7%
	5 就労訓練事業の推進	0	0.0%	1	7.1%	1	2.7%	17	4.0%	1	3.6%
	6 家計相談支援事業	0	0.0%	2	14.3%	6	16.2%	48	11.4%	1	3.6%
	7 学習支援等	4	40.0%	2	14.3%	4	10.8%	60	14.3%	5	17.9%
	8 その他()	1	10.0%	0	0.0%	3	8.1%	12	2.9%	5	17.9%
	小計	10	100.0%	14	100.0%	37	100.0%	420	100.0%	28	100.0%

1-3 従事する人員（進行管理等の担当部署の人員、各事業に従事する人員）について人数をご記入ください。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
進行管理等担当部署 人（うち専従 人）	進行管理等担当部署 人（うち専従 人）	進行管理等担当部署 人（うち専従 人）
事業実施関係 直営 人（うち専従 人）	事業実施関係 直営 人（うち専従 人）	事業実施関係 直営 人（うち専従 人）
委託 人（うち専従 人）	委託 人（うち専従 人）	委託 人（うち専従 人）

問 2 事業実績について

2-1 新規相談件数、プラン作成数、就労支援の対象者数、家計相談支援利用者数表の中の件数をご記入ください。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度(9月末現在)
新規相談件数 件	新規相談件数 件	新規相談件数 件
プラン作成数 件	プラン作成数 件	プラン作成数 件
就労支援対象者数 件	就労支援対象者数 件	就労支援対象者数 件
家計相談支援利用者数 件	家計相談支援利用者数 件	家計相談支援利用者数 件

2-2 新規相談の経路について

事業開始から2年半、相談の経路として、最初から窓口利用であったケースと、他の機関や団体等からリファーされたケースの比率についてご記入ください。

新規相談件数総数のうち

- ① 最初から窓口を利用したケース %
- ② 他の機関・団体からリファーされたケース %
- ③ どちらでもない・不明 %

2-3 他の機関・団体等からリファーされる相談件数の増減について、どれか1つ選んで番号に○をご記入ください。

- ① 増加している
- ② 減少している
- ③ 横ばいである

2-4 相談リファラーの件数が多い機関・団体等について、上位5つを選んで、番号を順にご記入ください。その他を選定する場合は、()内に機関名もご記入ください。

(多い順位) 1位	2位	3位	4位	5位

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 高齢福祉関係窓口：地域包括支援センター | 2. 障がい福祉関係窓口 |
| 3. 子育て支援関係窓口 | 4. 福祉事務所 |
| 5. 税務課（滞納） | 6. 年金、健康保険担当課 |
| 7. 福祉事務所 | 8. 教育委員会・学校 |
| 9. ハローワーク | 10. 地域若者サポートステーション |
| 11. シルバー人材センター | 12. 社会福祉協議会 |
| 13. 民生・児童委員 | 14. CSW |
| 15. 隣保館 | 16. 地域の各種団体：自治会、公民館等 |
| 17. 医療機関：保健所等 | 18. 病院・診療所 |
| 19. 寺院・教会等 | 20. 他民間企業：金融機関、不動産業者等 |
| 21. その他（ | ） |

B 事業全体として目標到達度について

問3 事業がスタートして、2年半が経過しましたが、当初想定した展開のイメージや目標等を踏まえて、お答えください。

3-1 現状の評価について、下記の中から1つ選定して番号に○をご記入ください。

- ① 想定したイメージ・目標通りに成果を出している
- ② 想定したイメージ・目標を上回る成果を出している
- ③ 想定したイメージ・目標の成果には至っていない

3-2 平成27年度の事業スタート当初に比べ、事業の考え方・進め方に修正・変更等がありましたか。下記の中から1つ選定して番号に○をご記入ください。

- ① 変化はない
- ② 途中で修正あるいは変更している
- ③ どちらともいえない
- ④ わからない

3-3 各事業について、想定した目標の達成度について自己評価するとどの辺りになるのか、下記の表に印を入れてください。

	100	80	60	40	20
① 自立相談支援事業	┆	┆	┆	┆	┆
② 住居確保給付金	┆	┆	┆	┆	┆
③ 一時生活支援事業	┆	┆	┆	┆	┆
④ 就労準備支援事業	┆	┆	┆	┆	┆
⑤ 就労訓練事業の推進	┆	┆	┆	┆	┆
⑥ 家計相談支援事業	┆	┆	┆	┆	┆
⑦ 学習支援等	┆	┆	┆	┆	┆
⑧ その他 ()	┆	┆	┆	┆	┆

C 事業の考え方

問4 各事業を展開するにあたって、重視している事項を5つまで選んでください

4-1 自立相談事業の展開で重視している事項を選んで番号に○をご記入ください。(5つまで)

- ① 相談利用の促進
- ② 関係する機関・団体等との連携
- ③ 早期発見、「断らない相談窓口」づくり
- ④ 既存サービスの包括的な調整・案内
- ⑤ 支援プラン作成能力の向上
- ⑥ 就労や家計などに対応した支援プラン作成
- ⑦ 事業従事者の確保・養成
- ⑧ 各事業従事者（団体）との連携や交流
- ⑨ その他（

4-2 就労支援の展開で重視している事項を選んで番号に○をご記入ください。(5つまで)

- ① 意欲・意向を踏まえてできるだけ早くハローワーク（求人）につなぐ
- ② 独自の求人を開発してマッチングする
- ③ 既存の求人を交渉・アレンジしてマッチングする
- ④ 就労準備支援事業の推進
- ⑤ 就労訓練事業の推進
- ⑥ 独自の職場見学や就労体験等の推進
- ⑦ ミスマッチンを減らす支援プランの検討・作成（相談と支援の連携）
- ⑧ 企業・事業所との関係づくり
- ⑨ 庁内連携の推進
- ⑩ その他（

4-3 家計相談支援事業（自立相談支援における家計面の相談支援を含め）の展開で重視している事項を選んで番号に○をご記入ください。（5つまで）

- ① 本人が家計の現状に気付き家計管理を自ら行うための支援
- ② 債務問題の解決のための支援
- ③ 税・公共料金等の滞納解消のための支援
- ④ 金銭管理が難しいケースの支援
- ⑤ インテーク段階から家計面の聞き取りを行う
- ⑥ キャッシュフローなどの家計診断を踏まえて将来的な支援プランを検討する
- ⑦ 生活資金調達などの斡旋のための支援
- ⑧ 家計相談支援員の確保と教育
- ⑨ 庁内連携の推進
- ⑩ その他（

D 今後の見通し

問5 生活困窮者自立支援事業に関する今後の見通しについて
いずれか1つに○を選んで、番号に○をご記入ください。

5-1 事業の規模

- ① 自治体による事業の規模は拡大する
- ② 民間団体、地域団体の活躍と相まって事業の規模は拡大する
- ③ 事業の規模が横ばいである
- ④ 事業の規模は縮小する
- ⑤ その他（
- ⑥ わからない

5-2 自治体の関連予算

- ① 増加する
- ② 現状維持である
- ③ 減少する恐れがある
- ④ その他（
- ⑤ わからない

5-3 各事業のうち、重点的に取り組む可能性があるものを1つ選び、その推進にあたって課題となること、国や専門機関・団体等に期待する支援策について、枠内に記入してください。

- ① 自立相談支援事業
- ② 居住確保給付金
- ③ 一時生活支援事業
- ④ 就労準備支援事業
- ⑤ 就労訓練事業の推進
- ⑥ 家計相談支援事業
- ⑦ 学習支援等（
- ⑧ その他（

（ ）番について
取り組みのテーマ
（)

アンケートは同封の返信用封筒にて1月15日までに、同封の返信用封筒にて送付頂きますようお願い致します。

メールやFAXでも受け付けますので、下記をお願い致します。

FAX : 092-481-7886

Mail : info@life-poor-support-japan.net

2. 自治体コンサルタントサービス事業

2-1 目的

生活困窮者自立支援法の施行から3年目となり、相談支援の現場の取り組みが深まり広がる中でさまざまな課題も見えてきている。また、任意事業の強化がテーマになっていくと思われる中、就労準備支援、家計相談支援事業を一体実施しようとする自治体が増加することが予測される。

そのような中、自治体においては新たに事業を開始するための検討や準備、支援現場での課題への具体的なアドバイスやコンサルタントが必要と考える。

そこで、今年度はモデル事業に応募した自治体に対して、個別相談の支援、任意事業実施の支援、庁内連携・地域連携に向けた支援というメニューを用意して、それぞれの課題について、アドバイスやコンサルタントのサービスを実験的に実施する。モデル事業実施を通して、自治体が困窮者支援の強化を図るためには、どのようなアドバイスやコンサルタントサービスが有効かを探る。

2-2 概要

(1) 自治体公募について

自治体公募にあたっては、「自立相談支援」「就労準備支援」「家計相談支援」「庁内連携・地域連携に向けた取り組み方」の4項目の中から、重複選択可で自治体を選択してもらい、希望される内容についてアドバイスやコンサルタントを行う。

(2) 実施内容について

- ① 個別相談の支援課題（支援困難事例への対応方法、任意事業に取り組んでの疑問等）についてアドバイスを行う。
- ② 任意事業実施のための支援課題（事業の立ち上げの進め方、事業の連携）についてアドバイスを行う。
- ③ 庁内連携・地域連携に向けた課題（関係部署への周知や連携の仕方、地域資源とのつなぎ方や開拓の仕方、ガバナンスのあり方）についてのアドバイスやコンサルタントを行う。

以上3点について、自治体の希望に合わせ3回程度自治体に出向き、事前調査や小委員会、必要に応じて調査や研修会などを実施する。

(3) 経過について

①公募から決定まで

9月1日、生活困窮者自立支援事業実施自治体の中で、特別区・中核市・一般市を対象に公募の文書を発送したところ、19自治体より応募があった。

9月21日、検討委員会にて、既に開始している1県を含め、自治体の規模の違いによる調査ができるよう絞り込みを行い、1県、4中核市、5一般市を選定し、9月27日、対象自治体へ決定を通知した。

②アドバイスやコンサルタントの内容

- ・対象となる自治体がアドバイスやコンサルタントサービスに求めることについて、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計相談支援事業の3分野で実施することとした。
- ・「個別相談の支援課題」や「任意事業実施のための支援課題」については、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援のパイオニアである委員などが現地に出向き、アドバイスやコンサルタントサービスを実施する。
- ・「個別相談の支援課題」や「任意事業実施のための支援課題」及び「庁内連携、地域連携に向けた支援課題」を希望する自治体については、小委員会などを設けて、包括的、実践的なアドバイスやコンサルタントを実施する。

(4) 対象自治体について

①自立相談事業のコンサルタントサービス

対象自治体：小田原市（神奈川県）

応募自治体の中から『従来からの福祉行政の枠組みによる取組が主体となっている現状を改め、『我が事・丸ごと』の事業に取り組み、複合的な課題を抱えた市民や生活困窮者に係る自立支援体制を整備するとともに、小田原市の目指すケアタウンの推進を図るため、庁内連携、地域連携に向けた取組及び相談支援についてのアドバイス及び援助をお願いするもの』という応募動機を評価して神奈川県小田原市を選定した。

実施期間：平成29年10月～平成30年3月

実施回数：4回

担当：櫛部 武俊 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事
(一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会副代表)

②就労準備支援事業のコンサルタントサービス

対象自治体：旭川市（北海道）

須賀川市（福島県）

奈良県

実施期間：平成29年10月～平成30年3月

実施回数：16回

担当：西岡 正次 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事
(ネットワーク創造館就労支援室長)

③家計相談支援事業のコンサルタントサービス

対象自治体：高知市

豊見城市（沖縄県）

三条市（新潟県）

山形市

高槻市（大阪府）

佐賀県多久市

実施期間：平成29年10月～平成30年3月

実施回数：18回

担当：行岡 みち子 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長
(生活協同組合連合会グリーンコープ連合常務理事・生活再生事業推進室長)

家計相談支援事業のコンサルタントサービス実施の様子

(山形市にて)



(三条市にて)



(高槻市にて)



(多久市にて)



(高知市にて)



(豊見城市にて)



2-3 自立相談支援のコンサルタントサービス・・神奈川県小田原市の事例から

1 小委員会の概要・活動歴

○ 委員名簿

- 神名部耕二（小田原市福祉健康部長）
- 新保美香（明治学院大学教授）小委員会座長
- 猪飼周平（一橋大学教授）
- 朝比奈ミカ（市川市中核地域生活支援センターがじゅまるセンター長）
- 正木浩司（公益社団法人北海道地方自治研究所研究員）
- 櫛部武俊（一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表
／一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事）

○ 活動歴

- 2017年10月9日 小委員会第1回会合／TKP新橋カンファレンスセンター
- 11月15日～17日 小田原市ヒアリング調査（市役所3課、関係3団体ほか）
- 12月20日 小委員会第2回会合／小田原市役所
- 2018年2月3日 朝比奈委員講演会／小田原市

○ 上記ヒアリング調査での対象団体

- ・ 小田原市 福祉健康部 生活支援課
- ・ 小田原市 福祉健康部 福祉政策課
- ・ 小田原市 企画部 企画政策課
- ・ 一般財団法人小田原市事業協会
- ・ 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
- ・ 特定非営利活動法人子どもと生活文化協会（NPO法人CLCA）

小田原市の生活困窮者自立支援事業について、その実施状況を押さえると、課題がいくつか指摘できる。以下に、小委員会の第2回会合（2017年12月20日）で委員から出された意見を整理し、小委員会のまとめとする。

1. 関係事業の体系化に向けて

今回のヒアリングを通じて実感されたのは、小田原市ではすでに、現市長の提起のもとで「ケアタウン構想」という市独自の「総合的な福祉のまちづくり構想」があるにもかかわらず、生活困窮者自立支援事業も、地域共生社会づくりを企図する国の補助事業（「我が事・丸ごと」事業など）も、同構想との関係において体系化できず、逆に分断されている印象があった。

この点に関して、2017年11月に実施した関係者へのヒアリング調査において、市社協の関係者から以下のような趣旨の発言があった。

ケアタウン構想、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援事業、地域力強化推進事業など、「総合的な生活支援と福祉のまちづくり」とでもいうべき志向性をもった様々な地域コミュニティの再編・強化のための構想が並び立っている状況下において、支援に関わる諸機関の関係者も、市民も混乱しているため、一度整理し直さないと行かないが、ケアタウン構想が始まって8年経ってもまだその辺りが進んでいないし、すでになんか事業が走り始めてしまっているため、いっそう整理が難しくなっている。

本来は、地域で物事を考える仕組みをつくるはずだった。そのなかで、社協としても自らのあり方をまっさらな状態から議論したかったが、「考え方のプラットフォーム」をつくる前に事業を求めてしまったことが現状の混乱を生み出している。地区社協の関係者が集まる場もつくりしていない。

こうした状況を転換するために活用しうるのが、一つは他ならぬ生活困窮者自立支援制度である。同制度の最大の特徴は、自立相談支援事業における窓口相談での幅広い相談者の受け入れを起点として、個々の相談内容に応じ、同制度に基づく他の必須事業・任意事業の利用をスムーズに進められることにある。

この特徴を最大限に活用するために、小田原市においては、現状では学習支援事業一つにとどまっている任意事業の事業化の拡大とともに、ケアプラン構想が想定する「支援を必要としている方々」の例として「高齢者」、「障がい者」、「子育て家庭」とともに「生活困窮者」を明記するなどして、現状では明確ではないケアプラン構想と生活困窮者自立支援事業の関係を明確にすること、あるいは、前者の具体化・実質化のために後者の特長を利用することを望む。

ただ、こうした体制をつくるにあたっては、生活困窮者自立支援制度に対する認識を改める必要がある。現状では、生活困窮者自立支援事業の位置付けは、生活保護の傍らに置かれ、いわゆる「保護予備軍」のみを対象とし、制度が機能しうる範囲が相当限定されている。『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』（2017年3月17日）でも指摘されているように、この制度の射程はまちづくりの基軸ともなる可能性を持つものであり（注13）、それはケアタウン構想のめざすものと親和的であると考える。その可能性の追求へ進んでいくことを期待したい。

2. 生活困窮者の早期発見を可能にする体制整備

生活困窮者自立支援事業の運用においては、生活困窮者の所在を早期にキャッチすることが望ましい。そのためには、相談窓口で相談者が現れるのを待つだけでは不十分であり、市役所内の部課間での情報共有はもちろんのこと、市と関係事業の委託先事業者との間の連携に加え、同制度では、アウトリーチの実施による生活困窮者の積極的な発見も期待されているところ（注14）、理想を言えば、さしあたり同制度に関係しているかどうかは別として、行政は地区レベルで日頃から地域福祉や生活支援の活動に当たっている福祉団体の関係者などとの関係づくりを普段から進めておくことが望ましい。以下、生活困窮者の早期発見を可能にするために、今後必要な取り組みを提示する。

2-1 庁内の部課間の連携

小田原市の場合、生活困窮者自立支援に特化した庁内の会議体は未設置であり、また、通常の庁内連絡会議などでも生活困窮者自立支援に関する連絡や情報共有が特に行われているわけでもないとのことであった。

生活困窮者自立支援制度に特化するかどうかは別として、庁内の部課間で生活困窮者に関する情報交換・共有、連絡などを行う会議体が設置されることには、以下の意義がある。

第一は、生活困窮者のシグナルの早期発見と早期対応を可能にすることである。生活困窮者の所在は、各種税の滞納のほか、各種公共料金や学の給食費の滞納など、様々な場面で発見される可能性があるが、それらは行政側にしてみれば所管課が異なる。どこの部課で発見されようとも、即座に生活困窮者自立支援制度の所管課への連絡を行うことが理想的である。

第二は、会議を通じて他課職員に生活困窮者自立支援制度の趣旨や目的に関する正しい理解を促し、生活困窮者を早期に発見しうる目を養うことである。部課間の連携体制だけをつくっても、そもそも各課の職員に生活困窮者の出すシグナルを認識し、キャッチすることができる目が養われていなければ意味が無い。会議などを通じて、所管課から他課に対し啓発や意識付けを行うことが重要である。

2-2 地域資源の発掘と庁外連携の推進

小田原市の場合、生活困窮者自立支援事業にかかる庁外の関係機関との連携の有無については、現状では支援調整会議以外に特に連携はないとのことであった。

生活困窮者自立支援事業の実施には、各種専門機関や公共的団体など、様々な地域資源との連携が想定されている。行政としては、自らの地域にどのような活動を行っている団体があるのか、普段からその把握と相互の信頼感の醸成に努めるとともに、将来的に必要なが生じた場合には、支援調整会議への参画など、生活困窮者自立支援事業への協力を求められるような関係づくりが求められる。

他のある自治体では、支援調整会議の外延に拡大会議を設置し、現状では支援調整会議に参画していない団体も含めた緩やかな交流の場とする例も見られる。多機関の連携は一朝一夕に具現化されるものではなく、まずは相互の信頼関係の醸成に相応の時間を要するものと考えられるところ、準備の開始は早ければ早いほど良い。

小田原市内には、特徴的かつ実効性を持つ福祉分野の民間団体などが少なくない。市内5カ所の事業所で在宅障害者の就労・生活支援を行う「特定非営利活動法人おだわら虹の会」、児童福祉等の分野における実践で100年以上の歴史を有する「社会福祉法人宝安寺

社会事業部」などはその好例であろう。

市内にどのような支援者がいて、その支援者はどこにいて（どの団体に所属して）、どのような支援を行っているのか、市民全体が情報を共有することが重要である。CLCAなどの参画する「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」が現在取り組んでいる「地域資源マップ」の作成などはその点で有効だろう。

また、生活困窮者自立支援事業も含め、多機関協働の事業を進めるときの第一歩として、既存の法律にすでに位置づけられている民間委員参加の審議会や協議会、連絡会議のような会議体を持ち寄って、多機関協働の機能を組み込んでいく方法が考えられる。実際、これらの会議体の構成員の面々は、相当程度重複が見られ、それを一つのテーブルに載せて調整するという方法である。上記の会議体として候補となるのは、要保護児童対策地域協議会、高齢者虐待防止ネットワーク会議、障害者虐待防止ネットワーク会議、自殺対策連絡協議会、子ども・若者育成支援協議会、DV防止連絡会などである。ただ、実際には年に数回の会議の開催にとどまっている会議体が多いので、比較的活性のあるものをピックアップし、調整の軸とすることが考えられる。

2-3 相談窓口でのあるべき対応とアウトリーチの実践に向けて

自立相談支援事業を市直営で実施している小田原市では、生活困窮者自立支援の相談窓口は、市役所の生活支援課自立支援係に置かれているが、この窓口は、同課保護係が所管する生活保護の相談窓口と共通である。

生活困窮者自立支援と生活保護の相談窓口を共通化することには長所と短所があり、一概にどちらが良いか決められない問題を含む。

共通化の長所としては、相談内容に応じて、相談者を生活保護で対応するか、生活困窮者自立支援制度で対応するか総合的に判断することができる点が挙げられる一方、短所としては、生活困窮者自立支援制度が受け入れ可能な相談内容の幅の広さが、生活保護のイメージに引っ張られて狭められることが挙げられる。両制度の窓口を分けると、上記の長所と短所が逆転するが、加えて行政の縦割りの論理に両制度が分断され、相談者がいわゆる「たらい回し」に巻き込まれる可能性が強まる。どちらを選択するかは、各自治体で地域事情を踏まえた深い議論が必要である。

また、相談窓口の運営については、行政側の対応のしかたも問われる。

第一の問題は、窓口に来ない限り相談に乗らないという姿勢に固執してしまうことである。窓口に来られない人には別の場所でも相談に応じるという配慮をできるかどうかが重要であり、担当職員数や財政上の制約はあるにしても、ここがアウトリーチに踏み出せるかどうかの分岐点になる。

第二の問題は、窓口でのファーストコンタクトにおいて答えの見つかる相談にしか対応しないことである。そうなると、個別ケースへの対応が新しい地域資源の発見や支援方法の開発につながらない。担当職員の力量が問われる部分であり、自治体での人材確保・育成も重要になる。

以上を踏まえて、改善のポイントを以下に列記し、本報告を締めたい。

- ① 「保護予備軍の支援のための制度」という狭い視点に立った生活困窮者自立支援制度の位置付けを脱却し、その特長を生かすことを通じて、関係事業の体系化と連携を進める。
- ② 生活困窮者の早期発見・早期対応を実践するための方策として以下の点を挙げる。
 - ・ 生活困窮者自立支援事業の運用を取り扱う庁内会議体を設置して、各部課の職員

を構成員として参集し、同制度所管課以外の部課の職員の啓発と情報共有を図る。

- ・ 支援調整会議の外延に拡大会議などを設置し、幅広い市内事業者等の参加を呼びかけ、緩やかな連携関係の構築に努める。
- ・ 既存の法定の官民協議会を整理し、多機関連携の機能を組み込む。
- ・ 生活困窮者自立支援制度と生活保護の共通の相談窓口の短所を克服するため、生活困窮者自立支援事業が受け入れる相談対象の幅の広さを市民に対してわかりやすく広告する。
- ・ 相談窓口の運営において、窓口以外の場所での対応を実施するとともに、対応職員が相談内容を峻別せず、地域資源の発見と支援方法の開発に努める。

小田原市は、市長がすでに「ケアタウン構想」や「分かち合いの社会の創造」といったソーシャル・インクルージョンを進めるまちづくりの理念を掲げ、なおかつ、農漁業の豊かな資源に恵まれている。ここで生活困窮者も含め、全ての市民が豊かに生活していける環境の整備とまちづくりが今後も進展していくことを期待したい。

【注】

(1) 厚生労働省作成の資料により、神奈川県内の本制度実施対象団体1県18市における自立相談支援事業の実施方法の状況を見ると、直営が小田原市を含む9市、委託が1県7市、直営と委託の混合が3市である。

(2) 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号）の別添1「自立相談支援事業の手引き」などによる。

(3) 1952年12月に発足し、1976年7月に社会福祉法人の法人格を取得した。法人格取得と合わせて「全戸会員制度」を導入し、1978年には市内の連合自治会全25地区（2013年に16地区に増加）に、地区ごとの実情にそったきめ細かな福祉活動を効果的に展開するため、「地区社会福祉協議会」（以下、地区社協）を設置した。

2017年10月1日現在に役職員体制は以下のとおりである。役員のうち、理事15人、監事2人、評議員37人で、理事と評議員には自治会関係者、民生委員、地区社協関係者、青少年育成団体関係者、福祉団体関係者、福祉施設関係者、学識経験者、行政関係者、ボランティア関係者が参画している。事務局職員は39人で、役員兼務の常務理事1人を除く38人の雇用形態は、専任14人、嘱託13人、臨時11人の内訳である。

事務局の組織には、総務企画係、地域福祉係、在宅福祉係の3係が置かれ、生活困窮者自立支援事業と関わる生活福祉資金貸付事業、後述する福祉まるごと相談事業は、ともに地域福祉係の所管である。年間の予算規模は2017年度当初額で3億5525万2000円である。

(4) 住居確保給付金の支給条件の一つとして、ハローワーク発行の求職受付票（ハローワークカードの写しの提出が必要である。本件にかかるハローワーク職員の支援調整会議への参加は、その部分での情報共有が目的とされている。

(5) 都道府県社協が実施主体、市町村社協が窓口を担う生活福祉資金貸付制度の利用は、生活困窮者自立支援制度が施行された2015年度以降、その申請には生活困窮者自立支援制度の利用が要件化されている。

現行制度の生活福祉資金貸付事業における生活福祉資金の種類は、①福祉資金（福祉費）、②緊急小口資金、③教育支援資金（教育支援費、就学支援費）、④不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）、⑤総合支援（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）、⑥臨時特例つなぎ資金。

小田原市社協における 2017 年度の生活福祉資金貸付事業の相談・貸付の実績は、2017 年 10 月末現在で、相談件数延べ 112 件（前年度 158 件）、貸付件数 8 件（同 11 件）・計 122 万 6000 円（2016 年度 302 万円）、対応不能な相談の件数 28 件とのことである。

(6) 「寄宿生活塾はじめ塾」が母体となって 1992 年に任意団体として設立され、2000 年に特定非営利活動法人（NPO 法人）の法人格を取得した。役職員は、2017 年 6 月現在で、理事 12 人（理事長 1 人、副理事長 1 人含む）、監事 2 人、有給職員 41 人によって構成される。組織は、本部、生活事業部、食農事業部、相談事業部、新規事業部から成り、小田原市から受託している学習支援事業（小田原市生活困窮世帯学習支援事業）は相談事業部で所管している。このほか、若者サポートステーション事業も受託している。

(7) 小田原市で事業化されている生活保護自立支援プログラムは、2017 年 11 月現在で以下の 9 つである。①就労支援プログラム、②障害年金プログラム、③成年後見制度活用支援プログラム、④ニート・ひきこもり等支援プログラム、⑤ホームレス自立支援プログラム、⑥生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム（ハローワークと連携）、⑦多重債務者等支援プログラム、⑧退院促進個別援助プログラム、⑨中学・高校卒業予定者の自立支援プログラム。基本的に全て市直営。

(8) 団体のウェブサイトによると、本団体は、ホームレス者支援を目的として勇志により 1997 年 1 月発足し、毎週木曜日夜の巡回で、おにぎり、毛布、衣類、医薬品などの提供や医療相談などの開催を行うほか、冬期には炊き出しと無料診療も開催している。活動資金は寄付で賄われている。

(9) 神奈川県ウェブサイト掲載「第 2 種社会福祉事業（無料低額宿泊事業）の開設状況（神奈川県所管分）」によると、同県内の無料低額宿泊事業は、2017 年 8 月 22 日現在、NPO 法人 12 団体が運営する計 51 施設で実施されている。このうち小田原市内に開設されているのは 6 団体運営の計 10 施設である。2018 年 3 月 21 日最終閲覧。

(10) 小田原市の 12 カ所の地域包括支援センターの名称・担当地区・受託事業者（2017 年度）は以下のとおり。

	センター名称	担当地区	受託事業者
1	地域包括支援センターじょうなん	十字、片浦、早川、大窪	社会福祉法人西湘福祉会
2	地域包括支援センターはくさん	二川、久野	アースサポート株式会社
3	地域包括支援センターひがしとみず	東富水	社会福祉法人小田原福祉会
4	地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみ	酒匂・小八幡、富士見	医療法人尽誠会
5	地域包括支援センターそが・しもそが・こうづ	曾我、下曾我、国府津	社会福祉法人積善会
6	地域包括支援センターしろやま	緑、万年、幸、芦子	社会福祉法人長寿会
7	地域包括支援センターたちばな	前羽、橘北	社会福祉法人東洋会
8	地域包括支援センターしもふなか	下府中	社会福祉法人東洋会

9	地域包括支援センターはくおう	新玉、山王網一色、 足柄	アースサポート株式会社
10	地域包括支援センターとみず	富水	社会福祉法人小田原福祉会
11	地域包括支援センターさくらい	桜井	社会福祉法人小田原福祉会
12	地域包括支援センターとよかわ・かみふなか	豊川、上府中	社会福祉法人積善会

(11) 注3のとおり、地区社協は市内の連合自治会単位に置かれている。現在の連合自治会の数は26で、地区割りは以下のとおりである。緑、東富水、新玉、富水、万年、桜井、幸、酒匂・小八幡、十字、下府中、片浦、富士見、早川、豊川、大窪、上府中、山王網一色、曾我、足柄、下曾我、芦子、国府津、二川、前羽、久野、橘北。

(12) 1974年3月発足の「財団法人小田原市公益事業協会」を前身とし、公益法人制度改革（2008年12月1日施行）により、2012年4月から現在の「一般財団法人小田原市事業協会」へ移行した。市が基本財産の50%を出資する市の外郭団体である。

協会の設立目的は、「地域資源を生かした豊かな生活基盤のある住みよいまちづくり」と「心豊かに暮らせるスポーツ・レクリエーション活動の推進」であり、文化芸術、地域コミュニティ、公園等に関する公共的施設の管理運営に関する事業、中心市街地の整備改善及びまちづくりに関する事業、まちづくりに関する調査、企画の推進などが主な業務内容である。年間の予算規模は、2017年度当初で約11億1000万円。

役職員は、2017年4月1日現在で、役員19人（理事10人、監事2人、評議員7人）、職員125人の計144人である。職員の雇用形態は、正規29人、嘱託13人、臨時83人という内訳である。

(13) 『生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理』第1節の以下の記述を参照した。「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」については、法の施行における不変の目標として掲げ続けなければならない。この2つは、社会的孤立や生きづらさも含めすべての相談を断らず包括的に支援することを通じて、地域でもう一度主体的な自立生活を目指すに当たり、欠くことのできないものである。生活困窮者自立支援に関わる人は、支援の展開により、自治体の中の他の部局や、社会全体に対して「生活困窮者の尊厳」と「包括的相談支援体制とは何か」を問いかけ、さらに、生活困窮者自立支援が地域づくりにつながることをしっかりと広めていくことができるのではないか。」

(14) 『社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書』12頁に以下の記述がある。「複合的な課題を抱える生活困窮者に対して適切な支援を実施するため、新たな相談支援事業では、①地域の関係機関のネットワークを通じて、又は、必要に応じて訪問支援（アウトリーチ）も実施しつつ、課題を抱える生活困窮者の把握（中略）を行うことが必要である。」

【参照ウェブサイト】

- ・ 一般財団法人小田原市事業協会
<http://odawara-jigyo-kyokai.jp/>
- ・ 小田原交流パトロール
<https://odapato.jimdo.com/>
- ・ 小田原市役所公式ホームページ
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>
- ・ 小田原市自治会総連合
<http://odawara-jichisoren.net/>
- ・ 加藤けんいちホームページ
<https://www.katoken.info/index.html>
- ・ 神奈川県ホームページ＞無料低額宿泊事業の状況（神奈川県所管分）
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5927/p16889.html>
- ・ 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会
<http://www.odawarashakyou.or.jp/>
- ・ 社会福祉法人宝安寺社会事業部
<http://houan1900.jp/>
- ・ 特定非営利活動法人おだわら虹の会 ありんこホーム
<http://www.arinkohome.com/>
- ・ 特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
<http://www.clca.jp/>

※ 最終参照はいずれも2018年3月23日である。

2-4 就労準備支援事業のコンサルタントサービス

(1) 結果分析

1) 就労準備支援事業等の拡充を希望した自治体（概要）

本事業の就労準備支援関係で応募があった自治体は、6団体で、その中から北海道旭川市、福島県須賀川市、奈良県の3団体を選考し、コンサルタントサービスを行った。3団体の概要は図表1のとおり。

図表1 3団体のプロフィール（就労支援関係）

自治体	体制・課題等	コンサルサービスの考え方
旭川市 福祉保険部 生活支援課 市社協ほか 人口34.2万人	<ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者自立支援の体制等 ●担当部署：保護課1～3課＋生活支援課自立支援係 ●実施体制：自立支援係＋社協（自立相談支援）ほか ●無料職業紹介事業の活用（市、社協） ●求職者の制約、両者の連携に課題 ●就労支援員（4人）が取組みをけん引 ②企業等と連携した就労支援の拡充、仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ①企業アプローチ（働きかけ）の改革と企業向けツールの開発、就労支援員の育成 ②就労体験等の受入れ環境整備支援の具体化（量販店等での体験プログラムの標準化、従業員研修等） ③協力企業等の開拓促進（商工会議所、商工会等との連携推進、企業アンケート等） ④庁内連携の推進（関係課との意見交換等）
須賀川市 健康福祉部 社会福祉課 市社協 人口7.7万人	<ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮自立支援の体制等 ●保護業務をベースにスタート ●社協（自立相談支援）に、保護業務における就労体験の経験を活かし、30年度から就労準備支援事業を立ち上げる ②企業等と連携した就労体験等の就労準備支援の事業化 	<ul style="list-style-type: none"> ①就労体験の経験の振り返り ②体験プログラムの開発手順の整理 ③企業アプローチ、プログラム開発の試行（OJT） ④無料職業紹介事業の活用、担当人材の育成等、次年度以降の課題整理
奈良県 健康福祉部 地域福祉課 県社協 人口136.5万人 12市15町12村	<ul style="list-style-type: none"> ①県担当課と県南地域（自立相談支援：県社協）が協力して県内の就労支援の強化に着手 ●就労訓練や就労体験等の推進 ●企業アプローチのスキル等の向上 ●県と市町村共同による就労準備支援の仕組みづくり ②地域企業等と連携する県社協へ 	<ul style="list-style-type: none"> ①体験や訓練のプログラム開発手順の整理 ②企業アプローチの試行（OJT） ③県全体の就労体験や就労訓練等の推進の仕組みづくりの整理

3団体が希望したコンサルタントサービスの主な内容は、旭川市は生活困窮者自立支援制度が施行される前のモデル事業から取り組んできた実績があり、また生活保護における就労支援についても精力的に進めてきた経緯があり、就労準備の段階については就労体験等の実施や独自の職業紹介、定着支援を行うなど、その支援の内容やプロセスを発展させてきている。そこで、本事業では、就労支援をめぐる地域企業等との連携内容を拡充し、就労体験や就労訓練のプログラムを強化すること、さらに就労準備支援から就労の段階（職業紹介）、定着支援に至る支援のプロセスと仕組みを整備することをめざした。

須賀川市は、平成30年度から就労準備支援事業を立ち上げることを目標にしており、そこで生活保護（自立支援プログラム）における就労体験の経験を振り返るとともに、就労準備の段階のプログラムづくり、具体的には企業等と連携した体験プログラムの開発手順の整理と協力事業所の開拓を行うことをめざした。

奈良県は、今年度「就労訓練事業の推進」に取り組み、また従来から県（県社協）が主導し県内市町村とともに就労支援の強化に努めてきた。そこで、就労体験や就労訓練の利用を促進するとともに、改めて協力または認定事業所の開拓や体験等のプログラム開発のノウハウや手順を獲得することをめざした。また平成30年度から県内の全ての自治体が参加し共同して就労準備支援事業を実施することを目標にしており、その準備に資する取組みを進めたいという希望であった。

図表 2

2) 就労支援の取組みや施策を評価するにあたって (分析フレーム)

平成27年度・28年度の相談支援実績

自治体	年度	新規相談件数	10万人当たり	プラン作成	10万人当たり	就労支援対象者	10万人当たり	就労者数
旭川市(北海道)	27年度	348	8.3	92	2.2	54	1.3	78
	28年度	641	15.4	72	1.7	32	0.8	58
奈良県	27年度	1529	12.3	347	2.8	271	2.2	223
	28年度	1319	10.7	421	3.4	289	2.3	195
須賀川市(福島県)	27年度	83	9	19	2.1			21
	28年度	72	7.8	30	3.2			19

コンサルタントサービスを実施するにあたって、まず各団体が行っている(行ってきた)就労支援の取組みや施策について評価を行うこととした。

自治体の就労支援は、生活困窮者自立支援の担当部署をはじめ福祉の各部署のほか、教育や若者(青少年)対策、保健医療、男女共同参画など、様々な部署で展開され、広がりつつある。しかし、各分野・各部署における取組み、あるいは自治体全体の就労支援の施策は一様ではなく、取組みや施策を理解するフレームも定まったものは見当たらない。そこで、次のような分析フレームを設定し、担当部署の取組みや団体ごとの就労支援施策の特徴を理解するよう努めた。

就労支援の取組みは進みつつあるとはいえ、取組み実態から窺える考え方や進め方はさまざま整備の途上にあるとも言える。施策の歴史では、障がい者支援分野における職業リハビリテーションや、福祉サービスとしての就労支援施策の展開、ジョブコーチなど、あるいは生活保護制度における自立支援プログラムの考え方や取組みなどが自治体の就労支援についてまとまった考え方等を提供してきた。そして、生活困窮者自立支援制度が登場し、就労準備支援事業や就労訓練事業といった中間的な支援がより明確に打ち出され、就労支援の組み方、事業の進め方が大きく変化しつつあると思われる。障害福祉サービスとしての就労支援が「保護付き就労」などと呼ばれる新しい就労形態を生み出したように、生活困窮者自立支援制度では「支援付き」「訓練付き」といった中間的な就労形態、就労のステップが構想され、また福祉サービスごとに対象を限定した就労支援とは異なり、対象を限定しない支援へと変わった。

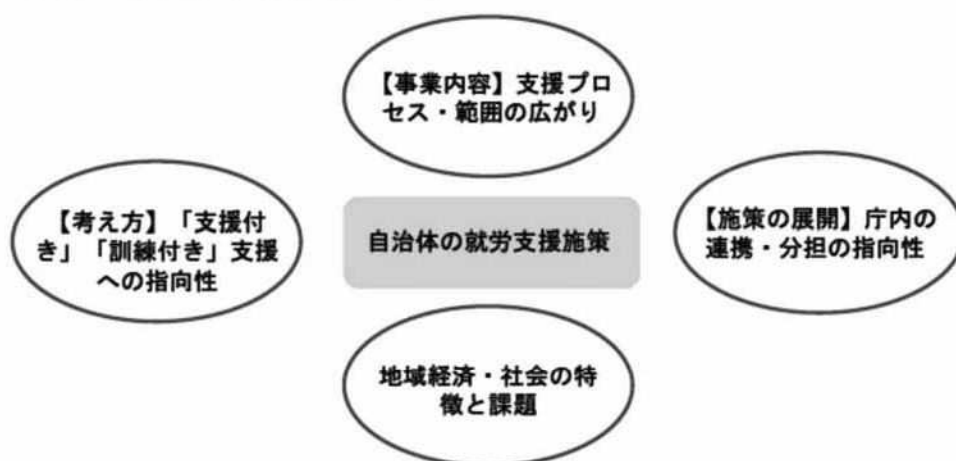
3つの団体の生活困窮者自立支援における就労支援について、以下の4つの観点から理解することとした。①この制度が打ち出した「支援付き」「訓練付き」という中間的な支援の考え方をどのよう捉えようとしているか。②考え方を踏まえて、支援業務・プロセスの広がりについて。③就労支援における庁内連携の可能性や課題について。自治体の就労支援という場合、分野・部署ごとに行われる就労支援の取組みと、それらを1つの施策としてとらえる自治体の就労支援施策に分けて考えることができる。そこで、他の分野・部署における就労支援や団体レベルの施策のあり様を捉えるように努めた。④その地域の経済・社会の動きについて情報提供し、就労支援の取組みや施策が果たす役割や課題について意見交換するように努めた。特に③④は、庁内連携を目的意識的に進めていくために欠かせないと考え、コンサルタントサービスとして行った。

「中間的な就労支援の考え方」として、まず「求人(雇用システム)につなぐ支援」が中心に組まれた従来の支援との違いが大きい。支援プランの検討に際して、一般就労をめざす「就労支援対象者」とするか、あるいは直ちに一般就労をめざすのは難しい者として就労準備支援等の中間的な支援対象とするかアセスメントされるが、就労準備支援事業の

利用実績を見る限り、新しい就労支援の考え方は相談の段階においても普及してはいないようだ。前者の就労支援対象者に提供される求人も、雇用システム上にある求人を利用するのが主流で、独自に求人をしているところは少ない。自立相談支援機関において丁寧なインタビューや相談支援が行われたとしても、いざ就労に向かう段階になると、相談者の「孤独な戦い」になってしまうようだ。これを相談者と企業等による「2者間交渉・調整の就労支援モデル」と呼べる従来の支援であるが、一方、就労体験等の中間的な支援では、就労準備のほか、就労に向かう段階においても支援者（自立相談支援機関や就労準備支援の事業者その他）が関与し、その程度に差はあれ、相談者と企業等と支援者という「3者間の交渉・調整」プロセスが生まれている。これを「3者間交渉・調整の就労支援モデル」と呼ぶことができる。3者間の交渉・調整に関する取組みがどこまで構想され実施しているかが、「支援の考え方」の捉え方を反映している。

生活困窮者自立支援制度の以前にも、求人につなぐ就労支援が当たり前だった時代に、いち早く無料職業紹介事業を活用し「2者間の交渉・調整」に委ねる支援から脱却する自治体もあった。独自の求人を開拓したり、求人者と直接交渉し相談者にあった求人内容をアレンジしたり、面接への同行や採用後の定着支援など、求人者との交渉・調整に乗り出している団体もあった。

図表3：自治体の就労支援施策 分析フレーム



次に「支援業務・プロセスがカバーする範囲」は、相談の段階から就労準備の段階、就労に向かう段階、職業紹介の段階、そして定着（再就職等）の段階という一連の支援プロセスを考えると、それぞれどのような支援が行われているか、しかも相談者だけでなく相談者を体験や雇用等で受入れる企業等への関りや支援も含めて行われているかを理解する。「③の庁内の各部署における就労支援の内容」を理解し、その特徴を上記①②の観点からとらえるようにした。自治体の就労支援施策の全体をとらえるという観点である。就労支援施策は、福祉や教育、男女共同参加などのさまざまな部署の事業があり、さらに雇用労働分野の取組みが影響することも考えられる。そこで、これら部署の就労支援や対策の現状をとらえ、今後部署間の連携によって、自治体の就労支援施策全体がより効果的なものになるかを検討するものである。よく庁内連携と言われるが、相談ニーズの発見や既存の福祉サービス等の利用をめぐる連携だけでなく、就労支援では、例えば人材開発を目的とした社会的事業や社会的企業の開発、新卒者の未就職者支援は雇用対策でもあり就労支援の課題でもある。最後に、「④地域経済・社会の特徴等」は、地域の基幹産業や企業活動の動向やその人材・労働力の現状、人口推計だけでなく人口移動の特徴、福祉や保健医療等の社会サービスの利用状況などは、就労支援の施策や事業内容に影響するという観点であ

の社会サービスの利用状況などは、就労支援の施策や事業内容に影響するという観点である。踏まえた施策や事業となっているかの観点である。地域によっては、新たな人材・人口を呼び込むという側面から就労支援を位置づけることも考えられる。「仕事づくりと就労支援（の相乗効果）」が人材をひきつける事例も報告されている。資料「もう1つの人口ビジョン」で情報提供を行った。

旭川市は、相談から就労準備、中でも就労体験等の展開、さらに職業紹介、定着支援まで支援プロセスは広がっており、さらに職業紹介を行う中で独自の求人開発、さらに就労体験など、企業等との交渉・調整を進めている。相談者と支援者（自立相談支援機関や就労支援準備支援の担当者、就労支援員等）、企業等という「3者間の交渉・調整」の精度、企業等への働きかけの向上や体験プログラム情報の見える化など進めること、あるいは支援者側の連携の仕組み、例えば就労支援メニューの活用をめぐる連携、市の職業紹介と社協のそれとの関係、庁内連携などが、今後の課題となっている。

図表4-1：中間的な支援への指向、支援プロセスの広がり（旭川市の場合）

	相談の段階	就労準備の段階		就労に向かう段階	定着支援	継続（再就職）支援
		就労準備支援（教育訓練等）	就労準備支援（体験等）	マッチング（紹介等）		
担当部署・部						
他の部署・部						
雇用システム						

※上段：相談者・求職者向け取組み 下段：企業・事業所等向け取組み

コンナシタノトサニ

須賀川市の就労支援は、「求人につなぐ」支援が中心であったが、就労準備の段階の支援を進めたいという意向であった。従来の施策策との大きな違いは、体験や求人等を利用して相談者を企業等に案内することになり、企業等と直接関係をつくることになり、その進め方、企業等への働きかけ方、体験等のプログラム開発の手順などを整理することが当面の課題であった。

図表4-3：中間的な支援への指向、支援プロセスの広がり（奈良県の場合）

	相談の段階	就労準備の段階		就労に向かう段階	定着支援	継続（再就職）支援
		就労準備支援（教育訓練等）	就労準備支援（体験等）	マッチング（紹介等）		
担当部署・部						
他の部署・部						
雇用システム						

※上段：相談者・求職者向け取組み 下段：企業・事業所等向け取組み

奈良県の就労支援は、「求人につなぐ」支援が中心であるが、就労訓練事業（ユニバーサル就労に関心のある事業所ネットワークなどもあり）への関心が高く、訓練や体験を受入れる企業等の開拓やプログラム利用の促進について検討を進めていた。自立相談支援事業を担う県社協が、企業等への働きかけから訓練や体験のプログラム開発、企業等の受入れ環境の整備支援などに関する知識やスキルを先駆けて獲得し、今後県が主導する県内全体をカバーする就労準備支援や就労訓練の推進体制の整備に役立てることが課題であった。

図表4-2：中間的な支援への指向、支援プロセスの広がり（須賀川市の場合）

	相談の段階	就労準備の段階		就労に向かう段階	定着支援	継続（再就職）支援
		就労準備支援（教育訓練等）	就労準備支援（体験等）	マッチング（紹介等）		
担当部署・部						
他の部署・部						
雇用システム						

※上段：相談者・求職者向け取組み 下段：企業・事業所等向け取組み

3) 主な取組みと到達点

以上の現状評価と団体の意向を踏まえ、次のような目標を設定した。1つ目が、企業等と連携した就労体験や就労訓練の推進。3団体に共通する実践的テーマであり、また「3者間交渉・調整」について試行・検証することができるテーマであることから、企業等の開拓、就労体験の開発について手順を整理するとともに、就労体験を活用した相談支援の進め方について検討・推進することとした。2つ目に、就労体験を開発するにあたって、企業等にアプローチ（働きかけ）を行う際にどのように進めるのか？ その経験がない団体もあり、趣旨説明の方法から就労体験の内容、プログラムづくりの手順について、企業への同行も含め検討することとした。3つ目に、企業等から提供してもらった（開発した）就労体験プログラムを見える化（言語化・イメージ化・標準化）するとともに、相談窓口と共有・活用する方法を検討した。また、自立相談支援機関以外の相談窓口にも体験プログラムを案内し、潜在的ニーズの掘り起こすことについても検討する。4つ目に、広域自治体が主導する就労支援施策の役割や課題について整理を試みることにした。

コンサルサービスとして、課題整理とともに、その実践的な解決について試行・検証できるように努めた。また、今後、自治体・地域が就労準備支援事業等の就労支援施策を効果的に実装していくために、就労支援の役割や庁内連携の可能性（財源等の確保）について可能な限り議論を進めた。例えば、「もう1つの人口ビジョン」という形で団体ごとに、人材・人口に関する統計データ等を整理し、一覧できるようにした。自立就労支援の潜在的な対象やその規模等について、資料をもとに意見交換を行った。主な取組みは以下のとおり。

図表5：自治体コンサルサーサービス事業 主な取組み

自治体	所管部署等	主な取組み	訪問等
旭川市 福祉保険部 生活支援課 市社協	<ul style="list-style-type: none"> ●自立相談＝自立サポートセンター（市社協委託＋市自立支援係） ●無料職業紹介＝市、社協 ●就労準備支援＝ワーカーズ ●就労支援員（自立支援係）の整備・育成が進んでいる 	<ol style="list-style-type: none"> ①自治体における就労支援の役割と位置 参考：もう1つの人口ビジョン（旭川版） ②無料職業紹介事業の役割整理、企業アプローチ（働きかけ）の総括 ③企業等での就労体験（内容、開発ノウハウ等）の総括。プログラムの標準化に向けて（大手量販店等への同行） ④経済団体等との連携（JA、商工会議所、商工会、中小企業家同友会等への同行） ⑤企業等の人材ニーズの把握（会議所と共同でアンケート実施等） ⑥庁内連携に向けた意見交換（政策調整課、経済総務課（雇用労働）、障害者支援等のヒアリング） ⑦経済団体、NPOセンター等への報告会 	<p>10月12日 （市）</p> <p>11月15～16日 12月25日 1月18～19日 3月22～23日</p>

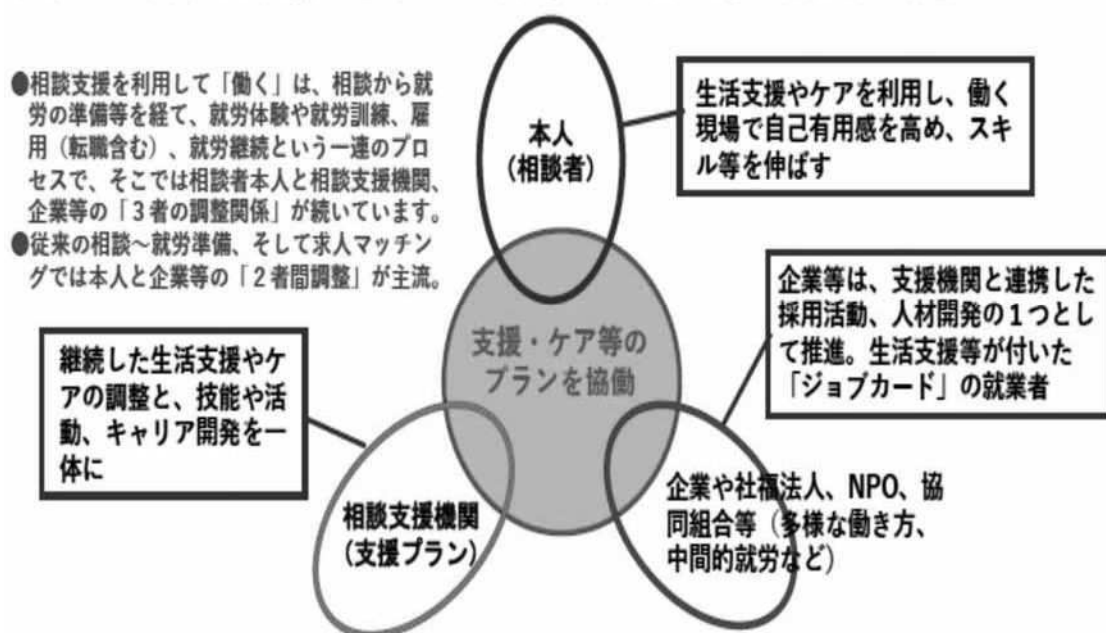
自治体	所管部署等	主な取組み	訪問等
須賀川市 健康福祉部 社会福祉課 市社協	<ul style="list-style-type: none"> ●自立相談支援＝直営 ●就労準備支援（30年度、社協に委託予定） ●保護・自立支援プログラム（ボランティア等）を踏まえて 	<ol style="list-style-type: none"> ①自治体における就労支援の役割と位置 参考：もう1つの人口ビジョン（須賀川版） ②自立支援プログラムで実施した就労体験の振り返り・評価 ③30年度実施予定の就労準備支援事業の考え方整理 ④企業等における就労体験に居場所等の社会生活自立メニュー等を組み合わせる検討 ⑤就労体験プログラムの開発手順、企業への働きかけを準備（考え方、ノウハウ、事例紹介等） ⑥協力が期待される事業所・企業等の抽出と働きかけ（訪問同行） ⑦就労体験プログラム開発に使いシー作成ト（業務切り出し、プログラム案、評価ほか） ⑧就労体験プログラム作成 ⑨庁内連携（取組みの共有、無料職業紹介の活用ほか） 	<p>10月11日 （市）</p> <p>11月6日（市） 12月15～16日 （市、事業所）</p> <p>1月30日（市、事業所） 2月8日</p>

自治体	所管部署等	主な支援	訪問等
奈良県 健康福祉部 地域福祉課 県社協	<ul style="list-style-type: none"> ●県南地域（町村）の自立相談支援（県社協） ●就労訓練事業の推進（29年度、県社協と民間の共同実施） ●30年度から県と県内市町村が共同で広域型就労準備支援の実施、就労訓練の推進を予定（参照：大阪府広域就労支援事業） 	<ol style="list-style-type: none"> ①自治体における就労支援の役割と位置 参考：もう1つの人口ビジョン（奈良版） ②体験・訓練プログラム等の開発手順の整理（考え方、ノウハウ等） ③企業等への働きかけの総括・振り返り ④就労体験・就労訓練の活用した支援ケースの振り返り ⑤経済団体、企業等への訪問同行 ⑥検討委員会の開催（2回。大阪市立大学・五石先生招聘） 	<p>10月2日（県庁）</p> <p>10月19日（社協） 12月22日 2月22日</p>

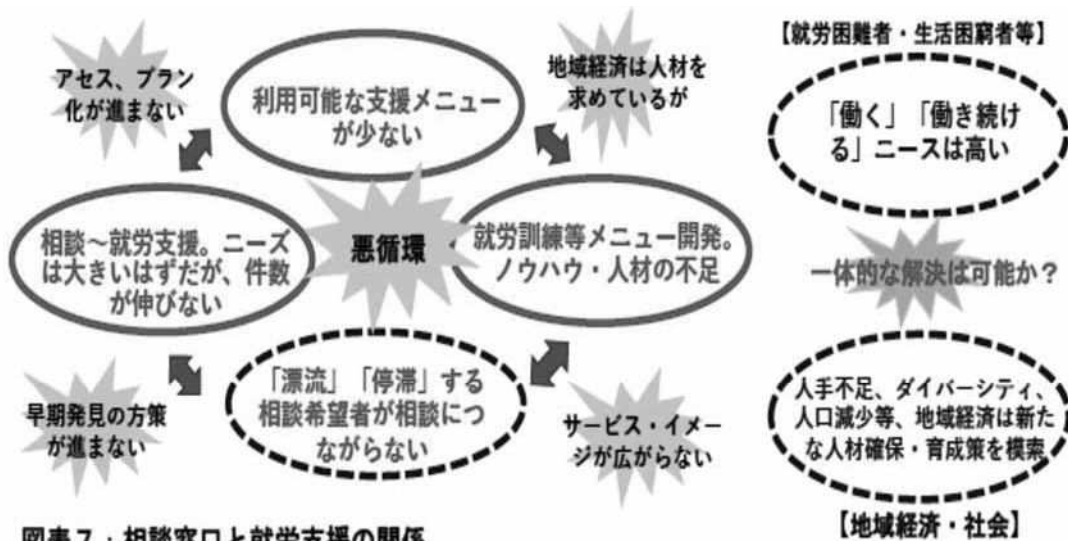
(2) 考察

- ① 3団体共通の取組みとして、就労体験等プログラムの開発作業を実際に行い、企業等との関係づくり、「3者間交渉・調整の就労支援モデル」を具体的な行動・作業に落とすことができた。協力依頼する企業等の抽出、企業等への訪問と趣旨説明、就労体験で従事する「業務（しごと）洗い出しシート」の作成依頼、提出された「業務（しごと）洗い出しシート」に基づくヒアリング、収集・整理された業務（しごと）情報や事業所、就業（体験）環境（現場マネージャーやスタッフ、業界情報など）をもとに、就労体験等プログラムの内容を検討するといった一連のプロセスを共有することができた。

図表6：中間的な支援の意味 ～「働く」「働き続ける」3者間交渉・調整～



- ② 作成した就労体験等プログラムに利用したケース支援の進め方についても議論を行った。就労準備支援の活用ケースが少ない、自立相談支援機関からつながらないといった問題が指摘されていたが、その背景には、相談段階で、就労支援に関するアセスメントの経験が浅く、また「求人につなぐ」支援に依存してきたため中間的な支援メニューがイメージできず、相談者へタイムリーな案内に至っていないことが考えられる。そこで、利用しやすい（相談支援員がイメージできる）体験プログラムの作成を重視した。そして、具体的な体験プログラムを共有する方策についても、何が支援ポイントになるかの判断基準を示せるように検討した。



図表7：相談窓口と就労支援の関係

相談窓口からは「相談件数の伸び悩み」のほか「もっと早く相談を利用してほしい支援困難ケース（余裕にある支援が組めない）」「就労面のアセスが難しい」「支援メニューが足りない」などの声。一方、就労担当からは「支援メニューの利用が進まない」「認定事業所から『利用しないのか?』のクレーム」「企業アプローチをしたいが、担当者が足りない」「解決策が見当たらない」の声……。現場の悩みは複雑で深刻だ。

就労準備支援の内容を「中間的な支援の活用」「〇〇事業所での体験や訓練を」といった抽象的な情報から、就労体験等プログラムシートという形で具体的な内容の見える化・言語化を行い、また自立相談支援機関や連携する相談窓口における活用を想定し、プログラムシートの内容構成やデザインについても検討を行った。30年度予算の「アウトリーチ型就労準備支援事業」を推進する上で問われる実践的な課題でもある。

- ③ 改めて、企業等へのアプローチ（働きかけ）をどのように進めるかについて検討・整理を行った。制度の説明と協力要請ではなく、就労体験や就労訓練が求められる背景や体験等に参加する人材プロフィール、体験等の内容、そして企業等のメリットと役割など、わかりやすく伝えるロジックや説明資料等を検討し実際に行い検証することができた。
- ④ 生活困窮者自立支援制度による就労支援が、自治体における様々な就労支援の取組みの中でどのような位置にあるのか、自治体全体の就労支援施策を捉え直すための情報提供を行った。自治体の就労支援が各部署に分散しそれぞれ完結した形で行われ、そのほとんどが「2者間交渉・調整の就労支援モデル」を引きずっていることから、就労準備支援等の中間的な支援策が自治体全体の施策について議論を促進する重要な役割を果たすことを提起することができた。
- ⑤ 上記②③にかかる従事者の育成について、プログラム開発や企業等の訪問・交渉を実地に行い、従事者に問われる知識やスキルについてある程度整理を行うことができた。また業務を委託する団体への支援策やモニタリングについても助言を行った。
- ⑥ 上記①④については、財政の制約がきついで安易な事業の拡大が望めない。そこで生活困窮者自立支援制度を所管する部署がその支援の実績や優位さを踏まえて、自治体全体の就労支援施策をリードする立場から、その位置づけや事業内容を高められるようエールを送った。

(3) 利用自治体からの評価・感想

就労準備支援コンサルタント実施自治体(北海道旭川市)からの報告書

①今回の自治体コンサルタントサービスに、貴自治体が期待されたこと。

コンサルタントサービスに申し込んだ時点では、自立相談支援機関（自立サポートセンター）の課題に対するコンサルタントを期待していました。具体的には、相談件数に対する支援プラン作成が伸びないこと、庁内連携や社会資源との連携に消極的であること、センターに自ら課題解決する姿勢が見られないこと等がありました。

しかし、コンサルタントが西岡さんに決まったと伺い、ターゲットを就労体験スキームの構築に絞りました。

旭川市の場合、保護課とセンターの両方で無料職業紹介事業を行っています。職業紹介を始めた当初は、「やっと自分たちの手で就職させることができる」と、猛烈な勢いで求人開拓に取り組み、職業紹介しましたが、それでも上手くマッチしない求職者がいること、受け入れる企業と福祉事務所の間に意識の違いがあることに気づきました。

より丁寧なつなぎ方、マッチングの手段として、就労準備支援事業と連携した就労体験を間に挟むことを始めましたが、企業に対して、就労体験の方法・ノウハウ・メリットを明確に示せない、という課題がありました。この課題の解決を期待しました。

②自治体コンサルタントサービスを受けて、貴自治体の課題が解決されたことがあれば、それに触れてください。

上記①の課題に対して、5つの目標を設定しました。年度内にすべての事業を実施できたわけではありませんが、一定の目途を立てるところまで進捗しています。

詳しくは、添付のプレゼンテーション資料をご覧ください。

③自治体コンサルタントサービスの前後での変化について。

福祉部局は、本人への関わりは得意としていますが、企業にはどう関わっているのかわからず、常に腰が引けているように思います。今回、全国で様々な事業を行っている西岡さんに、企業や経済団体に同行していただき、直接ご説明いただくことで、これまでになく距離を縮めることができました。

それまでは「こんな方ですが、よろしければ雇っていただけますか」「できるだけご迷惑をかけないように努めます」という売り込みしかできなかつたところが、「新しい人材確保のルートとして市役所を利用しませんか」「多様な人材を雇い入れることで企業の対応力が身につきます」という売り込みを学びました。

④今回のようなコンサルタントサービスを受けるために予算を組まれるとした場合、どのくらいの予算額が妥当と思われるか。

今回の6か月間のコンサルタントサービスに対して委託料をお支払いする場合、百数十万円くらいになるのではないかと考えます。

西岡さんが4回来旭された際の旅費、意見交換会等の講師謝礼、企業アンケート実施に伴う費用、アンケート集計に伴う人件費、6か月間随時Eメール等で相談させていただいたコンサルタント料、事務的経費等が含まれると考えます。

しかし、財政状況が非常に厳しい当市でコンサルタント料の予算を要求しても、認められないのではないかと思います。

⑤自治体コンサルタントサービスで得たことを、平成30年度以降の自治体方針にどのように活かされますか。

福祉のサービスを受けている方が、人材として活躍できるようになることは、福祉部局以外の部局においても意義がある、政策課題の解決につながる、ということを説明していきたいと思います。

⑥今回の自治体コンサルタントサービスは貴自治体の期待に応えるものでしたか。

期待に応えるものでした。

⑦貴自治体は、次に自治体コンサルタントサービスを受けるとしたら、どのような内容を希望されますか。

支援者や関係機関を上手につなぐ技術、個々のケースの支援ニーズから新しい社会資源を生み出す技術。

⑧自治体コンサルタントサービスに関するご意見やご感想などありましたら、記載してください。

このたびは、幸運にもコンサルタントサービスを利用させていただき、大変感謝しています。ありがとうございました。

就労準備支援コンサルタント実施自治体(福島県須賀川市)からの報告書

①今回の自治体コンサルタントサービスに、貴自治体が期待されたこと。

就労準備支援事業における事業プログラムや就労体験メニュー開拓などの支援を期待しました。

②自治体コンサルタントサービスを受けて、貴自治体の課題が解決されたことがあれば、それに触れてください。

③自治体コンサルタントサービスの前後での変化について。

平成30年度から就労準備支援事業を実施するに際し、ボランティアや就労体験を受け入れてくれる事業所の確保が課題になっていましたが、複数回、事業所に同行訪問していただきながら、「就労体験推進プロセス」や「プログラムシート活用による支援の進め方」をご教示していただき、事業実施に向けての工程がはっきりしました。課題は、事業を実施していくなかで生じると思われますが、助言していただいた点を参考にしながら、対応していきたいと考えております。

④今回のようなコンサルタントサービスを受けるために予算を組まれるとした場合、どのくらいの予算額が妥当と思われるか。

450千円

【謝礼】20,000円(本市の参考単価：大学教授・専門職)×12回＋【旅費】16,980円(東京日帰り)×12回)

⑤自治体コンサルタントサービスで得たことを、平成30年度以降の自治体方針にどのように活かされますか。

一般就労が困難な人々に対する職場見学やボランティア、就労体験等を行う就労準備支援事業を積極的に推進し、きめ細やかな支援をしていきます。

また、様々な課題を抱える人々に、就労や活躍の場を確保するため、地域の活性化に寄与しながら地域生活の課題にも同時に資する取り組みを、福祉以外の様々な分野を所管する庁内各課と連携しながら全庁的に検討していきます。

⑦貴自治体は、次に自治体コンサルタントサービスを受けるとしたら、どのような内容を希望されますか。

ひきこもり支援、社会参加の促進

就労準備支援コンサルタント実施自治体(奈良県)からの報告書

① 今回の自治体コンサルタントサービスに、貴自治体が期待されたこと。

本県は、中間就労（就労訓練）事業所の開拓が課題であり、これまで社会福祉法人が運営する事業所に偏っていましたが、今回のサービスで、民間企業へのアプローチ手法等について助言・指導を受けること、また、利用者と事業者のマッチング手法や訓練の評価等について、具体的なアドバイスをいただけることを期待しました。

② 自治体コンサルタントサービスを受けて、貴自治体の課題が解決されたことがあれば、それに触れてください。

H29 年秋からコンタクトをとっていた香芝市商工会との話が動いていませんでしたが、コンサルタントサービスによりまずは、商工会議所、そこから紹介いただいた企業へ同行支援をしていただき、製造業やサービス業等の企業から本就労訓練事業の理解を得、協力につなげることができました。

③ 自治体コンサルタントサービスの前後での変化について。

これまで、なかなか接触できていなかった製造業等の企業の経営者と直接お話をうかがう機会を得て、県内企業の人材の確保や登用の考え方を知ることができ、今後の中間就労事業所の開拓に生かすことができました。

また、就業支援員が製造現場を直接見学させていただくことで、職場の雰囲気や音や匂いなどに触れることができ、勤務（訓練）時間や処遇、仕事内容といった外形的な職務の条件だけでなく、体感的な情報も併せて詳細に利用者に伝えることが、マッチングを成功させる鍵になるという気づきがありました。

さらに、個別の企業だけでなく、企業が所属する業界団体・組合等にもおつなぎいただき、事業所へのアプローチのネットワークを広げることができました。

これまで、平素からつながりのある社会福祉法人に中間就労をお願いしてきました。社会福祉法人は、改正社会福祉法により、地域における公益的な活動が課せられた（第24条）こともあり、生活困窮者自立支援事業に対する基本的な情報・理解のある法人がほとんどで、本事業の趣旨説明にはそれほどの時間を要しませんでした。民間企業には、事業の趣旨など、我々が訓練をお願いしようとしている人物像を伝えるのに工夫が必要なことがわかりました。

④ いちがいに金額の算定は難今回のようなコンサルタントサービスを受けるために予算を組まれるとした場合、どのくらいの予算額が妥当と思われるか。しいですが、企業や団体の開拓に関する同行訪問、マッチング支援、会議への出席およびアドバイス等、そういった支援の頻度等に基づいて、旅費交通費、報償費（講師謝金）、通信運搬費、諸経費（消耗品）等により算出されるものと考えます。

⑤ 自治体コンサルタントサービスで得たことを、平成30年度以降の自治体方針にどのように活かされますか。

奈良県では、平成30年度から中核市（奈良市）を除く全市（11市）と連携協定を結び、就労準備支援事業を県内広域で展開していきます。これは、一般就労まで距離のある利用者に対するステップアップ支援について、プログラムメニューや地域資源を自治体域を超えて共有しながら一般就労・自立をめざす支援を広域で進めていこう

というものです。

就労準備支援事業において、事業所見学や体験等を経た後に、具体的な就労訓練へとつなぐ支援が必要となってくることから、各市の自立相談支援員との調整やマッチング、各市における地元企業情報の提供や開拓など、今回のコンサルティングサービスで助言いただいた内容を活かしていきたいと考えています。

⑥ 今回の自治体コンサルタントサービスは貴自治体の期待に応えるものでしたか。

奈良県では、就労訓練の認定事業所の開拓に苦慮しているところでしたが、西岡室長からは

ア. 社会貢献という切り口だけで民間企業の理解を得るのではなく、特に地方の中小企業にとっては人材確保の一つの手段になり得るメリットを打ち出すこと。

イ. 企業の中には、知的やメンタル面で課題を抱えている人材を内包しているケースも多く、中間就労という支援付き就労によって困窮者を受入れることを通して、企業の現場のマネジメント力やメンタル等に課題を抱えた職員への対応力の向上にもつながるなど、この取組によって自立支援機関と事業所とのウィンウィンの関係性を築いていくこと。

等、これまでの取組とは異なる視点での指導をいただき、就労支援現場の相談力の向上にもつながるものでした。

⑦ 貴自治体は、次に自治体コンサルタントサービスを受けるとしたら、どのような内容を希望されますか。

奈良県では、次年度は各市と広域で就労準備支援事業を実施しますが、本事業に対する各市の考え方やスタンスが完全に一致しているわけではなく、最大公約数的に合意形成を図ったところです。

今後、具体的に事業を進めていく中で、各市と考え方等をすりあわせ、円滑な業務遂行を図るために、県と各市で共通で使えるマニュアルの整備や利用者向けのパンフレットの作成方法など、県の各市に対する支援体制の強化についてコンサルティングを受ければと考えています。

⑧ 自治体コンサルタントサービスに関するご意見やご感想などありましたら、記載してください。

今回のコンサルティングを通して、資料ベースではなかなかわからない他府県等のリアルな取組現場の状況等もご教示いただき、いろいろな面で大変参考になりました。また、中間就労の事業所開拓やマッチング、訓練後の事業所との関わり方や評価手法等、さまざまな有益なご示唆をいただきました。ありがとうございました。

2-5 家計相談支援事業のコンサルタントサービス

(1) 実施自治体の概況

コンサルタントサービスを利用した6自治体の希望した内容は、下表のとおりであった。

	自立相談支援	家計相談支援	庁内、地域連携
高知市		○	○
山形市		○	
三条市（新潟県）		○	○
高槻市（大阪府）		○	○
豊見城市（沖縄県）		○	
多久市（佐賀県）	○	○	○

(2) コンサルタントへの応募自治体の課題

生活困窮者自立支援法の施行から3年目となり、任意事業である家計相談事業を実施している自治体は34%であるが、相談支援の現場の取り組みが深まり広がる中で、さまざまな課題も見えてきており、これから実施へ向けての新たに事業を開始するための検討や準備、支援現場での課題への具体的なアドバイスやコンサルタントが求められていた。

自治体ごとの課題は、以下のように分類された。

1) 高知市、山形市について

2つの自治体とも中核市で家計相談支援事業を実施しているが、事業委託で行われており、プラン件数が上がっていない状況がある。

そのような中で、家計相談支援事業本来の役割と自立相談支援事業との関係性、家計相談支援での庁内連携や地域との連携、家計相談支援事業の委託先の業務のあり方が問われており、それらのアドバイス、コンサルタントが求められていた。

2) 三条市、高槻市について

三条市は一般市、高槻市は中核市であるが、2つの自治体とも自立相談支援事業を直営で実施しており、家計相談支援事業に今後取り組むための検討が必要な状況があった。

そのような中で、家計相談支援事業の立ち上げに向けての準備や検討の進め方、家計相談支援事業と自立相談支援事業との連携、家計相談支援事業を立ち上げるための庁内連携のあり方についてのアドバイス、コンサルタントが求められていた。

3) 豊見城市

家計相談支援事業に力を入れて実施してきたが、プラン件数が上がらない、困難事例を抱えて相談支援の進め方を課題としていた。

そのような中で、個別相談支援を強化していくためのアドバイスやコンサルタントが求められていた。

4) 多久市

自治体からの応募ではなく、委託を受けて実施している社会福祉協議会からの応募に気づかずにコンサルタントサービスを実施したイレギュラーなケースだった。支援現場が抱える具体的な課題へのアドバイスが求められていた。

（3）家計相談支援のアドバイス・コンサルタントサービスを実施しての考察

生活困窮者自立支援制度が施行されて3年が経過し、制度そのものは定着してきたかに見えるが、自治体の取り組み方による支援内実の格差は深まりつつある。

家計相談支援に取り組んでいる自治体においては支援内実の格差は次のような内容から発生していると考えられる。

家計相談支援への自治体の理解のパターンは幾つかあり、家計相談支援の基本的なあり方に誤解がある場合がある。その内の一つは家計相談支援は従来の家計簿運動の延長線上で生活困窮者に家計簿をつけさせ、レシートを持ってこさせて消費行動の是正を図る支援であるという理解である。そのため、相談者本人への時間的、精神的負担が大きく、支援の継続が難しくなる傾向にある。さらにそのレベルの支援であれば、自立相談支援で事足りるという理解も幅広くある。もう一つの誤解は専門知識を有する家計相談支援員により、短時間でスポット的に相談者本人に家計管理のアドバイスをを行い、自立相談支援員を指導することで、家計相談支援を補うことが可能であるという理解である。

上記のどちらとも、相談者本人の主體的な関わりや自己理解を前提とする相談者に伴走する支援とは程遠いと言える。

次に、家計相談支援の基本的な考え方やあり方は理解できたが、事業開始へ向けて財政の確保や庁内の理解を得るにはどうすれば良いのかイメージがつかないという場合がある。さらに事業実施に向けては、「どのように目標を立てて具体的な業務形態や実務内容、支援員の体制を準備するのか」、「自立相談支援事業との役割分担や連携はどうすれば良いのか」が分からないという場合もある。困窮者支援そのものの経験や蓄積も少なく、従来にない支援形態であるため、どのように組み立て、実践すればよいか分らず戸惑っている自治体は多い。

財務への予算要求のための資料の作り方、支援調整会議での家計相談支援の帳票類の提出の仕方、支援の終結や再プランなどの基本的な業務のあり方からデータ集積の仕方、具体的・実践的な支援スキルの教示など、自治体毎の各相談現場での課題は多様で幅広く、日常的な悩みは尽きない。

今回の家計相談支援のアドバイスやコンサルタントでは、上記のような自治体や現場の多様で幅広い課題に対し、自治体毎の規模や取り組み方、進行状況の違いに合わせて個別にアドバイスやコンサルタントを試みた。

業務形態や委託のあり方に課題を抱えていた高知市や山形市では、規模ごとの有効な支援の実例紹介や意見交換、アドバイスを通して、次年度からの財政の確保や業務の組み換えにつながった。これから家計相談支援事業を開始する三条市や高槻市には、今後の考え方や組み立ての方向を示すことができたと考える。この間実践しながらも具体的な悩みを抱えてきた豊見城市では、沖縄県下の家計相談支援事業所も巻き込んで実務的な課題の洗い出しを行い、その内容に対しての講義と質疑応答による意見交換や研修を行い、業務課題の大半は解決できたと思われる。自治体コンサルタントというより現場の悩みや課題解決が求められた多久市では、具体的なアドバイスとなった。多久市では困窮者支援の相談員全員が受託先業務の兼任であり、今後の課題として小規模市(2万人未満)での生活困窮者自立支援事業推進の困難性を垣間見た気がする。

小規模市での今後のコンサルタントのあり方としては、自治体での位置づけや地域共生社会の実現に向けた組み立てでの位置づけなど、もっと時間をかけた総合的なコンサルタントが必要であると思われる。

(4) 利用自治体からの評価・感想

家計相談支援コンサルタント実施自治体(高知市)からの報告書

1. 自治体コンサルタントサービス応募に至った動機

本市では、平成27年8月から家計相談支援事業を実施してきたが、事業効果を上げることができずにいた。その原因については、窓口開設が月2回となっていたこと、自立相談支援事業との連続性が担保されていなかったこと等の要因がわかっていた。

そのため、委託先は自立相談支援事業を実施している高知市社会福祉協議会に変更し、併せて、相談窓口を常設化することを目指し、来年度事業の形態を検討していた。

また、未実施であった就労準備支援事業についても、高知市社会福祉協議会への委託にて新規で実施することができるよう、検討を重ねていたところであった。

その状況下で、本サービスの募集をいただいたため、翌年度事業の再編に際して、有識者・実践者より有効な助言をいただけること、また、研修会で講師をしていただければ、庁内連携の推進になることを期待し、応募に至った。

2. 高知市における家計相談支援事業の在り方検討会の経過

平成30年1月9日及び平成30年2月1日の日程で、生活困窮者自立支援全国ネットワーク 行岡みち子事務局長、グリーンコープふくおか(久留米市) 藤浦久美家計相談員、日本福祉大学 平野隆之教授に生活支援相談センターへご来所いただき、高知市及び高知市社会福祉協議会のメンバーで、今後の家計相談支援事業の在り方について検討会を行った。その中で、

- ・本市のように、自立相談支援機関が、役所とは近いが別の場所にある場合は、自立相談支援と家計相談支援の連続性を重視し、家計相談支援員を当該機関に配置することが望ましいこと
 - ・支援調整会議は、家計相談支援の関係者や市社協の権利擁護部門等、多様な視点を持つ者が参集することが望ましく、また、定例開催数を増やすと、プラン作成の上で柔軟性が生まれること
 - ・庁内連携、生活保護との連携については、実際に業務上で双方がメリットを感じる事が端緒となること
 - ・人口規模が中程度以上の自治体では、直営実施や日本FP協会に対する委託では、実績が上がりづらいことがデータ上わかっていること
- 等、具体的な実務に関する様々なアドバイスをいただいた。

3. 庁内連携に向けた、市職員及び市社協職員を対象とする学習会の実施

(1) 「滞納を抱えた市民への家計改善に関する支援」

平成30年2月19日、行岡みち子氏と藤浦久美氏を講師に迎え、①生活支援相談センターに対する実務研修、②市役所庁内の徴収部門等に対する講演及び③同対象への演習を主な内容とする学習会を開催した。①では、センターでの家計相談支援実施に向けて、具体的なイメージを掴むことができた。また、②及び③では、税込、国保、介護保険、水道料金等の徴収部門をはじめとする各課から、②38名③19名の者が参加し、アンケートの結果、「研修内容は、満足しましたか(5点満点)」が平均②4.5点③4.8点、「研修の内容は、分かりましたか(5点満点)」が平均②4.6点③4.7点、「研修内容は、仕事に役立つものでしたか(5点満点)」が平均②4.2点③4.4点であった。

(2)「地域共生社会の実現を目指して～生活困窮者自立支援にかかる就労準備支援を知り、個別支援から地域づくりへ、地域づくりから個別支援へ～」

平成30年2月26日、一般社団法人銚路社会的企業創造協議会 櫛部武俊副代表とNPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば 平田智子副理事長を講師に迎え、全庁職員及び市社協職員を対象に、就労準備支援を通じて地域共生社会の展開を学ぶための学習会を開催した。市からは、健康福祉部以外にも市民協働部、子ども未来部、総務部等幅広い部局から、市社協からは、生活支援相談センター以外にも地域福祉コーディネーター等を含む、計56名が参加し、アンケートの結果、「研修内容は、満足しましたか(5点満点)」が平均4.6点、「研修の内容は、分かりましたか(5点満点)」が平均4.5点、「研修内容は、仕事に役立つものでしたか(5点満点)」が平均4.3点であった。

4. 副次的産物(久留米市・グリーンコープふくおかへの視察)

上記「2」にて、事業先進地として久留米市の取組が挙げられ、本市が今後目標とする方向性と合致したため、視察の受入を打診したところ、快諾を得た。また、グリーンコープふくおかのご厚意で、当該団体施設等の視察も実施させていただいた。

本市からは、困窮者支援担当の他に生活保護のケースワーカー2名も参加した。家計相談支援を端緒とする庁内連携のヒントや、中間的就労や一時生活支援実施上の理念等を学ぶと同時に、生活保護の現場に困窮者支援が共有されるきっかけとなった。

5. 高知市における来年度事業の展開

本市の平成30年度予算案では、家計相談支援事業の常設化、就労準備支援事業の新規実施に係る経費を計上したところ。その実施のため、本市での手法を模索するに当たり、本サービスから多くのヒントを得ることができた。具体的には、

- ・家計相談支援においては、上記「2」で列挙した視点や、「3(1)」で学んだ支援の具体的手法、また、久留米市の取組を参考とする、関係課との個別の連携
- ・就労準備支援では、「3(2)」で紹介のあった、「お互い様」の支えあいと地域づくりの循環や、「業務分解」による働きやすい環境づくりと地域の企業への働きかけの両立、また、グリーンコープが有する「共生」の理念

といった点を、翌年度以降の事業の方向性として具現化していきたい。

また、特に上記「3」は、関係各課との庁内連携のきっかけとして大きい意義を持つものとなった。従前は、各課に対し連携を呼びかけても、理解が進んでいるとはいえない状況であったが、当該学習会実施により、アンケートに前向きなコメントが目立った(別紙参照)ことからもわかるとおり、その理念を周知することができ、具体的にも、水道料金担当課から個別の説明会を依頼されたという事例もあった。

6. 本サービスの有用性と今後への期待

本サービスを仮に自治体予算で実施しようとする、講師4名(家計相談2名、就労準備2名)とアドバイザー1名を今回と同様のプログラムで招聘するとして、謝金・旅費併せて凡そ40万円～50万円程度の予算が必要となるため、これを自治体の負担なしで実施できるのは大きなメリットであるといえる。内容としても、上記「5」で示した通り、非常に有効なものであったため、本市及び市社協としては、来年度以降も是非継続していただきたいと考えている。

今後は、国からも居住支援(住宅セーフティネット制度との連携、一時生活支援のソフト面の充実)が求められているため、その先進事例や具体的手法についてもご教示いただく機会があればと考えている。

家計相談支援コンサルタント実施自治体(山形市)からの報告書

1、自治体コンサルタントサービス事業利用応募に至った経緯と事業に期待したこと

当市では平成 29 年度より県が実施している家計相談支援事業を活用し、県へ負担金を支払うことで実施（支援一人 相談 1 回あたり 28,000 円 1 回 2 時間程度）し、自立相談支援機関、自治体で家計相談が必要と判断された支援対象者について家計相談支援員（県労福協）へつなぎ、相談を行うというような形で事業を実施していましたが、事業を実施していくなかで下記の課題があった。

- ・自立相談支援機関（市社協委託）と家計相談支援員の事業所が離れており、連携が希薄であることから家計相談につなぐまでタイムラグがあり、相談者の家計の実態把握に時間がかかる。
- ・家計相談支援員がコンサル的な支援しかできず根本的な解決に至らないため、また予算の制約もあり、自立相談支援機関から積極的に繋がらない。また相談者が途中で家計相談を投げ出してしまふなど継続的な支援に至らない。
- ・庁内での周知が行き届いていないため、税関係課等から自立相談支援機関、家計相談事業へ積極的に繋がらない。
- ・現在、自己破産や債務整理の際の法テラスの同行は自立相談支援員（社協）が行っており、その労力は自立相談支援員（社協）に掛っている状態である。

自治体コンサルタントサービスを利用するにあたり現状の課題解決に向け、家計相談支援事業を効果的に行っていくうえでの事業形態のあり方（実績の高い他自治体を事例を参考に）や支援のあり方について助言をいただき、今後の家計相談支援事業の実施について参考したいと考えておりました。

2、自治体コンサルタントサービス事業利用により参考となった点

当市では 2 回のコンサルタントサービスにより、研修会及び相談会を実施。

- ・家計相談事業の実績の高い自治体では 1 回相談での単価を支払う形ではなく、家計相談員 1 名あたり予算をとって実施している。
- ・市役所内に家計相談員を配置し、庁内の関係課よりすぐに家計相談支援員へ情報提供できるようにしている。また、家計相談員が担当課へ同行し、市税の分納相談等に付き添えるような事業形態をとっている。そのような支援により、市税等の支払い実績を高めている。
- ・自立相談支援、家計相談支援の双方の立場から支援することにより、効果的な支援に結びつけることができる。
- ・相談者に伴走型の支援を行い、相談者の家計が正常化するまでの継続的支援を行っている。

3、自治体コンサルタントサービス事業利用後の変化及び平成 30 年以降の実施方針

・平成 29 年度は県が実施している家計相談支援事業を活用し、支援員一人 相談 1 回あたりの負担金を県へ支払うという形で実施していたが平成 30 年度は当市で家計相談支援事業を実施し、嘱託職員 1 名分の委託費を支払う形で実施する。平成 29 年度は自立相談支援

窓口が1つ（市社協）であったが、平成30年度より市役所内に新たに自立相談支援窓口を設立し、家計相談支援員を1名配置する予定。

自立相談支援窓口到家計相談支援員を配置することにより自立相談支援機関が家計相談支援事業も一体的に取り組むことが可能となり、初回面談から内容を把握することで効果的な貸付などを行いながら、相談者に対して迅速で適切な支援が期待できる。

このような事業形態の変化により現状の課題である家計相談につなぐまでタイムラグが解消され、相談者の家計の実態把握に時間がかかる等の課題解決が見込まれる。

相談1回あたりの単価を支払うことという形ではないため、予算の制約を気にする必要がなくなり、これまで消極的だった家計相談へのつながりが積極的になると見込まれる。家計相談へのつながりが積極的になれば現状では自立相談支援員が行っていた、自己破産や債務整理の際の法テラスの同行を家計相談支援員が担うことで自立相談支援員の負担が軽減できることが期待できる。

また、市役所内の自立相談支援窓口到家計相談支援員を配置することで現状のようなコンサル的な支援のみではなく、滞納市税やライフライン、家賃滞納等の分納相談への同行（家計相談支援員であれば分納額がいくらまでなら支払えるか把握している）により、家計が正常化するまでの支援、関係機関との連携を図るなどきめ細やかな支援が期待できる。

4、今回のような自治体コンサルタントサービスを受けるために予算を組む場合の予算額について

講師等の要請や研修会等要請で予算をとることは可能と考えられるが、今回のようなコンサルタントサービス事業を受けるための予算を組むことは難しいと思われる。

5、自治体コンサルタントサービス事業を利用しての感想

今回の事業を利用し、実績の高い他自治体の事例を参考にした研修や助言により当市での家計相談支援事業の課題が多く見付き、改善すべき点を明確にすることができた。平成30年度以降の事業形態を決める際に参考になった点が多く、期待した効果を得ることができたと感じられる。

今回は家計相談支援事業に限定し、コンサルタントサービスを利用させていただいたが、次回コンサルタントサービスを受けるとしたら就労準備支援事業、子どもの学習支援事業について利用を希望したいと思う。具体的には就労準備支援事業については協力企業の開拓の仕方、効果的な支援メニュー等についてアドバイスをいただきたいと考えている。子ども学習支援事業については当市では家計相談支援事業と同様に平成29年度より事業開始としたため、事業実施の方向性がうまく定まっていない。実績の高い他自治体の例を参考としたコンサルサービスを利用したいと思う。

家計相談支援コンサルタント実施自治体(新潟県三条市)からの報告書

①今回の自治体コンサルタントサービスに、貴自治体が期待されたこと。

家計相談支援の具体的な支援内容と庁内連携が円滑に進むための具体的な手法を御教示いただくことを希望しました。

②自治体コンサルタントサービスを受けて、貴自治体の課題が解決されたことがあれば、それに触れてください。

支援者の意識が変わりました。

<家計相談支援について>

- ・家計相談は債務整理のみならず、対象者の収入と支出のやりくりを家計簿のように考えるのではなく、生活感覚を踏まえた家計の見える化が必要であること
- ・支援者が家計のやりくりを主導するのではなく、いかに本人が気づき自覚することが大事であるのかの気づき

<庁内連携について>

- ・困窮の始まりは、税金の滞納からであること
- ・家計相談を通じて対象者の現状を分析していくと、結局は総合的に各関係機関が支援に加わることが必要であること
- ・必ずしも対象者からの相談だけではなく、また、生活困窮者支援側からだけの気づきではなく、関係機関にも気づききっかけがあり、その気づきをグループでの事例検討を経て共有できたこと

③自治体コンサルタントサービスの前後での変化について。

家計相談支援においては、家計計画表を利用することで見える化を図り、対象者との相互理解、生活を営むための楽しみも加味しながら相談することができました。庁内連携においては、滞納整理を担当している収納課からの相談が増えました。

④今回のようなコンサルタントサービスを受けるために予算を組まれるとした場合、どのくらいの予算額が妥当と思われるか。

予算につきましては、講師謝礼金のみとなりますが、資料の印刷や会議室の無料提供は可能です。

⑤自治体コンサルタントサービスで得たことを、平成30年度以降の自治体方針にどのように活かされますか。

任意事業としての取組はできませんが、相談者の中で必要があれば可能な範囲で家計相談は継続して支援します。

⑥今回の自治体コンサルタントサービスは貴自治体の期待に応えるものでしたか。

①の希望に沿った研修会を実施していただきました。

⑦貴自治体は、次に自治体コンサルタントサービスを受けるとしたら、どのような内容を希望されますか。

子どもの学習支援について、予算がなくても実施している自治体や事例があれば御教示願いたいです。

また、国が実施している家計簿調査のように、保護世帯等がモデル事業として参加することで、協力した世帯に薄謝を支給する事業があるといいのですが。

⑧自治体コンサルタントサービスに関するご意見やご感想などありましたら、記載してください。

今回、当市を選定していただき、ありがとうございました。通常であれば、御指導を頂く御縁など全くない中、行岡先生、藤浦先生をはじめ、事務局の方から御配慮、御指導を頂き、感謝しております。

当市のような対応件数が少ない、あるいは発見が難しいような自治体に対して、気づきとなるよう、今後も全国各地で御指導していただきたいです。

家計相談支援コンサルタント実施自治体(大阪府高槻市)からの報告書

1 自治体コンサルタントサービスの実施状況について (全3回)

①平成29年10月16日 事前打合せ

今後の予定について

I 小委員会

II 高槻市として家計相談支援事業の実施方法の確定、それに必要な情報提供

III 家計相談支援事業についての勉強会

小委員会と兼ねて先進市の視察を行うことも可能と提案があった。視察については、近隣市である神戸市の家計相談支援事業の視察研修を行うこととなった。

②平成29年12月25日 第1回小委員会

生活困窮者自立支援全国ネットワークによる調査報告

- ・高槻市の実績報告
- ・高槻市による神戸市視察報告
- ・全国ネットワークによる調査報告
先進都市である豊中市・野洲市への聞き取り調査
全国の家計相談支援実績についての検討

③平成30年3月2日 家計相談支援研修会

生活協同組合連合会 グリーンコープ連合・共同体 行岡 みち子氏

グリーンコープ 家計相談支援スーパーバイザー 丸山 恵子氏

を講師に迎え、家計相談支援研修会を行った。

(平成29年11月14日に神戸市暮らし支援課、グリーンコープ生活協同組合ひょうごに家計相談支援事業の視察研修を行う。)

2 自治体のコンサルタントサービスに期待したこと

- ・家計相談支援事業の努力義務化に伴い、家計相談支援事業の実施方法の検討のための情報提供
- ・本市の状況を踏まえた適切な実施方法の検討

3 自治体コンサルタントサービスを受けて、解決された課題

- ・全国的な家計相談支援事業の実施状況や、先進市の事例について情報提供を受けられたこと。
- ・家計相談支援研修の実施により、家計相談支援事業を知らない職員が理解を深めることができた。

4 自治体コンサルタントサービスを受けた前後の変化について

- ・実施の検討にあたり予算要求の手法や全国の実施状況を今後活用ができるようになった。
- ・今後生活保護受給者にも必要と言われている家計相談について、ケースワーカー理解を深めることができた。

5 コンサルタントサービスについての妥当な予算額について

妥当な予算額の計算の算定は不可

6 コンサルタントサービスへの意見等について

- ・実際にサービスを開始する前に、開催内容等を吟味できれば良かった。
- ・どの生活困窮者相談窓口も、ケースや体制面などの悩みがあるはずである。1年間だけではなく、契約していればいつでも電話等で助言をもらえるようなシステム等もあればいい。

家計相談支援コンサルタント実施自治体(沖縄県豊見城市)からの報告書

①今回の自治体コンサルタントサービスに、貴自治体が期待されたこと。

専門的な知見の教示を乞うことによって、本市の家計相談支援員等の資質の向上を図り、もって、相談者へより効果的な支援を行うこと。具体的な事項については以下のとおりです。

- ・ 支援調整会議の進め方や、調整会議に用いる帳票の記入例についての指導・助言
- ・ 障がいがある方や、発達に偏りがある方に対する家計相談の進め方について。
- ・ 家計管理の具体的手法について。
- ・ 自立支援機関との連携の取り方や、役割の進め方について。
- ・ 支援の流れを具体的に教えてもらえる事や帳票類の書き方、プランの書き方や終結時期、最低限必要な相談者の管理項目など細かい内容について。

②自治体コンサルタントサービスを受けて、貴自治体の課題が解決されたことがあれば、それに触れてください。

以下の事項について、課題解決することができました。

- ・ 家計相談支援の対象者や自立相談支援員との役割分担などが曖昧な部分が、コンサルタントサービスを受けて明確になった。
- ・ プラン帳票類の書き方や終結・再プランなどのタイミングなどを学び、今後は、スムーズに支援調整会議に出しプランの件数も上げる事ができると感じた。
- ・ 相談者管理簿の作成(管理項目)についても教えて頂きより具体的な管理にしていきたい。
- ・ 家計管理に関して本人の理解力が伴わない方に対し、家計表やキャッシュフロー表に加え銀行引き落とし分の通帳を費目別に分別する事や、時系列にした家計やり繰り表はとても参考になり、活用したいと思った

③自治体コンサルタントサービスの前後での変化について

以下の事項について、意識等の変化がありました。

- ・ プラン計画を短期で考えて、その都度状況に応じたプラン作成を行っていく必要性を感じた。モニタリングの時期を短期で定期的に見直しながらその状況に応じたプラン計画を考えていく事が重要だと思った。
- ・ 自立相談支援とのすみ分けが明確になり、それと同時に家計相談支援の必要性を改めて実感し、相談者の意欲向上や気づきの支援から家計改善に繋がる事に遣り甲斐を感じた。
- ・ 家計相談事業は多重債務者とのかかわりが多くあるため、法律相談への同行が多いが、現在は法テラスを通すため、法律家が定まっていない。今後、積極的に自分たちの事業を法律家に伝え賛同頂き、相談しやすい環境を整えたいと思った。

④今回このようなコンサルタントサービスを受けるために予算を組まれるとした場合、どのくらいの予算額が妥当と思われるか

263,000円(千円以下切り上げ)

【内訳】

旅費相当：25,300円(片道)×2旅程×2人×2回=202,400

宿泊代相当：10,000×2人×2回=40,000

講師謝礼：5,000×2人×2回=20,000

※沖縄県のような島嶼県においては、全体経費に占める旅費の割合が大きくなり、全体経

費が大きくなりがちで、もって研修やコンサルタントサービスに係る経費の予算化が難しい現状があります。今回のような、支援事業があると大変助かります。

⑤自治体コンサルタントサービスで得たことを、平成30年度以降の自治体方針にどのように活かされますか

家計相談については、自立相談との差異を捉えておらず、その重要性を上手く説明できなかったが、コンサルタントサービスを受け、それを捉えることができました。今後とも両事業を実施していくという方針の裏付けとなるものと考えます。併せて、下記の支援の実践の場での手法として活用していけるものと考えています。

- ・既存の帳票や家計表だけではなく、必要に応じて「お金のやりくり計算書」や「家計やりくり表」を参考にし、より家計の見える化を図って行きたい。
- ・家計相談支援の専門性やその効果をより理解できた為できるだけ多くの対象者を掘り起しプラン実績に活かしたい。
- ・自立相談支援担当者とも研修内容を共有し、より密な連携を取れるように活かしていきたい。
- ・相談者の管理項目を作成し家計相談の効果を明確にしていきたい。

**⑥今回の自治体コンサルタントサービスは貴自治体の期待に応えるものでしたか
大変ためになり、大変満足しています。**

⑦貴自治体は、次に自治体コンサルタントサービスを受けるとしたら、どのような内容を希望されますか

以下のような内容を希望します。

- ・グリーンコープさんの現場で実習受入れがあれば、より理解が深くなると思いますが全国的な規模での受入れは厳しいと思いますので、面談場面のロールプレイングを見たい。
- ・失敗だった事例の経過を具体的に聞きたいです。
- ・コンサルタントサービスではないが、私たちで関わっている相談者に対して講話・講座などを行ってもらえたらと思う。

⑧自治体コンサルタントサービスに関する意見やご感想などありましたら、記載してください。

以下のような意見や感想が、参加者から寄せられました。

- ・より多くの家計相談を行っている機関が当該サービスを受ける必要があり、その後の大きな効果が期待できると思います。
- ・コンサルタントを受けることで、自分自身が行ってきた家計相談支援と比較することができ、目指す支援指針ができました。これも、全国研修時では聞けない内容を掘り下げて話ができるコンサルタントサービスだからだと思いました。
- ・関わり方について、アドバイスを رفتったとしても行動に移せない人が多いため、口頭だけの支援だけではなく、同行や訪問を行うサポートが改めて重要だと思いました。
- ・支援の打ち切り方について。家計支援は生活支援とは違い専門性が高く、全部が解決しなくても家計の部分の一つずつ解決する、引きずらない支援もあることを学んだ。

家計相談支援コンサルタント実施自治体(佐賀県多久市)からの報告書

①今回の自治体コンサルタントサービスに、貴自治体が期待されたこと。

生活困窮者は様々な問題・課題を抱えている場合が多い。その場合、どの問題から優先して取り組んでいくべきかを考える必要があるが、センターの支援計画と本人の意思や能力との間でズレが生じる場合も少なくない。そういったときは支援も長期化してしまう傾向にあり、他機関との連携も必要となってくることが多い。

「様々な問題・課題を抱えている困窮者への適切なアウトリーチの仕方」「他機関との適切な連携」「有効活用すべき他機関」などについてを学ぶ機会になればと考えた。

②自治体コンサルタントサービスを受けて、貴自治体の課題が解決されたことがあれば、それに触れてください。

今回、改めて事業における課題を抽出し、課題解消に向けて話し合う場を頂いた。その中で、担当者個々でそれぞれ悩みを抱えており、ある悩みにおいては一職員では限界があることを痛感した。これは、困難事例であればあるほど職員の負担も大きく相談時間も多く費やす傾向にある。

コンサルタントサービスを受けて、改めて職員間の情報共有と共通理解を深めていくこと、また、個人ではなくチームワーク、組織として運営体制の基盤を整えていくことが大切であることを学んだ。

組織でカバーできないことは他機関とのネットワークを構築していくことも、重要なことでありこのような制度の狭間で悩まれている方々の問題解決の手立てについて地域に発信していくことは地域づくりにも繋がっていくものと捉える。

その他、アウトリーチ、困難事例者への対応や医療を要する相談者、医療を拒否する相談者への対応など、引きこもり者への支援等、個別支援における課題についても研修等を踏まえて一定の課題は解消したものとする。

③自治体コンサルタントサービスの前後での変化について。

前後の変化については、一言でいえば、『支援に取り組む意識』の違いではないだろうか。従来も、相談者の相談に対してどのような課題を持たれているのか相談者と一緒に向き合ってきたが、コンサルタントサービスを受けてからは、相談者の抱える課題に対しての生活背景や家族構成、生育歴、職歴等、「相談者の現在だけにフォーカスして支援を行うのではなく、これまでの生活歴を含めた上でより良い支援を行う」という意識をより高めて支援にあたるようになったと感じる。従来よりも、具体的に物事について考える力を養うことができる契機となった。

④今回のようなコンサルタントサービスを受けるために予算を組まれるとした場合、どのくらいの予算額が妥当と思われるか。

予算額10万円程度ではないだろうか。負担割合についても、人口によって異なると考える。

⑤自治体コンサルタントサービスで得たことを、平成30年度以降の自治体方針にどのように活かされますか。

自立相談支援プランに比べて、家計相談支援プラン策定件数は少ない状況である。相談の中に家計に課題があっても、包み隠さず家計を話すことに抵抗がある相談者も多く、家計相談支援プラン策定にまで至っていない相談者も多数おられる。

今後については、家計に課題を抱えている相談者については、家計相談支援にてその相談を見るということをさらに意識し、自立支援と家計相談支援が相まって支援を行うことにより、生活課題の解消及び早期の生活再建へ繋げられるように支援を行ってきたいと考えています。また、今後、他機関や他センターを巻き込んだ事例検討会等を通じたネットワークの構築にも取り組んでいきたい。

⑥今回の自治体コンサルタントサービスは貴自治体の期待に応えるものでしたか。

今回のコンサルタントサービスにより、生活困窮者自立支援全国ネットワーク様や参加した研修会での他の支援者からもさまざまな意見を聞くことができ、貴重な経験をする事ができた。

ここで得たことや学んだことを今後の支援業務においても、生かしていけるようにしていきたい。

⑦貴自治体は、次に自治体コンサルタントサービスを受けるとしたら、どのような内容を希望されますか。

多久市生活自立支援センターへの相談件数は減少傾向にある。これは困窮者が減っているという意味ではなく、本当に支援を必要としている人をどこで見つけるかという課題に直面しているのである。現状、多久市自立支援センターでは、主に本人や家族、民生委員などの地域関係者が直接センターを訪ねて来たり電話したりされる方が相談開始のきっかけとなるケースが大半であるが、周りの人に相談したり自分で動くことがなかなかできない人もいると思われる。

「どのようにして支援が必要とされている困窮者を見つけて出していくか、アプローチしていくか」「そのために行政とはどう連携をしていくべきか」について進め方ややり方や支援者とのそういった場合の信頼関係の築き方を学んでいきたい。

⑧自治体コンサルタントサービスに関するご意見やご感想などありましたら、記載してください。

現在の業務については、国から提供された支援ツールソフトの簡素化ができれば更に業務が円滑に進むのではないと考える。当センターでも提出書類や事務作業が多いため、支援ツールソフトの簡素化の実現と願っている。自治体コンサルタントサービス内で新たな支援ツールソフトの作成・提供をされるようなことがあれば私どもだけではなく全国の支援者たちにとってもありがたいことになるだろう。

このように支援をしていく中で様々な課題が現れるので、それを一つ一つ解決できるような自治体コンサルタントサービスを期待したい。

最後に、今回は縁あって自治体コンサルタントサービスを受け、貴重な経験をさせていただくことができたため、この場を借りて感謝を申し上げたい。

各自治体別の家計相談支援事業のコンサルタントサービス内容

(5) 高知市（高知県）

1) 自治体の概況

- ①自治体区分…（中核市）人口33.2万人
- ②生活困窮者自立支援事業の実施状況と委託先
 - ・自立相談支援事業、家計相談支援事業、子ども学習支援事業のみ実施
 - ・自立相談支援事業は高知市社協に委託
 - ・子ども学習支援事業はNPO高知チャレンジ塾に委託
 - ・家計相談支援事業はFP協会に委託
- ③生活困窮者自立支援事業の実績
 - ・自立相談支援⇒4月～9月：新規相談268件、プラン107件
 - ・家計相談支援の実績⇒4月～9月：1件
- ④窓口…高知市社協内に窓口（市役所から徒歩5分）
- ⑤体制
 - ・自立相談支援員6名
 - ・家計相談支援員1名 月2回（3時間）の委託

2) 自治体がコンサルタントサービスに求めること

- ①自治体から出された支援希望⇒家計相談支援事業、庁内連携
- ②内容
 - ・家計相談支援のあり方と手法について検討しているところであり、特にこれを端緒とする庁内連携のあり方を学びたい。
 - ・就労準備支援の来年度からの実施を検討しており、被保護者事業との一体的運用により、福祉事務所のケースワーカーと生活困窮制度の垣根を取り払うきっかけにしたい。
 - ・庁内連携について各関係機関が参加できるようなものがあれば助かる。

3) コンサルタント方針

- ①事前訪問で家計相談支援の実績が上がっていないこと、自立相談支援事業所と家計相談支援事業所との連携が図れていないこと、業務委託内容に課題があることなど現状を共有する。
- ②小委員会では、それらの課題に対する検討や、庁内連携の強化、生活保護との一体的運用の仕方、効果的な実績の見せ方、支援調整会議のあり方などについて意見交換し、アドバイスする。
- ③以上の検討を踏まえ、家計相談とは何か、自治体にとってのメリット、家計相談支援の具体的手法を学べる研修会を実施。
- ④次年度から新規で実施する就労準備支援事業について研修会を実施。

4) コンサルタントサービスの経過・内容

- ①現状共有
 - 日時：平成29年8月17日（木）15：00～17：30
 - 場所：高知市社会福祉協議会 会議室

参加：高知市 福祉事務所福祉管理課課長、課長補佐、生活困窮者支援・相談担当
高知市社協福祉協議会 共に生きる課 課長、担当
アドバイザー

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

②小委員会（1回目）の実施

日時：平成30年1月9日（火） 13：30～16：50

場所：ニッセイビル2階 会議室

参加：高知市 福祉事務所福祉管理課 課長、課長補佐
生活困窮者支援・相談担当 管理主幹、担当
生活保護相談員

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 高知市生活支援相談センター長、課長
高知市成年後見サポートセンター長
生活支援相談センター担当

アドバイザー

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 平野 隆之

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 藤浦久美

③小委員会（2回目）の実施

日時：平成30年2月1日（月） 9：00～12：00

場所：ニッセイビル2階 会議室

参加：高知市 福祉事務所福祉管理課 課長、課長補佐、福祉企画担当係長、
生活困窮者支援・相談担当、生活保護相談員

高知市社会福祉協議会 共に生きる課 生活支援相談センターセンター長、担当

アドバイザー

日本福祉大学 社会福祉学部 教授 平野 隆之

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 藤浦久美

④事前調査及び小委員会で分かった課題等

- ・家計相談支援のプラン実績、業務委託内容、自立相談支援事業との連携の課題
家計相談支援は月に2回の実施という契約のため、相談者との日程が合わせられず、自立相談支援事業との視点のズレもあり、連携がうまくいっていないため、プランも上がっていない。
- ・庁内連携、社協との連携の課題
家計相談支援事業が庁内・外であまり周知されておらず、国保や税の滞納、多重債務、社協の貸付など、組織的に連携を強化する必要性がある。
- ・生活保護における家計相談支援の必要性について意見交換
- ・支援調整会議のあり方、効果的な事業実績の見せ方についての検討。
- ・地域福祉との連携の検討。

⑤コンサルタント内容

- ・家計相談支援事業のあり方、業務委託内容の見直しをアドバイス
 - 家計相談支援事業は、自立相談支援事業所と同じ事務所で、別事業として実施しているところが多様な解決につながっており、家計相談支援の有効性が一番発揮できている。
 - 家計相談支援は、相談者に応じ多岐にわたる専門的な支援を複数回、時には継続して行うため、月2回短時間の契約でやれるような支援内容ではない。

- 高知市では、実際には自立相談支援員が家計相談支援を実施しており、自立相談支援を受託している社会福祉協議会が専任の家計相談支援員を配置することにより、自立との連携も図れ、プランにもつなげることができることをアドバイスした。
- ・ 庁内連携、社協との連携の仕方をアドバイス
 - 国保、市営住宅、市・県民税、自動車税、固定資産税、保育料の滞納などが関係する窓口へのアピールの仕方を説明した。
 - 大津市、久留米市、豊中市など庁内連携がうまくいっている自治体の実践方法や、福岡県域で庁内連携が難しかった自治体窓口との関係の作り方について実践内容を含めアドバイスした。
 - 機関や部署を超えた連携・交流についての必要性和やり方について、第一線の相談員がフラットに交流できる場の設定を提案した。
 - 消費生活センター、社協の生活福祉資金と日常生活自立支援事業との連携のメリットを説明した。
- ・ 生活保護における家計相談支援の役割、一体的運用に関する意見交換
 - 生活保護で家計相談支援が必要となるのは、生活保護を断られた人、自立相談支援事業から生活保護につながる人、保護が廃止になる人の場合があることを共有した。
 - 上記はかなりボリュームがあるため、家計相談に取り組む場合は協力できるケースワーカーと一緒に、範囲を限定してモデル的な取り組みから始めることを提案した。
- ・ 支援調整会議のあり方、プランの上げ方、効果的な事業実績の見せ方をアドバイス
 - 支援調整会議は、事業別に分けるのではなく、相談者を中心に関係者を集める方法が良いこと、各事業担当の異なる視点でプランが充実することをアドバイスし、他自治体の運営の工夫（時短、簡潔書式）を紹介した。
 - 家計相談支援は、目の前の現実問題を解決する視点で、約3ヶ月を目標にプランを立てること、そのことで相談者も相談員も達成感を得ることができ、効果的なことをアドバイスした。
 - 久留米市の事業効果の見せ方を示して、初年度とその後の実績の数値化の方法について紹介した。
 - 東近江市での事業実績の見せ方（個別の相談時の滞納・負債額、その後のプランで返済額が分かる一覧表）を紹介した。
 - 人件費は、社協の相談部門を編成し、うまく組み合わせることで必要な人数を整えることをアドバイスした。
- ・ 地域福祉との連携について検討
 - ある自治体で自立相談のストックとフローを調査したところ、新規よりも継続の件数が増えており、問題の重複度が高くなる傾向があることが分かった。
 - 困窮担当と地域福祉担当が連携をすることで、出口が増え、その後の見守りも強化されるため、CSWがある段階から関わることをアドバイスした。

⑥研修会の実施

・家計相談支援事業の研修会

○演習1

日時：平成30年2月19日（月）10:00～12:00

場所：ニッセイビル2階会議室

内容：「家計相談支援のしくみと家計表の作成」

○講演

日時：平成30年2月19日（月）13:30～14:20

場所：たかじょう庁舎6階会議室

参加：38名

内容：「経済的困窮等の生活課題を抱えた市民に対する家計面からのアプローチ」

- 家計相談支援とは何か
- 自立相談支援と家計相談支援の関係
- 家計相談支援の効果
- 庁内連携について

○演習2

日時：平成30年2月19日（月）14：30～16：30

場所：たかじょう庁舎6階会議室

参加：19名（高知市福祉管理課の全係長以上及び担当職員、高知市社会福祉協議会職員、第一・第二福祉課、債権徴収関連の各課）

内容：「家計相談支援に必要な支援やつなぎ先、支援プランの立て方を2つの事例を通じた演習で学ぶ」

講師：生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子
グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 藤浦久美

・就労準備支援事業の研修会

日時：平成30年2月26日（月）13：30～15：30

場所：たかじょう庁舎6階大会議室

参加：56名 高知市全庁職員（健康福祉部、市民協働部、子ども未来部、総務部等）、高知市社協職員（生活支援相談センター、地域福祉コーディネーター等）

内容：「地域共生社会の実現を目指して～生活困窮者自立支援にかかる就労準備支援を知り、個別支援から地域づくりへ、地域づくりから個別支援へ～」

講師：生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 櫛部武俊
ユニバーサル就労ネットワークちば副理事長 平田智子

5) コンサルタント後の高知市の方針

- ・平成30年度から家計相談支援事業の契約を見直し、家計相談支援事業を自立相談支援事業と同じ場所に常設化する。
- ・平成30年度から、就労準備支援事業を新規に実施。
- ・研修により関係各課に制度やその効果を周知することができたので、今後庁内連携の強化を進める。

(6) 山形市

1) 自治体の概況

- ①自治体区分… (一般市) 人口25.3万人
- ②生活困窮者自立支援事業の実施状況と委託先
 - ・一時生活支援事業以外は全て実施
 - ・自立相談支援事業はH25年度のモデル事業から山形市社協に委託
 - ・就労準備支援事業は認定NPO法人発達支援研究センターに委託
 - ・家計相談は県が実施 (委託先は山形県労福協) で負担金を支払う形態
- ③生活困窮者自立支援事業の実績
 - ・自立相談支援⇒9月単月：新規相談43件、プラン5件。
4月～9月：新規相談278件、プラン40件
 - ・就労支援⇒就労支援準備支援2人、就労支援対象者数13人。
 - ・家計相談支援⇒4月～9月が支援対象者は3人、相談は4回。
- ④窓口…山形市社協内に設置 (市役所から車で15分)
- ⑤体制
 - ・自立相談支援員4名
 - ・就労準備支援員2名
 - 相談は自立から繋がり、支援は市役所や他の施設で実施。
 - ・家計相談支援員 県の委託により、1回〇万円の契約 (総額〇万円/16回分)
 - 相談場所は社協の事務所で実施。

2) 自治体がコンサルタントサービスに求めること

- ①自治体から出された支援希望⇒家計相談支援事業
- ②内容
 - ・家計相談支援の支援対象者が継続的な支援に至らない場合が多い。
 - ・家計相談支援を有効に活用する方法と他の支援事業との連携方法について知りたい。

3) コンサルタント方針

- ①山形市の事前調査で分かった課題や業務形態について、その場でアドバイスを実施。
- ②山形市の事前調査で山形県にも課題があることが分かり、山形県にも出向いて家計相談支援のあり方について意見交換。
- ③上記を受けて、山形市と山形県で必要とされる研修の内容等を協議し、それに応じた研修会を実施。

4) コンサルタントサービスの経過・内容

- ①事前調査 (AM山形市、PM山形県)
 - 日時：平成29年度10月19日 (木) 10:00～12:00
 - 場所：山形市役所 会議室
 - 参加：山形市 福祉推進部 生活福祉課、保護第一係長 (査察指導員)、担当
福祉事務所生活支援課 担当
 - 山形市社会福祉協議会 生活支援第二係主任
アドバイザー
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子
 - 日時：平成29年度10月19日 (木) 13:30～14:20

場所：山形県庁 会議室

参加：山形県健康福祉部地域福祉推進課保護指導専門員
アドバイザー

生活困窮者自立支援全国ネットワーク 事務局長 行岡みち子

②事前調査で分かった課題

- ・家計相談支援事業の業務委託上の課題
 - 家計相談支援員は常駐ではなく、相談・支援調整会議等の出席1回当たりの単価が定められており、今年度は既に予算を使い果たしている。
 - 家計相談支援員が常駐ではないため部分的な関わりとなっており、自立相談支援員が家計表やキャッシュフロー表を作成し、家計相談支援員はその内容に対し指導的な関わりとなっている。
 - 自立相談支援員は本来の業務もあり、家計に特化した継続的な支援ができず、家計相談支援のプラン件数も少ない。
- ・家計相談支援事業の山形市独自の事業にする場合の予算確保の問題
 - 来期の予算提出を間近に控えているが、財務と交渉する材料が無く、家計相談支援員常駐1人分の予算確保は難しい。
- ・市役所の関係部署への周知が弱く、税・国保関係から繋がる時は相談者の状況が深刻な段階にあり、支援が困難になっている場合が多い。

③コンサルタント内容

- ・業務委託内容の見直しの必要性和家計相談支援員の配置についてアドバイスした。
 - 家計相談支援は、自宅訪問、債務整理の同行、国保や税金、公共料金の分納相談など多岐にわたり、相談者に応じた専任での支援が必要なため、1回当たりの単価を定めた契約でやれるような支援ではない。
 - 家計相談支援は、家計の見える化で本人が分かるようにする支援であり、資格やスキルが優先するのではなく、生活目線で相談者を見ていくことの重要性を説明。
- ・財務への家計相談支援の効果の見せ方をアドバイスした。
 - これまで自立相談支援員で対応してきた、国保、住民税、介護保険、固定資産税、自動車税、市営住宅家賃などの滞納額、分割納付を開始する人の人数、一括返済の人数など、財務にもメリットがあることが分かる数値を提示する必要がある事を説明。
 - 1年分のデータ集計が難しい場合は一定期間に絞っても良いこと、久留米市のデータ集計の仕方も紹介。
- ・庁内連携の方法をアドバイスした。
 - 税の滞納者に家計相談支援を紹介するチラシ等の配布が有効。
 - 関係部署を集めて研修の実施が必要。国保滞納者から取り組み始めて実績を作るとよい。
 - 庁内での情報の周知が必要。今回の自治体コンサルタントで県域での研修も可能。

④研修会の実施

- ・家計相談支援事業の研修会

○午前の部

日時：平成30年2月22日（木） 11：00～12：00

場所：山形県西村山地域振興局講堂

参加：山形県内の各市福祉事務所・総合支庁生活困窮者自立支援担当者、各自治体の自立支援機関職員、山形県労福協各地区事務局長、山形県社会福祉協

議会、県地域福祉推進課

講師：生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

内容：家計相談支援とは何か

自立相談支援と家計相談支援の関係と実績

家計相談支援の効果

自治体における家計相談支援事業の効果を紹介。

質疑・応答…滞納している人が相談窓口につながらないため、自治体としてはどうすべきかの質問について、制度の改正案では自治体各窓口で把握した困窮者に対し、自立相談支援事業の利用勧奨を行う努力義務があることを説明した。

○午後の部

日時：平成30年2月22日（木）13:00～15:00

場所：山形市役所 会議室

参加：山形市生活困窮者自立支援担当職員、山形市社会福祉協議会担当職員
50名

講師：生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 北島千恵

内容：ディスカッション形式で個別の質問に対して応答

- 相談が継続しない場合の理由と対処
- アウトリーチの仕方
- 庁内連携の仕方など

5) コンサルタント後の山形市の方針（山形市より当日提出された資料より抜粋）

- コンサルを受けて、平成29年度の実績を数値化し予算要求した結果、平成30年度の家計相談支援事業は、嘱託職員1名分の予算が付いた。
- 家計相談支援事業は山形市社協に委託し、自立相談支援窓口到家計相談支援専門の職員を1名配置する。
- 相談者自ら家計を管理できるよう支援し、滞納の解消や再び困窮に陥らないよう伴走型の支援を実施していく。
 - 自立と一体的に取り組み、初回面談から内容を把握し、適切な支援を行う。
 - 滞納分の分納相談や債務整理など、紹介だけではなく同行を含め、家計が正常化するまで関係機関と連携しながら細やかな支援を行う。
 - 市税等庁内の各関係機関から納付困難者を紹介してもらい、納付計画を立てて、滞納の解消と家計の正常化を図る。

(7) 三条市（新潟県）

1) 自治体の概況

- ①自治体区分…（一般市） 人口9.8万人
- ②生活困窮者自立支援事業の実施状況
 - ・自立相談支援事業を直営で実施
 - ・子ども学習支援事業は子育て支援課の家庭児童相談員が兼務して実施
 - ・就労準備支援事業は外部委託して実施
 - ・家計相談支援事業は未実施だが、自立相談支援の延長上で支援を行っている。
- ③生活困窮者自立支援事業の実績
 - ・自立相談支援→4～9月 新規相談 94件
- ④窓口…山形市役所内に窓口（生活保護と同一窓口）
- ⑤体制…直営（福祉健康部福祉課で生活保護兼務）
自立相談支援員 係長1名、主任・ケースワーカー6名
- ⑥庁内連携の実態…制度開始時に関連部署に研修実施。関連部署にチラシ配置

2) 自治体がコンサルタントサービスに求めること

- ①自治体から出された支援希望⇒家計相談支援の充実、庁内連携
- ②内容
 - ・家計相談で1ヵ月の生活費のやりくりを計画しても計画通りに消費できないケースが多い中、金銭を直接管理できないため、どのように支援すればよいかを知りたい。
 - ・庁内連携が円滑に進むための仕掛けがあるのか、生活困窮者自立支援事業担当部署から地域連携に向けた具体的な成功事例を教えてもらいたい。

3) コンサルタントの方針

- ①生活困窮者の早期発見・早期相談のために、庁内の他部署への困窮者自立支援制度の周知と日常の業務の中で困窮者支援につなぐ支援の過程における連携の方法についてアドバイスを行う。
 - ②家計相談支援の充実のための具体的な支援方法についての研修に取り組む。
- 以上の課題について、事前調査で内容に触れてアドバイスを行った。その結果、担当部署と連携部署を対象に研修会を希望され、研修会を実施する。

◆ 自治体が研修会開催を希望した経緯（課題認識と研修での獲得目標）

- ・自治体の課題
 - 目標管理において掲げている通り、生活困窮者の早期発見、早期相談に向けた周知を行い、庁外の関係機関との連携を図っているものの、庁内において当事業の周知不足のため、他課との連携が不十分である。
 - 家計相談の支援を充実させることで生活困窮状態から脱するための具体的な支援の方法や被保護者でありながら家計が回らないケースへの対応。
- ・研修の効果
 - 庁内連携については、先進地事例をもとにグループ討議でシュミレーションを希望。
 - その後の相談支援において他課との連携によるチーム支援がしやすくなることを目指す。
 - 納税相談対応をする収納課や貸付を行う社会福祉協議会の理解を促す。

4) コンサルタントサービスの経過・内容

①事前調査

日時：平成29年10月20日（金）9：30～11：30

場所：三条市市役所

参加：福祉保健部 福祉課 生活支援係 係長、主任、担当 3名
アドバイザー

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

内容：困窮者自立支援事業の現状についての意見交換

以下のような自治体の課題、疑問点等について事例を交えながら、アドバイスやコンサルタントを行った。

- ・具体的な事例についての庁内連携の方法
- ・税滞納者への効果的な支援及び庁内連携の方法
- ・自立相談と家計相談の連携の仕方
- ・収納課と連携した相談者の掘り起し
- ・家計相談支援のプラン作成の仕方、本人の気づきをどのように得るか

②研修会

日時：平成30年2月14日（水）10：00～17：00

場所：三条市内

参加：三条市 福祉課 生活支援係（生活困窮者自立支援法担当）12名
関連部署 4名

三条市社会福祉協議会1名

講師：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 鏑木奈津子

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡みち子

グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 藤浦 久美

内容：厚生労働省 生活困窮者自立支援室 行政説明及びQ&A

講義…「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要と今後の展望」

「生活困窮者自立支援事業（庁内連携・家計相談支援）研修会」

以下のプログラムで講義と演習を行った。

講義…「生活困窮者自立支援における家計相談支援とその効果を学ぶ」

- 家計相談支援とは何か
- 自立相談支援と家計相談支援の関係
- 家計相談支援の効果
- 庁内連携の現状

演習…事例検討（家計相談支援の効果、母子家庭の事例など）

5) コンサルタントサービスの前後での評価

①家計計画表を利用することで見える化を図り、相談者との相互理解、生活への期待を加味しての相談ができるようになった。

②庁内連携では、収納課からの相談が増加した。

(8) 高槻市（大阪府）

1) 自治体の概況

- ①自治体区分…（中核市）人口35.4万人
- ②生活困窮者自立支援事業の実施状況
 - ・直営で平成26年9月よりモデル事業から自立相談支援事業実施
- ③生活困窮者自立支援事業の実績
 - 27年度 新規相談 484件 プラン 138件
 - 28年度 新規相談 602件 プラン 97件
 - 29年度 新規相談 ※330件 プラン ※68件

（※但し、29年度実績は9月末現在）
- ④窓口…市役所内に窓口（生活保護の就労支援と同一窓口）
- ⑤体制…直営 78名（非常勤含む・ケースワーカー43人、生活福祉支援課生活保護、生活保護就労支援も担当する。）
自立相談支援は、係長1名、非常勤相談員（ケースワーカー）4名

2) 自治体がコンサルタントサービスに求めること

- ①自治体から出された支援希望⇒家計相談支援事業、庁内連携
- ②内容
 - ・家計相談支援について、現在未実施であるが、今後家計相談支援事業の必須化も検討されているため、実施の検討を行っている。自立相談支援事業との連携方法や効果的な実施方法について助言してもらいたい。
 - ・庁内連携、地域連携に向けた取り組み方について、年1回庁内各課や関係機関とのネットワーク会議を開いているが、ネットワーク作りの手法などを助言してもらいたい。
 - ・スーパービジョン、社会資源の開発についての研修を希望する。

3) コンサルタント方針

- ①自立相談支援事業と家計相談支援事業の連携方法、効果的な実施方法について
 - ②家計相談支援事業の直営実施のメリット・デメリットについて
 - ③庁内連携、地域連携に向けた取り組みについて
 - ④スーパービジョン、社会資源の開発について
- 以上の課題について、事前調査で内容に触れてアドバイスをを行った上で、家計相談支援を実施している近隣自治体への視察希望が出された。
- 自立は直営、家計は委託の近隣自治体（兵庫県神戸市）への視察を提案した。
- 自立・家計を直営実施の近隣自治体（大阪府豊中市）については、全国ネットワークでヒアリングした内容を基にアドバイスを行う。
- 加えて、家計相談支援への理解を深め、その効果と庁内連携を進めていくための研修会を開催する。

4) コンサルタントサービスの経過・内容

- ①事前調査
 - 日時：平成29年10月16日（月）13:00～15:30
 - 場所：高槻市役所

参加：高槻市 健康福祉部生活福祉支援課 課長、主幹、自立支援相談担当 主査
アドバイザー

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡 みち子

内容：31年度家計相談支援事業の開始へ向けての必要な調査やアドバイスはどのようなことであるかについて、自治体の意向の調査を行った。
自立相談支援事業の現状を踏まえた意見交換の中で、必要なアドバイスを行った。

その中で、家計相談支援事業を実施している自治体の視察や実地自治体の現状について全国ネットで調査し、小委員会で意見交換・検討することとした。課題となっているのは以下の内容であった。

○庁内連携、支援へのつなぎ強化への助言を得たい。

○家計相談支援実施自治体へ向けて、直営・委託実施のメリット・デメリット、家計相談支援員の養成、効果的な実施へ向けての情報を得たい。

②視察研修

高槻市の担当者が、自立相談支援事業は直営、家計相談支援事業は委託で実施している自治体の実施状況及び運営体制について視察を行った。

日時：平成29年1月14日（火）

場所：兵庫県神戸市 市役所及び家計相談支援事業所

参加：高槻市 健康福祉部生活福祉支援課 主査、自立支援相談担当主査、担当

感想：自立支援ではできないアウトリーチや同行支援などが担えていて、直営の自立相談支援事業との棲み分け、連携ができており、自立に家計が加わることで、多角的に相談者を見て支援ができるメリットがあることが分かった。

家計相談支援事業の実施方法、実地体制等、実際に支援現場を見て、話を聞くことで、イメージが掴めた。

自立相談支援員と家計相談支援員の兼務は、一人で複数の視点という意味では難しいことが分かった。

③調査

- ・自立相談支援事業や家計相談支援事業を直営で実施している近隣自治体（大阪府豊中市）へ出向き、直営で取り組む際のメリット・デメリットを調査した。

④小委員会

日時：平成29年1月25日（月）13:00～15:30

場所：高槻市役所

参加：高槻市 健康福祉部生活福祉支援課 主幹、自立支援相談担当主査、担当
アドバイザー

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡 みち子

内容：家計相談支援事業委託実施の研修視察報告を共有した。

家計相談支援事業を直営で実施している豊中市の事前調査（1月28日実施）を基に、直営・委託のメリットとデメリット、支援の現状について報告した。

全国の自治体の家計相談支援事業の実績を提示して意見交換した。

家計相談支援員の育成、研修、家計相談支援の流れ、自立相談支援とのつなぎ方について助言した。

家計相談支援の実施の同規模の先進事例を基に、庁内連携、地域連携についての具体的な事例を交えて情報媒介を行った。

本コンサルで実施する研修（3月2日）の内容について相談した。

直営のメリットは庁内連携のしやすさにあり、個人情報の共有が進めやすく、困窮者へのトータルな支援につながることもある。デメリットは担当職員の異動は免れ難く、支援の質や内容の継続性をどのように保全していくかが課題で

あることを伝えた。

⑤研修会

家計相談支援事業の内容についての周知をするために、高槻市の関係部署と自立支援現場の担当者を対象とした研修会を実施。庁内連携の必要性と家計相談支援の効果などについて、他自治体の事例を交えた具体的な研修内容とした。

日時：平成30年3月2日（金）10：00～16：40

場所：高槻市役所

参加：高槻市職員15名（相談支援員、ケースワーカー、消費生活相談員、保健師）
近隣自治体より3名参加

講師：生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡 みち子
グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 丸山 恵子

内容：以下のプログラムで講義と演習を行った。

講義：「困窮者支援における家計相談支援とその効果」

○家計相談支援とは何か

○家計相談支援の効果について

演習：事例検討（事例紹介、グループワーク等）

5) コンサルタントサービス前後での変化

- ・実施の検討にあたり予算要求の手法や全国の実施状況を今後活用ができるようになった。
- ・今後生活保護受給者にも必要と言われている家計相談について、ケースワーカー理解を深めることができた。

(9) 豊見城市（沖縄県）

1) 自治体の概況

- ①自治体区分…（一般市）人口6.1万人
- ②生活困窮者自立支援事業の実施状況
 - ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を社会福祉協議会に委託実施
- ③生活困窮者自立支援事業の実績（28年度）
 - ・自立相談支援⇒新規相談 202件 プラン 45件
住居確保⇒21件
就労準備支援事業⇒就労支援対象者数27件 就労準備8件 就労訓練0件
自立就労15件 生保就労自立19件
家計相談⇒13件
一時生活 0件 生活資金貸付12件
- ④窓口…豊見城市役所内に窓口
- ⑤体制…自立支援班長（市職員）、生活支援パーソナルセンター（4人体制）
市の担当部署：豊見城市福祉部福祉課

2) 自治体がコンサルタントサービスに求めること

- ①自治体から出された支援希望⇒家計相談支援事業、庁内連携
- ②内容
 - ・多重債務相談や公共料金および税の滞納相談など支援拒否があり支援継続につながらず寄り添った丁寧な支援が出来ていない。
 - ・早期に適切な支援をする方法を教えて欲しい。
 - ・家計相談独自のデータ分析方法を教えて欲しい。
 - ・家計相談支援事業を活用した地域づくりのための家計相談支援員による子どもたちを対象とした「お金の使い方勉強会」などを開催したい。

3) コンサルタント方針

- ①家計相談支援のデータで集積する必要がある項目と活用方法について
- ②相談終結のタイミングや判断根拠の紹介
- ③家計のやりくりや多重債務状態の相談者への支援のあり方など実践的な課題に対するノウハウの教授
- ④子どもを対象とする金銭教育や勉強会などを地域づくりと関連させて取り組むための進め方

以上の課題について、市役所への事前調査を行いコンサルタントやアドバイスとして何が必要でどのような進め方が適切かを調査し、業務を実施する。

4) コンサルタントサービスの経過・内容

- ①事前調査
 - 日時：平成29年9月27日
 - 場所：豊見城市役所内
 - 参加：豊見城市福祉部社会福祉課課長、自立支援班長、担当職員
豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター主任相談支援員、家計相談支援員

アドバイザー

生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡 みち子

グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 北島 千恵

内容：家計相談支援事業開始から2年が経過し、抱えている課題や疑問について支援現場の声や自治体の担当部署の意見を聞く中で、家計相談支援に関して具体的・実践的な考え方や今後の進め方についてのアドバイスが求められていることが分かった。

課題となっているのは以下の内容であった。

- ・家計相談支援の事業実績のデータの集積がなく、傾向や課題の把握について客観的に押さえにくく、分析ができない。
- ・相談者の支援課題が時間の経過とともに出てくるため、プラン期間の目安と終結のタイミングが分からない。
- ・支援困難な人への家計のやりくりの実践的な手法の教示。
- ・債務整理を拒否する多重債務状態の相談者への対応の仕方。
- ・細かな金銭管理が必要な相談者への支援。他の自治体はどうしているのか。
- ・自立相談支援と家計相談支援の区分が不明。役割分担はどうしているのか。兼任の場合の考え方は。

上記内容について事前調査で意見交換し、アドバイスも行った。さらにコンサルタントの継続を希望するかどうかとそのテーマと課題については豊見城市がまとめ、届けることを確認した。全国ネットからはグリーンコープでの家計相談支援に関するデータ集積の項目などを資料として事前に届けることを確認し、事前調査は終了した。

②平成29年12月14日コンサルタント継続の要請と文書望するコンサルタントサービスの内容について」が届き、研修会とコンサルタントを継続。

<希望するコンサルタントサービスの内容について—豊見城市>

1. プランの終結、再プランの具体的手法の教示

支援が進む中で、相談者との関係性ができてくると、当初プラン作成時には捉えきれていなかった課題等が出てくるのが少なくない。現行の厚労省の支援システムでは、プラン作成後の支援内容の追加(例：住居確保のみのプランに家計相談を加える必要が出たので追加したい)が行えない。このような場合の取扱い如何(例：プランを途中で終結させ再プラン等)。また、これ以外にも、プラン作成、終結、再プランについての手法、留意事項等があれば、伺いたい。

2. 家計管理の具体的手法の教示

相談者にやってもらうこと(例：家計簿をつけてもらう、レシートを取っておいてもらう)及び相談者と一緒に支援者が行うこと(例：通帳、レシート、家計簿の確認)を教示願いたい。また、これ以外にも、家計管理の手法、留意事項等があれば、伺いたい。

3. 認知症又は軽度の知的障害がある又はその疑いがある方への家計相談支援の手法の教示

どのように支援を行っているか具体的手法の教示を願いたい(例：家計管理を利用してもらう等)

4. 家計相談の支援範囲についての教示

家計相談は個人の行う経済活動への助言等を行うことも含まれると思うが、相談者の行う経済活動のどの範囲までを家計相談の対象とすべきか。(例：個人事業主である相談者への支援で、個人事業主である相談者にとっての就労・収入＝相談者の経営している事業と深い関係があるため、問題となる。)。また、その対象範囲とする根拠等があればご教示願いたい(家計相談で行えない旨を納得しない相談者がいた場合への対応策として、あれば)。

5. 家計相談支援を行う上で最低限必要となる情報項目の教示について
家計相談を行う上で、データとして捉えておくべき最低限の情報の項目について教示願いたい。生活困窮者支援の統計情報として持つておくべき情報やそのフォーマット等について、お考えがあればご提示・教示願いたい。
6. 既提供済の家計相談支援の実績を集計した表等のExcelデータ等の提供
※(5)及び(6)については、提示・提供可能な場合で結構です。

③研修会およびコンサルタント業務の実施

午前中は研修会、午後は沖縄県下の家計相談支援事業所の責任者が参加し、意見交換で進めることになった。

日時：平成30年3月16日(金)

場所：豊見城市役所

参加：午前の部：自立支援班班長、主任相談支援員、家計相談支援員、生活保護就労支援員、生活保護面接員

午後の部：自立支援班班長、主任相談支援員、家計相談支援員、名護市家計相談支援員、県中部家計相談支援員、県南部家計相談支援員

講師：生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡 みち子

グリーンコープ家計相談支援スーパーバイザー 北島 千恵

内容

時間：10:00～11:30

テーマ：「生活困窮者自立支援制度における家計相談支援事業」について

参加者に家計相談支援をはじめて学ぶ人もいるため、初歩的な講義と質疑応答を行い、家計相談支援の役割や効果について理解を深めた。

時間：13:00～15:00

テーマ：「家計相談支援事業を実施している沖縄県内の自治体と意見交換会および業務内容」について

- ・自治体からの希望内容の「1. プランの終結、再プランの具体的手法の教示」と「4. 家計相談(自営業等)の支援範囲についての教示」、「家計と自立の線引き」をここでのテーマとした。

- ・「1」および「家計と自立の線引き」については事例1と事例2に基づき実践的な内容で具体的に提示した。「4」については自営業の場合はどんぶり勘定である場合は家計に入る収入の範囲で相談にのること、それを越えた経営課題は適切な相談場所を紹介し、経営相談にはのらないことなどを口頭で述べ、その考え方と理由について意見交換した。

時間：15:15～17:00

テーマ：「各家計相談支援機関が抱えている困難事例等の相談対応」について

「グリーンコープの事例を通し、どのように自立支援と関わり家計相談支援を行っているか」など

- ・自治体からの希望内容の「2. 家計管理の具体的手法の教示」や「3. 認知症又は軽度の知的障害がある又はその疑いがある方への家計相談支援の手法の教示」「5. 家計相談支援を行なう上で最低限必要となる情報項目の教示」「6. 既提供済の家計相談支援の実績を集計した表等のExcelデータ等の提供」をここでのテーマとした。

- ・「2」および「3」については事例3と事例4および家計のやりくり表や簡単家計簿などのツールに基づき具体的に提示した。

- ・「5」および「6」のテーマについては、集計項目の提示を行い、全て相談員の報告に基づきエクセルで集計していること、データベースのプログラムがあるわけではなく、自分たちが自治体にアピールしたい内容を集計していること、項目は沖縄県内で相談いただくのが良いことを提案

し、意見交換した。

5) コンサルタント・アドバイス実施後の豊見城市の感想

- ・家計相談支援の対象者や自立相談支援との役割分担などの曖昧な点や、プラン作成帳票の書き方や終結・再プランのタイミングなどの業務課題が鮮明になった。
- ・相談者の負担を減らし、早急な課題解決につながるように、プラン作成を急ぐ必要なども実感され、今後改善につながる様子が見える。

(10) 多久市（佐賀県）

1) 自治体の概況

- ①自治体区分…（一般市）人口1.9万人
- ②生活困窮者自立支援事業の実施状況
平成27年度より社会福祉協議会が受託して、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業を実施。相談員は社会福祉士・精神保健福祉士の資格を持つが、全員が従来の社協業務（民生委員事務局、貸付業務、成年後見、赤い羽根、赤十字など）と兼務で担当している。
社協だよりで市民に協力をよびかけ、市民の寄付による緊急援助としての生活困窮時食糧等の提供事業を実施している。
- ③生活困窮者自立支援事業の実績
27年度相談200件、新規相談49件、申込17件、プラン12件、家計未実施
28年度相談203件、新規相談39件、申込19件、プラン15件、家計4件
29年度相談250件、新規相談50件、申込26件、プラン23件、家計11件
（※29年度実績は9月末現在）
- ④窓口…多久市社会福祉協議会内に窓口
多久市生活自立支援センター・多久市あんしんサポートセンター
- ⑤体制…多久市社会福祉協議会へ委託
係長（主任相談員・兼務）1名、相談員2名（兼務）
市の担当部署：多久市生活保護課
庁内連携の実態：行政窓口にパンフレットの設置
月1回の支援調整会議での連携を図っている

2) 自治体がコンサルタントサービスに求めること

- ①自治体から出された支援希望⇒自立相談支援・家計支援の充実、庁内連携※
（※受託して実施している社会福祉協議会より申請内容）
- ②内容
 - ・相談件数が減少傾向で支援が必要な人をどのようにして見つけるか、委託のためアウトリーチ、情報の共有に課題がある。
 - ・社協の貸付が利用できない場合でスピードを要する援助の対応の仕組みづくり。貸付要件の緩和、貸付に至る時間の短縮化が課題である。
 - ・必須・任意事業が一体となった帳票・ソフトの提供による事務作業の簡略化

3) コンサルタント方針

支援現場の社会福祉協議会の課題や疑問、要望について、事前調査で内容に触れて意見交換しながらアドバイスを行った。また、困難事例の個別相談については、アドバイザーの経験等に基づいたアドバイスを行った。

その上で、以下の目的で、本コンサルタント事業の一環として、相談支援員の研修会参加を提案したところ、参加を希望され、2回の研修参加を斡旋した。

- ①支援のための社会資源や制度、そのつなぎ方などについての情報を得、佐賀県内での支援のネットワークへ繋げていく。
- ②家計相談支援の事例検討会で支援のノウハウを学ぶ。

4) コンサルタントサービスの経過・内容

①事前調査

日時：平成29年12月26日（火） 10：30～12：30
13：00～15：00

場所：多久市社会福祉協議会

参加：多久市社会福祉協議会 事務局長、事務局次長
地域福祉課 係長（主任相談員）、相談員2名

アドバイザー 生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長 行岡 みち子
研修委員 谷口 仁史

内容：全国ネットワークの紹介、本コンサルタント事業の趣旨説明の後、支援現場の状況、事業を行う中での課題や疑問点、困難事例についての質疑を行った。

・課題、疑問

潜在的なニーズは高いので、支援が必要な人をどのように支援につなげていくか。

税務関係の部署との連携をどのように図っていくか

利用申し込みを作るタイミング

相談1件あたりの時間の目安

1プランの期間はどれくらいか

相談者の状況に応じて支援の主になるのはどこなのか

・要望

相談開始時に本人に書類記載はできないか

実践的な支援の取り組みを個別に相談できる場を持ちたい

全国研修には参加できないので、近場での学びの場がほしい

広域で事例検討できる場がほしい

中間就労できる事業所が送迎がないので、交通費の補助があるといい。

中間就労できる事業所が1事業所しかなく、もっとあったらいい

・困難事例

○知的障がい等があり、意欲はあるが家計改善できない事例

○理解していると言いながら借金生活から脱することが困難な事例

○離婚と子どものひきこもりが重なった事例

○本当のことを話してくれない事例

○税の滞納と家族のひきこもりが重なった事例

○発達障がいのある中年が高齢の親に依存し、支援者を警戒している事例

○離婚し、病気による障がいのある中高年の支援事例

○家賃が高く引っ越し資金がない事例

②研修会 佐賀県主催「次世代を担う指導者養成研修基礎講座」参加

日時：平成30年1月20・21日（土・日） 10：00～17：00

場所：佐賀市内

参加：多久市社会福祉協議会 地域福祉課 係長・主任相談員 1名

内容：子ども・若者支援のアウトリーチや支援のあり方等

講師 谷口仁史（NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表理事）

③研修会 グリーンコープ主催「グリーンコープの家計相談支援事例検討会」参加

日時：平成30年2月6日（火） 10：30～15：00

場所：福岡市内

参加：多久市社会福祉協議会 地域福祉課係長（主任相談員）、相談員 2名

内容：毎月開催の事例検討会でのケーススタディ

5) コンサルタントサービスの前後での変化

- ・支援にあたり、従来よりも具体的に物事を捉え考える力を養うことができる契機となった。

平成29年度 厚生労働省 社会福祉推進事業
生活困窮者自立支援事業の充実を目指すための自治体支援等に関する調査・研究事業

(委員長)

奥田 知志 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事
(認定NPO抱樸理事長)

(委員)

五石 敬路 大阪市立大学准教授

新保 美香 明治学院大学教授

櫛部 武俊 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事
(一般社団法人 釧路社会的企業創造協議会副代表)

西岡 正次 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事
(A'ワーク創造館就労支援室長)

谷口 仁史 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク研修委員
(NPO法人スチューデント・サポート・フェイス代表)

行岡 みち子 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長
(生活協同組合連合会グリーンコープ連合常務理事・生活再生事業推進室長)

(執筆分担)

五石 敬路：大阪市立大学准教授
1-3 アンケート調査結果の考察

新保 美香：明治学院大学教授
1-3 アンケート調査結果の考察

正木 浩司：公益社団法人北海道地方自治研究所研究員
2-3 自立相談支援事業のコンサルタントサービス

西岡 正次：
2-4 就労準備支援事業のコンサルタントサービス

行岡 みち子：
2-5 家計相談支援事業のコンサルタントサービス

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-15 サンライズ新宿 3F

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

TEL 03-3232-6131